

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成26年3月3日（月）

社会・援護局 保護課

# 目 次

## (説明資料)

- 生活保護法の一部を改正する法律について . . . . . 2
- その他 . . . . . 15
- 参考資料 . . . . . 19

## (文書編資料)

- 1 生活保護法の改正について . . . . . 24
- 2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について . . . . . 28
- 3 健康・生活面に着目した支援について . . . . . 33
- 4 不正・不適正受給対策の強化等について . . . . . 35
- 5 生活保護制度の適正な実施について . . . . . 40
- 6 医療扶助の適正な実施について . . . . . 45
- 7 指定医療機関制度の見直し等について . . . . . 49
- 8 介護扶助の適正な実施について . . . . . 54
- 9 地方自治体の体制整備等について . . . . . 57
- 10 平成26年度生活保護基準について . . . . . 58
- 11 生活保護関係予算について . . . . . 61
- 12 生活保護関係調査について . . . . . 64

- (参考資料) . . . . . 68

# 生活保護法の一部を改正する法律について

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずる。

## 主な改正内容

### 1. 就労による自立の促進

- 安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

### 2. 健康・生活面等に着目した支援

- 受給者それぞれの状況に応じた自立に向けての基礎となる、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。(※)

### 3. 不正・不適正受給対策の強化等

- 福祉事務所の調査権限を拡大する（就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署の回答義務を創設する。）。
- 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せをする。
- 不正受給に係る返還金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺する。
- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

### 4. 医療扶助の適正化

- 指定医療機関制度について、指定（取消）に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入する。
- 医師が後発医薬品の使用を認めている場合には、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。(※)
- 国（地方厚生局）による医療機関への直接の指導を可能とする。

## 施行期日

平成26年7月1日（一部(※)平成26年1月1日）

(注)第183回国会政府提出案からの修正点 ・ 同国会（衆議院厚生労働委員会）における議員修正（保護申請に係る取扱いは現行と変わらない旨を明確化）の反映  
・ 施行期日の変更（3か月後ろ倒し）

# ① 就労による自立の促進（就労自立給付金の創設）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。【施行期日：平成26年7月1日】

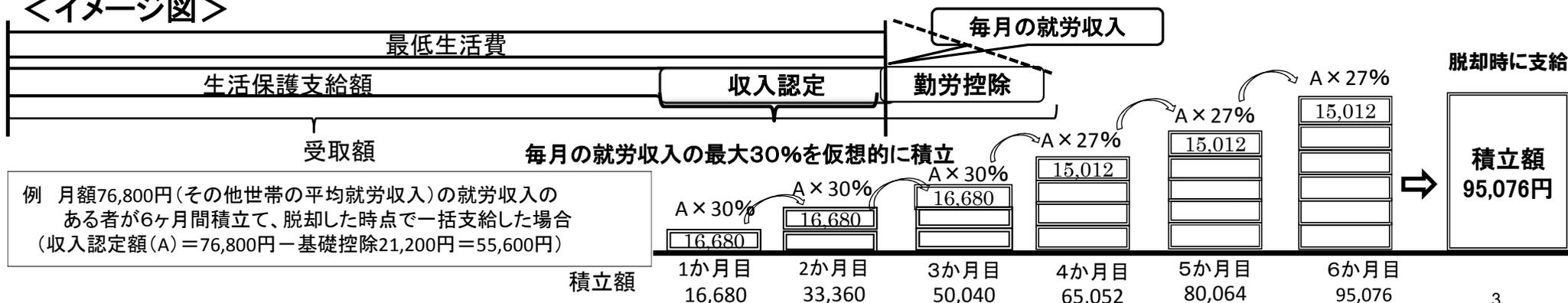
## 支給要件

※未確定の内容が含まれており、今後変更の可能性

- 支給方法：保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給（※）
- 対象：安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円  
保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、当該負担増相当額の3箇月程度の補填を想定
- 支給時期：保護脱却時に一括支給
- 再受給までの期間：原則3年間

※（詳細）・支給額は、保護脱却前最大6か月分の収入認定額の一定額（最大30%）（積立額がない場合は支給しない）  
 ・毎月積立可能な額は、一般の貯蓄率を考慮して収入認定額の最大30%以内とし、早期脱却を促す観点から就労期間の経過とともに逡減させる。  
 （積立額：就労開始後 1~3月目収入認定額の30% 4~6月目27% 7~9月目18%、10~12月目12%）

## <イメージ図>



## ② 健康・生活面等に着目した支援

- ◎ 受給者の自立に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の責務として位置づける。

【施行期日：平成26年1月1日】

### (参考) 運用における取組

受給者が、自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況の適切な把握に努めることにあわせて、受給者の取組がより効果的なものとなるよう、次のような健康・生活面等に着目した支援を行う。

#### ① 受給者の健康管理を支援する取組を実施

- 平成25年度から、福祉事務所における、健康診査結果に基づく保健指導や、受給者の健康や受診に関する相談等に対し助言指導等必要な対応を行う専門の職員の配置など健康面に関して専門的に対応できる体制を強化
- 福祉事務所の調査権限を強化して健康診査結果等を入手可能にし、それに基づいて、健康面の支援をより効果的に行えるようにする

(注)生活保護は、糖尿病、肝炎といった重症化すると完治が難しい疾病の患者の割合が国民健康保険等に比べて高い。

#### ② 本人の適切な家計管理を支援するための取組を実施

- 福祉事務所が本人の自立支援の観点から必要と判断した者については、受給者の状況に応じてレシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求めることも可能

### ③-1 不正・不適正受給対策の強化等(調査権限の拡大や罰則の引上げ等)

- ◎ 生活保護の不正事案に対しては、適正な保護の実施や、制度への国民の信頼を確保するためにも、厳正な対処が必要であり、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引上げ等を実施する。  
【施行期日：平成26年7月1日】

#### 主な改正内容

##### (1) 福祉事務所の調査権限の拡大

- 「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象者に過去に保護を受給していた者を追加 (※)保護受給期間中の事項に限る
- 福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける  
(※)回答義務の対象の例  
自動車の所有状況(運輸局の自動車登録情報)など資産の状況に関するものや、市町村民税、児童手当、失業等給付、国民年金など収入の状況に関するもの

##### (2) 罰則の引上げ及び不正受給に係る返還金の上乗せ

- 不正受給の罰則について「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引上げ
- 不正受給に係る徴収金について100分の40を乗じた金額を上乗せすることを可能とする

##### (3) 不正受給に係る返還金の保護費との相殺

- 確実な徴収を図る観点から、地方自治体が生活保護受給者に対して不正受給に係る徴収債権を有している場合、本人からの申し出を受け、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認めるときは、保護費と調整することを可能とする

##### (4) 扶養義務者に対する報告の求め

- 福祉事務所が必要と認めた場合には、その必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。  
※要保護者がDV被害を受けている場合など、真に保護が必要な者に対する保護の妨げとなるおそれがある場合は除く。

# 福祉事務所の調査権限の拡大

第29条第1項（改正）

○ 関係先調査（いわゆる29条調査）の調査対象事項は、以下のとおり拡大。

※ 下線部分は、現行からの変更点。

	現行	改正後
要保護者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入（①生業若しくは就労又は求職活動の状況、②扶養義務者の扶養の状況、③他の法律による扶助、を含む。） ・健康状態 ・他自治体における保護の有無 ・その他政令で定める事項（支出に関する状況を定めることを予定）
扶養義務者についての調査	・資産及び収入	・資産及び収入 ※ 法律上は「その他政令で定める事項」とあるが、現時点では定める予定なし。

（注）法改正により、被保護者であった者についての調査、被保護者であった者の扶養義務者についての調査もできることとなる。ただし、これらの調査に関しては、資産及び収入の状況その他政令で定める事項は、その保護を受けていた期間における部分に限る。

第29条第2項（新設）

○ 関係先調査が行われた場合、官公署等が保有する情報は、回答義務の対象となる。

種類	情報（調査先）
資産に関する情報	自動保有（地方運輸局） 等
収入に関する情報	公的年金（年金事務所）、恩給（総務省）、児童手当（市町村）、児童扶養手当（福祉事務所）、労災補償（厚生労働省）、失業手当（ハローワーク）、育児休業給付・介護休業給付（ハローワーク）、職業訓練受講給付金（ハローワーク）、市町村民税（市町村） 等
その他の情報	健康診査の結果（市町村）、戸籍（市町村）、求職活動状況（ハローワーク）、職業訓練の受講状況（都道府県） 等

（注）官公署等が保有する全ての情報が回答義務の対象となるのではなく、改正法別表第一に掲げるものに限られることに留意が必要。

# 扶養義務者に関する規定について

## 基本的な考え方

- ◇ 明らかに生活保護受給者を十分扶養することができると思われる扶養義務者については、その責任を果たしていただきたい。
- ◇ 一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していく必要がある。

## 扶養義務者への扶養照会※現行でも実施

親子や兄弟姉妹等、一般的に扶養可能性が高い者に対して重点的に行うことが多く、3親等内の親族すべてに一律行っているわけではない。

※要保護者に事情をよく確認し、20年音信不通であるなど、明らかに扶養の履行が期待できない場合や、DVから逃げてきたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者には照会していない。

※扶養照会より対象が狭まることなる

## 扶養義務者への通知

※第24条8項に新設

福祉事務所が家事審判手続を活用してまで費用徴収を行う蓋然性が高いと判断されるような場合等に限定して行うこととする旨、省令で明記する。※扶養照会をしないケースは当然対象とならない。

## 扶養義務者への報告徴収

※第28条2項に新設

- ◇ 生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい。
  - ① 夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係
  - ② 直系血族及び兄弟姉妹
  - ③ 3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある(※)者  
(※)過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど

## <参考> 生活保護法改正法（抄）

### ○扶養義務者への通知に関する規定（新設）

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条（略）

2～7（略）

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

### ○扶養義務者に報告を求める規定（新設）

（報告、調査及び検診）

第二十八条（略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

### ○扶養義務者に対して、費用徴収を行う規定（現行と変わらず）

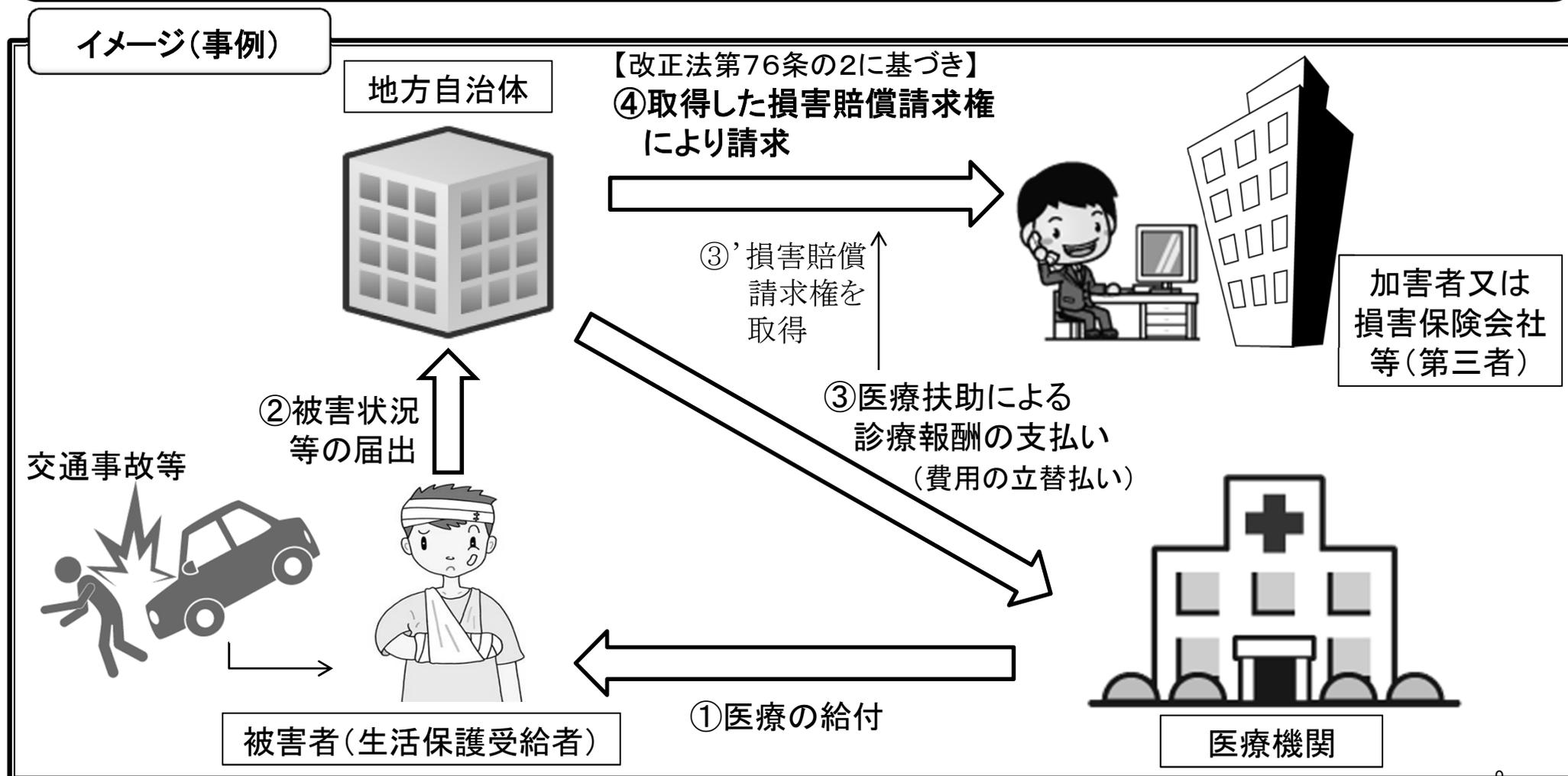
（費用の徴収）

第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

### ③-2 不正・不適正受給対策の強化等(第三者行為求償権の創設)

- ◎ 保護の捕捉性の原則に照らせば、交通事故等を原因として生活保護受給者が損害賠償請求権を取得した場合、
  - ・ 損害保険会社等に対して損害賠償を請求し、受領した賠償金を医療費を含む最低生活費に充当すべきだが、
  - ・ いったん医療扶助が行われれば、生活保護受給者が、損害保険会社等への損害賠償を請求しない事案が存在。
- ◎ このため、今般の法改正では、医療扶助等の事由が第三者行為によって生じた場合は、地方自治体は、支弁した医療扶助等の限度で、受給者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する規定を創設。  
【施行期日：平成26年7月1日】



## ④-1 医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)

- ◎ 多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳正な対処が必要であることから、指定医療機関制度の見直しを行うとともに、指導体制を強化する。  
【施行期日：平成26年7月1日】

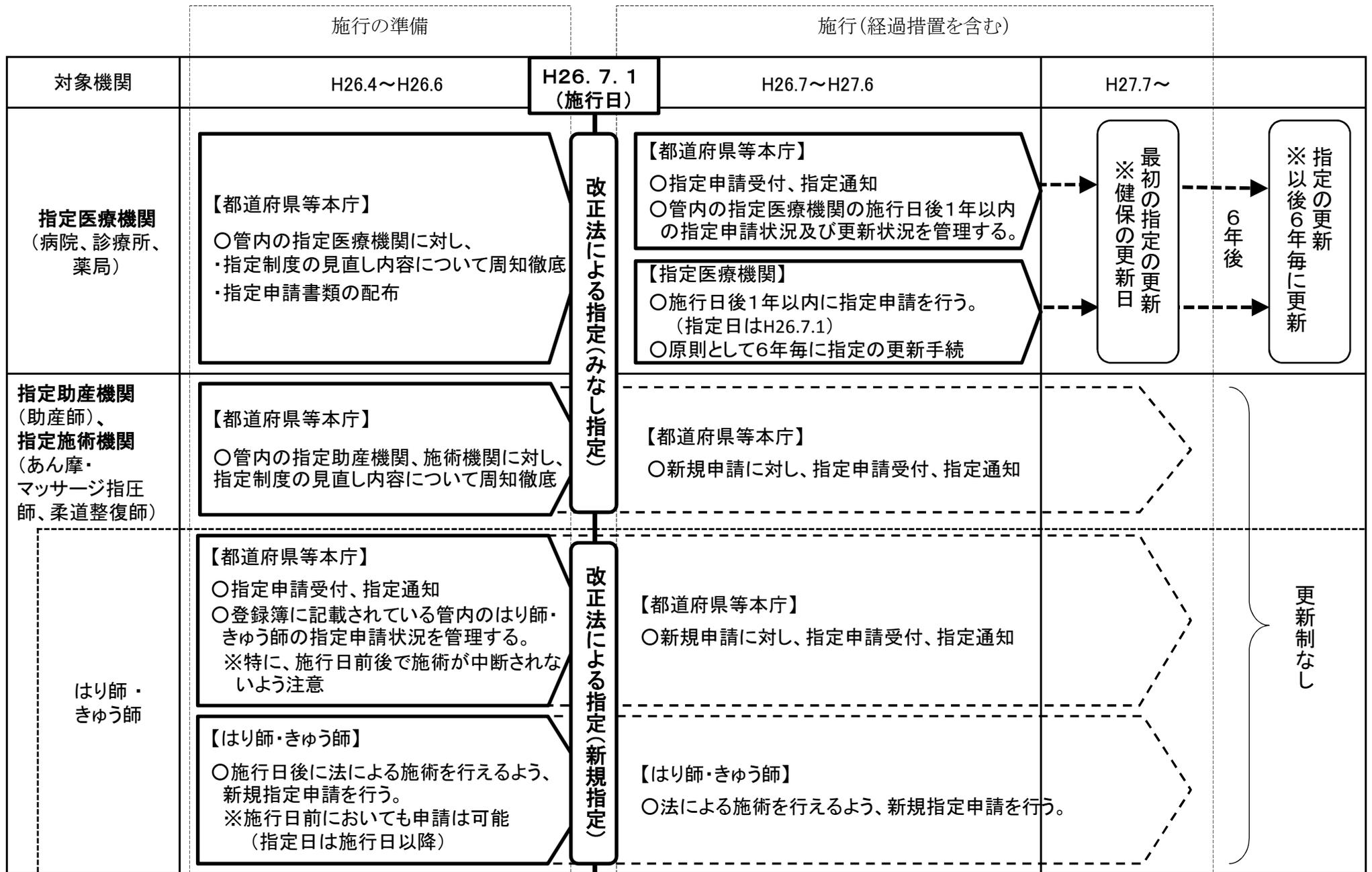
### <改正①> 指定医療機関制度の見直し

- **指定医療機関の指定要件及び指定取消要件を明確化。**〈法第49条の2、第51条〉
    - ・指定要件：保険医療機関であること、取消処分前に指定辞退がなされた場合に5年を経過していること、申請者が禁錮刑以上の刑の執行(猶予)中でないこと 等
    - ・取消要件：保険医療機関でなくなったとき、診療報酬の請求に関し不正があったとき 等
  - **指定医療機関の指定の有効期間(現在は無期限)について、6年間の有効期間(更新制)を導入。**〈法第49条の3〉
    - ・更新制の対象は病院、診療所、薬局 ※指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関は対象外
    - ・負担軽減の観点から、一部の診療所等について更新の申請を不要とする。
  - **指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応。**
    - ・保険医療機関の指定取消 → 指定医療機関の指定取消が可能。〈法第51条〉
    - ・指定医療機関の指定取消 → 都道府県知事は、保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣(地方厚生局長)に通知しなければならない。〈法第83条の2〉
  - **過去の不正にも対処できるよう、健康保険の取扱いを参考に、現在対象となっていない指定医療機関の管理者であった者についても報告徴収や検査等の対象とする。**〈法第54条〉  
等
- ※ 施行に伴う経過措置
- ・旧法により指定を受けている病院、診療所、薬局、介護機関、助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、医師または歯科医師は、施行日において改正法の指定があったものとみなす。〈附則第5条第1項、4項、第6条、第7条〉 ※はり師及びきゅう師については新規指定が必要。
  - ・みなし指定を受けた病院、診療所、薬局は、施行日から1年以内(厚生労働省令で定める期間内)に法第49条の申請をしなければ、指定の効力を失う。〈附則第5条第2項〉

### <改正②> 指定医療機関への指導体制の強化

- **国(地方厚生局)による指導等も実施できるようにする。**〈法第54条、第84条の4〉
- **各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置する。**(運用)

# 指定医療機関制度の見直しに係る経過措置等(今後のスケジュール)



# 指定医療機関等情報管理ツールの配布について

- 改正法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（取消後5年間は指定を受けることができない）や指定の更新制（6年毎に指定の更新を受けなければ指定の効力が失効）等が新たに導入される。（※1）
- 都道府県等本庁における指定事務が適切に行われるよう、指定医療機関の指定情報を管理するためのツールを配布する。（※2）

※1 都道府県等本庁では、申請のあった医療機関の開設者や管理者が欠格事由に該当するかの確認や指定の更新時期が近付いた医療機関の確認等、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められている。

※2 都道府県等における情報管理ツールの使用は任意。

## 情報管理ツールの内容

- ・Accessファイルで作成され、自治体でカスタマイズが可能。
- ・過去5年間に指定取消を受けた医療機関や、その開設者・管理者の情報(氏名)検索機能。
- ・指定の更新時期が近い指定医療機関の抽出及び一覧表作成機能。
- ・入力画面により医療機関の情報を効率的に入力することが可能。

入力画面より迅速・適確な入力  
が可能

入力画面

医療機関等名称 ○○会 ××病院  
医療機関等カナ名称 医療機関等カナ名称  
郵便番号 123-1234  
所在地 東京都  
電話番号 03-5553-1111  
区分 病院  
種別 内科  
開設者名(名称) ○×太郎  
開設者カナ名(名称) 開設者カナ名(名称)

指定医療機関の情報

医療機関等コード	医療機関等名	所在地	電話番号	開設者名	管理者名	医療機関法の指定年月
0002048	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成11
0002049	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成12
0002050	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成13
0002051	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成14
0002052	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成15
0002053	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成16
0002054	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成17
0002055	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成18
0002056	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成19
0002057	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成20
0002058	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成21
0002059	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成22
0002060	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成23
0002061	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成24
0002062	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成25
0002063	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成26
0002064	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成27
0002065	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成28
0002066	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成29
0002067	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成30
0002068	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成31
0002069	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成32
0002070	〇〇病院	東京都〇〇区〇〇	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇	平成33

更新時期が近づいた医療機関等を抽出

一覧表の作成

医療機関等コード	医療機関等名	区分	指定年月日	取消年月日	更新年月日
100001	〇〇病院	内科	2000/04/01	2007/12/31	2008/07/31
200001	××会 ××総合病院	産科	1999/03/01		
300001	〇〇市立総合病院	内科	1999/04/01		
400001	〇〇市立総合病院	内科	1999/04/01	2000/12/31	2001/01/31
500001	〇〇市立総合病院	内科	1999/04/01		
600001	〇〇市立総合病院	内科	1999/04/01		
700001	××クリニック	内科	2000/04/01		
800001	〇〇会 ××病院	内科	2000/04/01		

## ④-2 医療扶助の適正化(後発医薬品の使用促進)

◎ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組む中、医療保険に比べ医療扶助において使用割合が低いといった状況を踏まえ、後発医薬品の使用の促進について法律上明確化する。

【施行期日：平成26年1月1日】

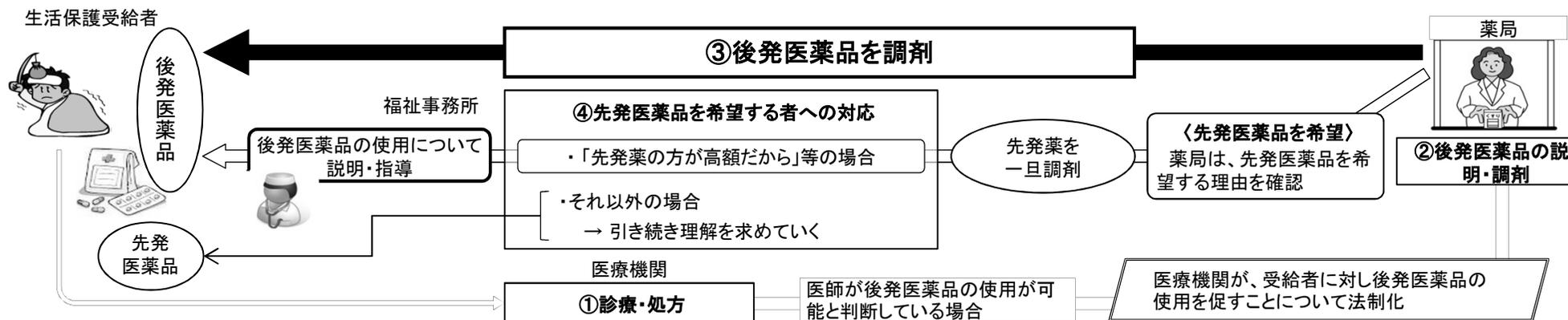
▶ 医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとする。〈法第34条3項〉

※ 医療保険に比べて生活保護の使用割合が低い。

	生活保護(金額シェア)	医療保険(金額シェア)
平成22年	7.0%	7.9%
平成23年	7.5%	8.5%
平成24年	8.4%	9.8%

### (参考) 後発医薬品使用促進の取組(運用) H25～

- 薬局は、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した処方せん(一般名処方を含む)を持参した受給者に対して、後発医薬品について説明した上で、原則として後発医薬品を調剤する。
- 先発医薬品を希望する受給者に対しては、先発医薬品を一旦調剤した上で、必要に応じて、福祉事務所が引き続き後発医薬品の使用を促していく。



# 生活保護法の一部を改正する法律（第24条関係抜粋）

参考

改正案	現行
<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>一 要保護者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係</p> <p>三 保護を受けようとする理由</p> <p>四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）</p> <p>五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</p> <p>3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>	<p>(申請による保護の開始及び変更)</p> <p>第二十四条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。</p>

## 考え方

- 申請の法定化は、第29条(関係先調査)の改正に合わせて、申請時の確認事項についても法理上明確に位置づける必要があるという法制的な観点から規定したもの。
- この法改正によって、申請事項や申請様式をはじめ、事情がある方について認められている口頭申請についても、現行の運用を変えるものではない。
- 言うまでもなく、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。

# 生活保護レセプト管理システムの機能強化について

平成24年10月より電子レセプトシステムの抽出機能の強化を実施。

生活保護等版レセプト管理システム  
(平成23年度より各自治体で本格運用)

## 主な点検機能

### 縦覧点検

受給者ごとに複数月分のレセプトを  
まとめて、頻回受診等を点検

### 重複点検

重複して請求されているレセプトを  
点検

## 主な統計・分析機能

### 医療費分析

管内の医療費で上位を占める傷病  
の割合等を分析

### 傷病別分析

指定した傷病のレセプト件数、医療  
費、受診率等を集計

### 医療機関別分析

医療機関ごとに医療費を集計し、診  
療状況や医療費などを分析

## 新たな機能の追加

### ○ 具体的な指導対象となり得る者を容易に抽出(一覧表を自動作成)できる ようにする。

平成24年10月改修済み

#### ◆ 過剰な多剤投与や重複処方を受けている者

- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 一定量(錠、日数、点) 》以上の処方を受けている者
- ・《 任意の医薬品(向精神薬はグループ化も可) 》について、《 任意の医療機関数 》以上から処方を受けている者

#### ◆ 頻回に受診を行っている者

- ・同一傷病で、同一月内に《 任意の日数 》以上受診している状態が、《 任意の月数 》以上継続している者

#### ◆ 長期外来を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》以上継続して外来受診している者

#### ◆ 長期入院を行っている者

- ・《 任意の期間 》以上継続して入院している者

#### ◆ 重複受診を行っている者

- ・同一傷病で、《 任意の期間 》内に《 任意の医療機関数 》以上で受診している者

### ○ 請求が他に比べて特徴のある医療機関を容易に抽出できるようにする。

#### ◆ レセプト1件当たりの請求金額が高い医療機関

- ・管内の医療機関について1件当たりの請求が高い順に並べた一覧

平成25年3月改修

#### ◆ 特定の診療行為や検査が多く行われている医療機関

- ・管内の医療機関について《 任意の診療行為・検査 》の請求が多い順に並べた一覧

### ○ 自治体からの意見を踏まえ、利便性の向上を図る。

#### ◆ レセプトを抽出する際に、自治体が任意に設定条件を追加できるようにする 等

※抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要

## 生活保護受給者に対する適正受診の徹底について

- ・ 同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者に対する受診指導について、精神科間の重複処方のみの点検から、全診療科間の重複処方に拡大。【調査対象件数】約2,600人(H22)→約14,000人(H24)
- ・ 診療日数が過度に多い者や長期間入院している者の全員を対象に、嘱託医協議や主治医訪問により個々の状況を把握した上で、適正受診の徹底や退院に向けた支援を実施。

### ○ 頻回受診者に対する適正受診指導

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診状況把握対象者数(同一疾病で月15日以上の特科が3か月以上継続している者数)	17,368人	18,847人	18,969人
適正受診指導対象者数	3,816人	4,273人	4,146人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)	1,271人	1,834人	1,949人
改善者数割合	33.31%	42.92%	47.01%

### ○ 長期入院患者に対する退院促進

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検討対象者数(入院180日を超えた者数)	62,495人	62,003人	63,381人
入院の必要がない者数	5,830人	5,981人	5,699人
改善者数(退院や他施設へ入所した者数)	2,684人	2,946人	2,736人
改善者数割合	46.04%	49.26%	48.01%

### ○ レセプト点検の実施

すべての医療扶助レセプトについて、都道府県及び福祉事務所において、資格点検、内容点検を実施。点検の結果、過誤が認められるレセプトについては遅滞なく過誤調整を行う。なお、平成23年度から電子レセプトにより点検を実施。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
支払金額	1,558,845百万円	1,674,220百万円	1,724,384百万円
過誤調整額	14,219百万円	15,428百万円	16,492百万円
過誤調整率	0.91%	0.92%	0.96%

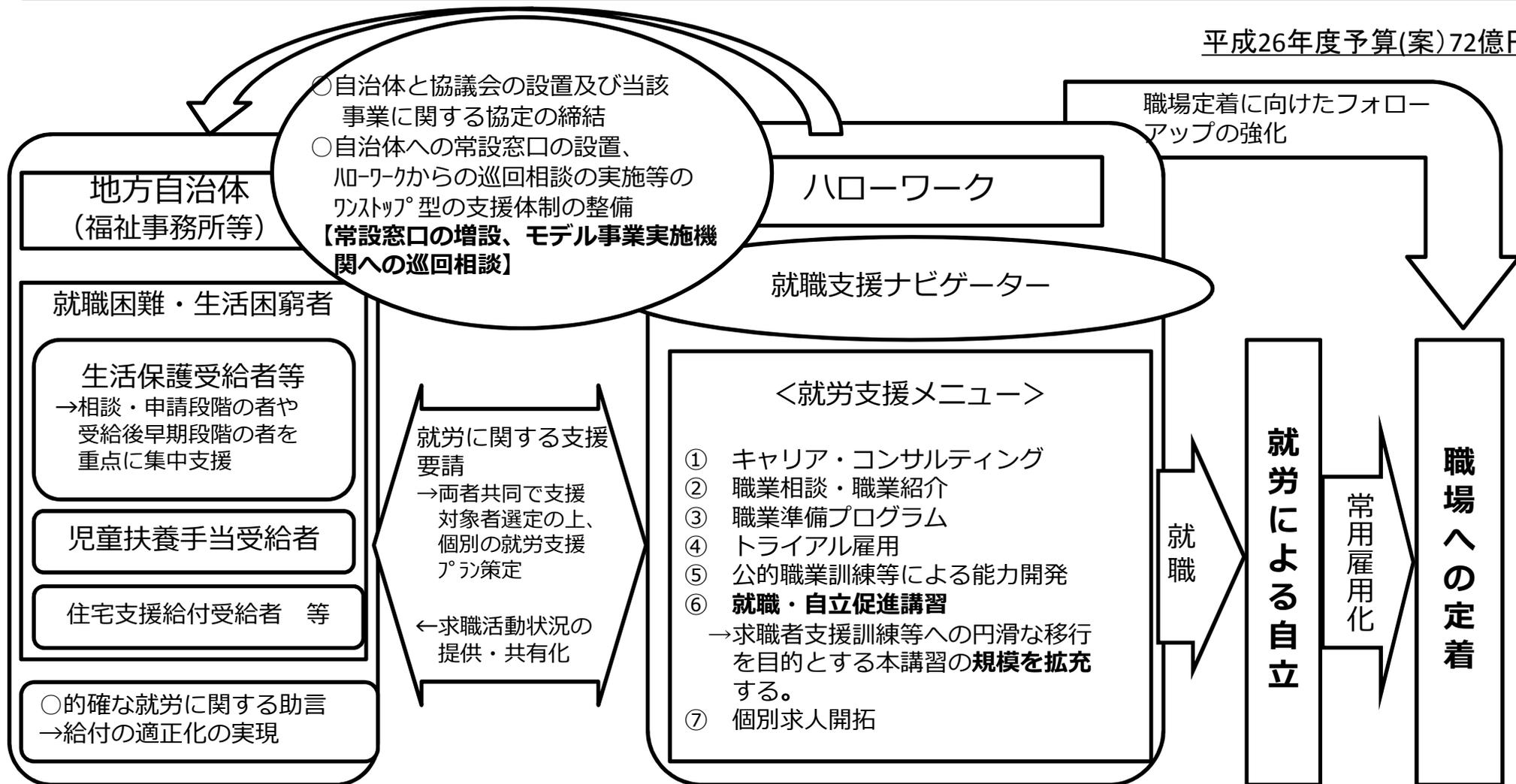
➡ 電子レセプトシステムを積極的に活用し、効率的・効果的な取組の実施

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度に新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を創設。

さらに、平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設するとともに、「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行（平成27年度～）に向けて、**生活困窮者自立促進支援モデル事業実施機関への巡回相談を実施**し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。

平成26年度予算(案)72億円



## 平成26年度 生活扶助基準額の改定の考え方

### <1. 平成25年8月から段階的に実施している生活扶助基準の見直し分>

- 平成25年8月から、生活保護基準部会における検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方に基づき必要な適正化を3年程度かけて段階的に実施しており、引き続き2年目分の適正化を実施。【影響は世帯構成によって様々】

(※)1年目:H25.8、2年目:H26.4、3年目:H27.4から実施予定

### <2. 平成26年度の国民の消費動向の見通し等を反映した分>

- 平成26年度に見通される国民の消費動向(民間最終消費支出の伸び)等を総合的に勘案。【+2.9%】

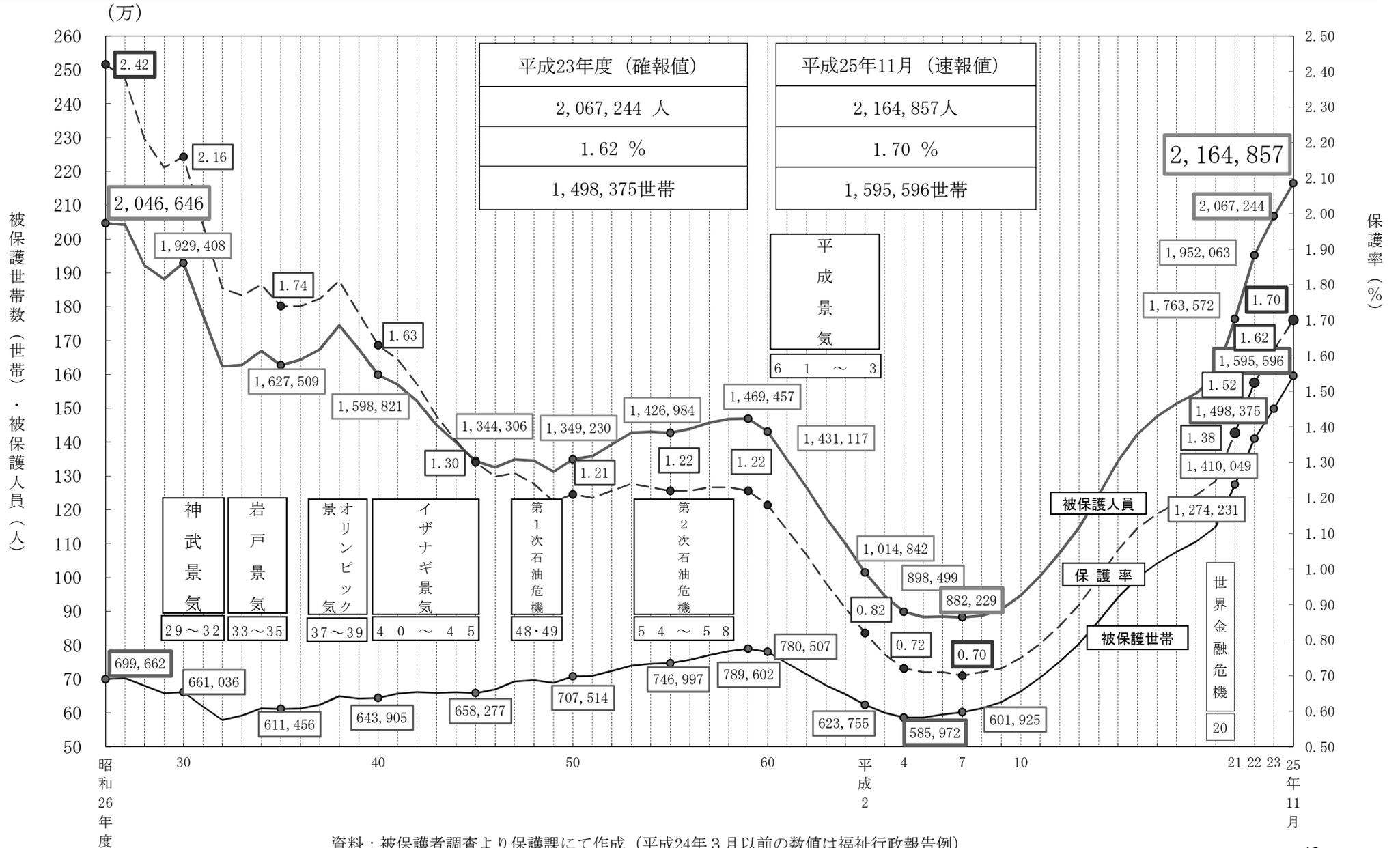
### <参考>

- 平成26年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引き上げによる影響も盛り込まれているところ。

# 参 考 资 料

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

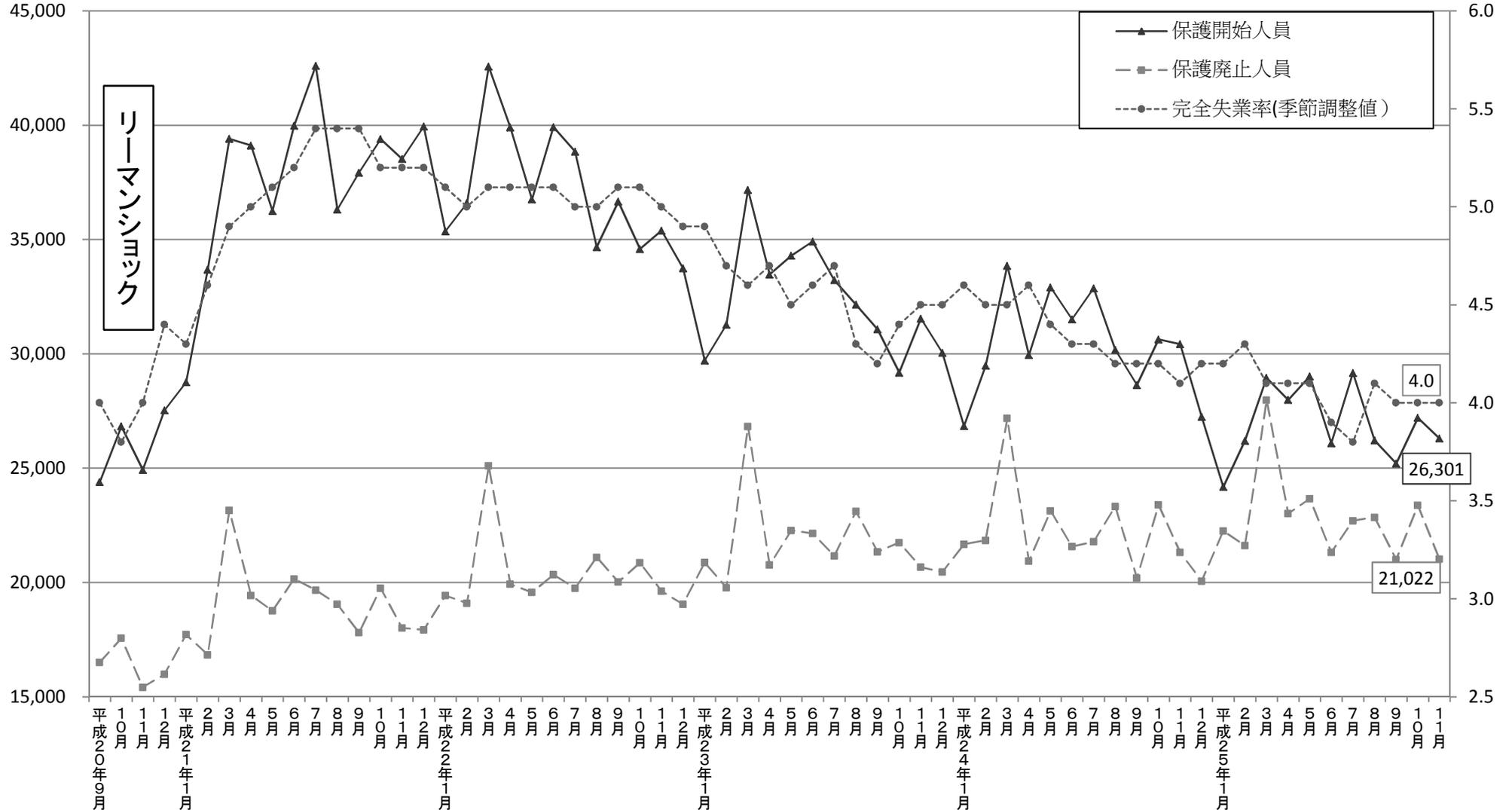


# 保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率と保護開始人員には正の相関関係がある。

保護開始人員・保護廃止人員  
(人)

失業率  
(%)



(注) 東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料) 福祉行政報告例、被保護者調査(平成24年4月以降)※平成24年4月以降は速報値、労働力調査(総務省)

## 世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

10年度前と比較すると、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加。

### ◆平成15年度

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	939,733	435,804	82,216	336,772	84,941
構成割合 (%)	100	46.4	8.7	35.8	9.0

資料：平成15年度福祉行政報告例

### ◆平成25年11月（概数）

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数	1,587,129	720,616	112,302	466,192	288,019
構成割合 (%)	100	45.3	7.1	29.4	18.2

資料：被保護者調査（平成25年11月概数）

3倍強増

#### 世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

(参考)

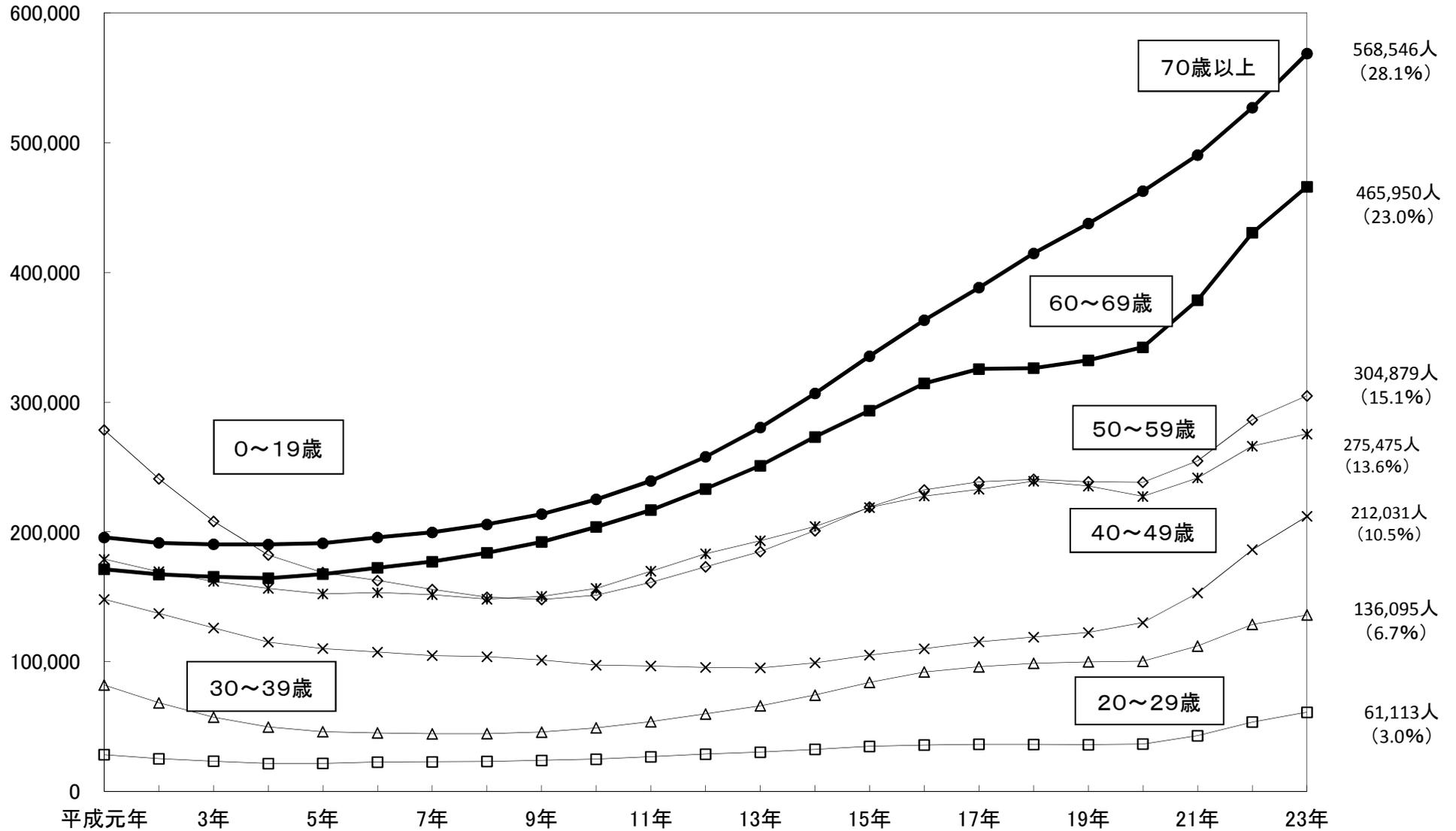
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯員の構成割合

- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：53.5%

(平成23年)

# 年齢階層別被保護人員の年次推移

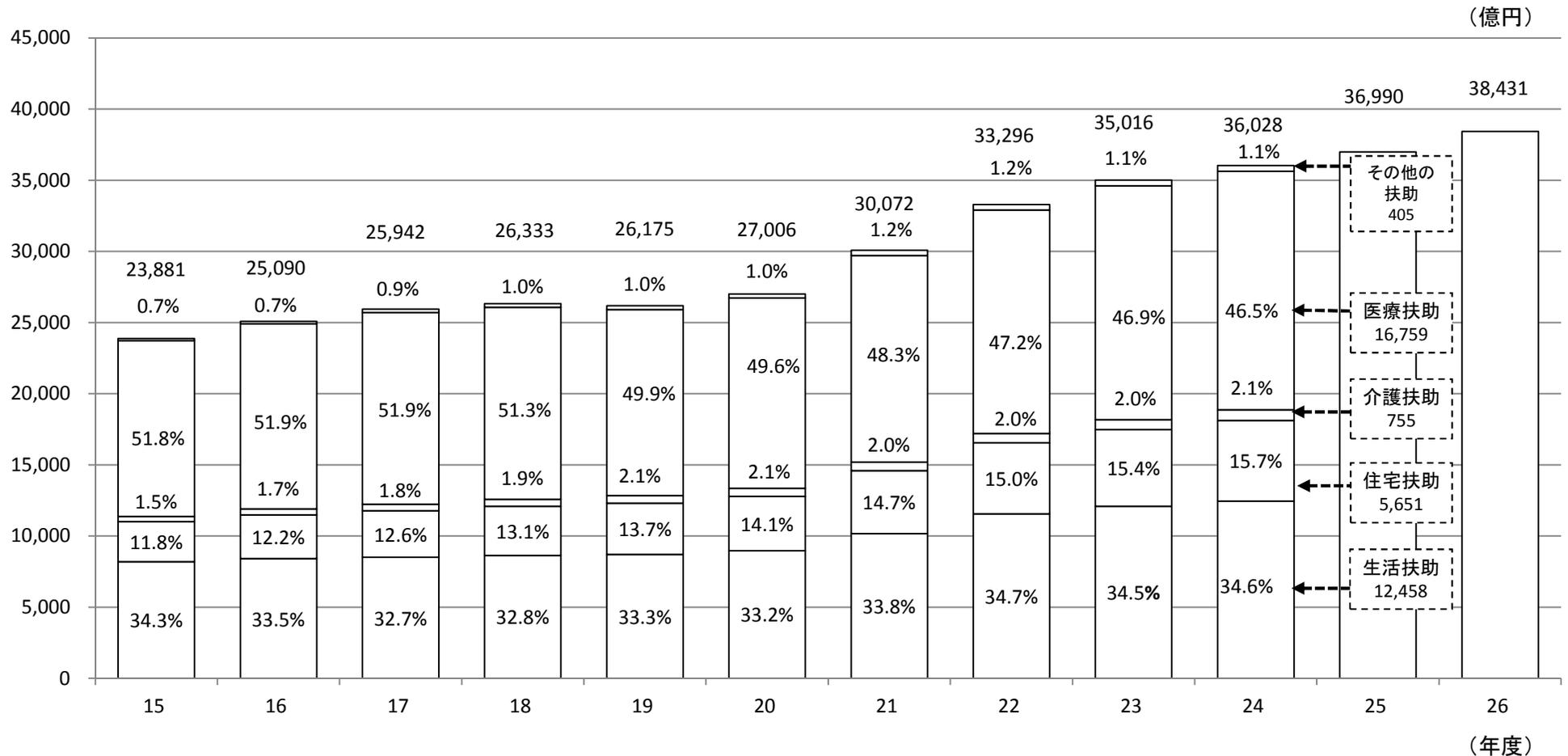
○ 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。  
 ○ 被保護人員のうち、全体の約51%は60歳以上の者。



資料: 被保護者全国一斉調査(基礎調査)

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成26年度予算案)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成24年度までは実績額、25年度は補正後予算額、26年度は予算案
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

# 1 生活保護法の改正について

## (1) 生活保護法の改正の概要について

生活保護制度については、昭和 25 年の改正により現在の制度となって以来 60 年以上の間、抜本的な見直しが行われておらず、

- ・ 生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にあること、
- ・ 高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯（その他の世帯）の割合も増加していること
- ・ 医療扶助が生活保護費の約半分を占めていること
- ・ 一部の限られた事案であるが、不正受給事件が依然として起きていること

など、様々な課題が指摘されていたところである。

こうした課題に対応するため、今回の生活保護法の改正については、「社会保障審議会生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書」（平成 25 年 1 月 25 日）等を踏まえ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに資する内容を中心に行うものとしている。

生活保護法の一部を改正する法律については、平成 25 年 5 月に第 183 回国会（常会）へ提出したが、審議未了・廃案となり、その後、所要の修正を加えた上で、同年 10 月に第 185 回国会（臨時会）へ再度提出し、12 月 6 日に成立したところである。

改正法の施行に当たり必要となる準備作業や運用面の詳細などについては、政省令や通知等の案を今般の生活保護関係全国係長会議でお示ししているのでご了承願いたい。

なお、政省令については、現在、パブリックコメント手続を行っており、4 月上旬の公布を目指している。関係通知等についても、政省令の公布後、速やかに発出していきたい。

## (2) 保護開始申請と扶養義務の取扱いについて

今般の法改正の内容のうち以下のア及びイに掲げる事項については、特に留意いただきたいと考えているのでよろしくお願いする。

### ア 保護の申請手続の法定化について

今般の生活保護法（以下「法」という。）第 24 条の改正において、保護の開始を

申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定（第1項）を法律上設けることにしているが、こうした規定を設けることにしたのは、法第29条による関係先調査を法律に基づいて実施するのであれば、申請に際してもあらかじめ保護の決定に必要となる事項を法律上明確にする必要があるとの考えにより法制上の整合性を図るためである。

なお、速やかかつ正確な保護の決定のためには、できる限り早期に要否の判定に必要となる資料を提出していただくことが望ましいが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも構わないというこれまでの取扱いには法改正後においても変更はない。

現在でも省令上申請は書面を提出して行うこととされており、申請していただく事項や申請の様式も含め、現行の運用の取扱いをこの規定により変更するものではない。また、資産や収入の状況についても従来から提出を求めているところであり、今回の改正で新たな資料の提出を求める事項はない。

現在、事務連絡に基づき事情がある方に認められている口頭申請についても、その運用を変えることはなく、従来同様に認めることにし、その旨を厚生労働省令で規定する予定としている。

なお、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきであることについては、法改正後も何ら変わるものではないので、ご了承ください。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日付社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしているところである。

今後とも上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な対応の事務処理について、

引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行うとともに、法改正後においても適切な窓口対応が行われるよう徹底していただきたい。

#### イ 扶養義務者への通知及び報告徴収について

生活保護制度では、扶養義務者からの扶養は、受給する要件（前提）とはされていない。この考え方は、扶養義務者が扶養しないことを理由に、生活保護の支給を行わないとした場合には、本人以外の事情によって、本人の生活が立ちゆかなくなることも十分に考えられることによるものである。

一方で、本人と扶養義務者の関係において考慮が必要な特段の事情がない場合であって、扶養が明らかに可能と思われるにもかかわらず、扶養を拒否しているといったケースは、国民の生活保護制度に対する信頼を損なうことになりかねず、適当ではないと考えている。

今般の法改正において保護開始に当たっての扶養義務者への通知の規定（改正法第24条第8項）を創設した趣旨は、保護開始後に、扶養義務者に対する報告徴収（改正法第28条第2項）があり得ることや、家庭裁判所の審判等を経た費用徴収があり得ることなどから、あくまで法制上の整理として、その対象となり得る扶養義務者に対して、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との法制的な観点から規定したものであり、扶養は保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を定めるものではない。

扶養の照会は現在でも行っているが、この通知及び報告徴収の対象となり得るのは、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していないと認められる場合に限ることとし、その旨厚生労働省令で明記する予定である。さらに、通知等で参考とすべき考え方を示す予定であるが、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該生活保護受給者にかかる扶養手当を受け、さらに税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど十分な資力があることが明らかであること等を福祉事務所が総合的に勘案し、適当と判断される場合が該当すると考えているので、ご了解いただきたい。

他方、先般、福祉事務所が使用している現行の扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある

表現がされている事案が判明した。本事案は、生活保護の業務実施のためにシステム業者が開発したシステムにおいて、当該文言が標準様式として搭載されており、かつ当該様式に不適切な文言が使用されているにもかかわらず、十分に確認することなく使用していたことが原因であったところである。

本事案については、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等について」（平成25年11月8日付事務連絡）を全国の自治体に送付し、扶養照会書等について確認し、必要な対応を行っていただくよう依頼したところである。このことについては、「生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために使用する扶養照会書等の対応状況について」（平成25年11月14日付事務連絡）により全国調査を実施するとともに、調査時点で改善していない自治体についても調査後の状況を確認し、すでに全ての自治体で、改善した扶養照会書を別に作成するなど、適切な対応が取られていることを確認したところである。

今般の事案を踏まえて、システムの契約における参考とするとともに、福祉事務所が使用している各種様式等についても、地方自治体が責任を持って不適切な表現をしないよう徹底されたい。

## 2 切れ目のない就労・自立支援策とインセンティブ強化について

### (1) 就労自立給付金の創設について

就労自立給付金については、生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の生活に不安を感じ、保護脱却をためらう受給者もいることから、脱却後に生じる税等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的に創設したところである。

支給に当たっては、安定した就労の機会を得たこと等により保護脱却に至った際に、保護脱却前最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて支給額を算定するものであるが、対象者や算定方法の考え方等については、別途通知にてお示しする予定である。

平成26年7月1日の施行日より就労自立給付金を支給できるよう、「就労自立給付金の支給に係る事務処理について」（平成25年12月11日付け事務連絡）を参照し、システム改修が必要である場合には、あらかじめシステム改修業者等との調整を十分行うなど事前の準備をお願いしたい。

また、就労自立給付金の支給については、支給機関を都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長としているところであるが、保護と同様に、その管理に属する行政庁（福祉事務所長）に対する委任を行うことができる旨を規定している。都道府県におかれては、委任について規則等で定めている管内実施機関に対して規則の改正等、必要となる手続について、遅滞なきよう周知をお願いする。

### (2) 被保護者就労支援事業の創設について

生活困窮者自立支援法の施行に際しては、生活保護受給者も含めた生活困窮者に対して支援策を構築していく必要があるが、法制的な整理として、

- ・ 生活保護受給者を除く生活困窮者については、生活困窮者自立支援法で対応し、
- ・ 生活保護受給者については、生活保護法で対応する

ことを基本としている。

被保護者就労支援事業は、生活保護受給者に対する就労支援の重要性に鑑み、就労支援に関する被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことを法律上明確に位置づけ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援

が行えるよう制度化したものである。

なお、事業内容については、生活困窮者自立支援促進支援モデル事業の検証や現在行われているケースワーカーや就労支援員による就労支援の状況を踏まえ、今後詳細について検討することとしている。

また、当該事業については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業に相当する支援を行うことを想定していることから、国の費用負担の在り方についても同様の3/4負担としているところである。

### (3) 早期の集中的な就労・自立支援について

働くことのできる方が、厳しい雇用状況等から働くことができずに保護を受給する場合が増加していることから、これらの方に対しては、その能力を活用していただき、就労できるように積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要となっている。そのため、平成25年度より運用を見直し、保護からの早期脱却を目指し、保護開始直後から脱却に至るまで集中的かつ切れ目のない支援を行うことにより、被保護者の就労による自立を促進することとしてきたところである。

具体的には、

- ・ 就労自立が見込まれる方については、原則6か月以内に就職することを目指し、本人の納得を得た集中的な支援を実施することを明確化
- ・ 本人の希望を尊重した支援を行っても就労の目途が立たない場合には、本人の意思を尊重しつつ、職種や就労場所等を広げた支援
- ・ それまでの求職活動を通じて、直ちに保護脱却が可能な就労が困難と見込まれる者については、本人の意思を尊重しつつ、短時間・低額でも一旦就労に向けて支援する方針の明確化
- ・ 自ら積極的に就職活動に取り組んでいる場合に、月額5,000円を支給する就労活動促進費の創設
- ・ 勤労控除の全額控除となる額の引上げや控除率の見直し

などを行ったところであり、引き続き、早期の就労による自立に向けて、積極的に支援を進めていただきたい。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。こうした支援を行う際に、本人の状況をかえりみずに、本人の納

得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立できるよう促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことを願います。

#### (4) 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、「一体的実施」を活用した地方自治体へのハローワークの常設窓口の設置や定期的な巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備するとともに、早期支援の徹底及び求職活動状況の自治体との共有など、就労支援を抜本的に強化し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者のみならず、生活保護の相談・申請段階の者等も含め、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

ハローワークでは、地方自治体からの支援要請を受け、就労意欲が一定程度ある者について、確実に就労に結び付くよう、カウンセリングから能力や適性の再確認、履歴書・職務経歴書の作成、面接の指導、職業紹介、就職後のフォローアップまで、予約制・担当者制による一貫した就労支援が実施されている。

平成 26 年度は、「一体的実施」の活用により福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援をさらに強化することとしているので、引き続きハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

特に、既に常設窓口を設置している自治体におかれては、運営協議会等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、平成 26 年度に常設窓口設置する自治体におかれては、早期に連携効果が発揮されるよう、できるだけ前倒しして早期に窓口を開設するべく、引き続き都道府県労働局と調整しつつ、準備を進めていただきたい。

#### (5) 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するため

の、「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。

各自治体におかれては、これまで以上に就労支援に取り組んでいただくとともに、子どもの健全育成に関する支援や、居住の安定確保支援等についても積極的に取り組んでいただくようお願いする。

#### (6) 高等学校等在学者に対する自立支援

高等学校等に就学中の者の就労収入については、基礎控除、未成年者控除のほか、高等学校等就学費の支給対象とならない経費等について、就学のために必要な最小限度の額について収入認定除外の取扱いとしているところである。

高等学校等に就学中の者の就労については、学業に支障のない範囲にとどめるよう留意する必要があるが、一方で、就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起につながることを期待できるものである。

このことから、今般、高等学校等に就学中の者のアルバイト等の収入について、次のいずれにも該当する場合には、当該被保護者の高等学校等卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを福祉事務所が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額を収入認定除外の取扱いが可能となるよう、実施要領等の改正を行うこととする。

- 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 使途が次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
  - ・ 就労に資する技能を修得する経費や自動車運転免許費用（技能修得費の給付対象となる場合を除く。）
  - ・ 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）
  - ・ 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
  - ・ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

- 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、福祉事務所が事前に承認していること。

なお、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、本取扱いにより生じた金銭について別に管理にするなどにより明らかにしておく必要があるとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認することとし、使用後は、認められた目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認することとする。

### 3 健康・生活面に着目した支援について

#### (1) 生活保護法第 60 条の改正について

改正前の法第 60 条においても、能力に応じて勤労に励むこと等を生活保護受給者自身の生活上の義務として定めていたが、生活保護制度の目的である就労による自立、社会的自立など、受給者のあらゆる自立助長を図る上で、何より健康状態を良好に保つことが必要であり、また、受給者が日常生活を自ら営んでいく際には、適切な金銭管理を行うことが必要であることから、受給者はこうした点についても自ら主体的に取り組むことが重要である。

このため、改正法第 60 条では、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを受給者の生活上の義務として具体的に規定することとし、本年 1 月 1 日より施行しているものである。

#### (2) 生活保護受給者の健康管理を支援する取組について

生活保護（医療扶助）を受給している患者は、糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴があるが、こうした疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで改善や重症化の予防が可能なものもあり、受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要である。また、結果として医療扶助の適正化にも資することになると考えている。

このため、改正法第 29 条において、受給者の健康状態に関する事項を調査範囲とすることで福祉事務所が受給者の健康診査結果等を入手できるようにし、また、平成 25 年度から地方交付税において福祉事務所が健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるように措置しているところである。これにより、福祉事務所は、法第 60 条の改正も相俟って、受給者の健康面に関する支援の強化を図ることが可能であると考えている。

地方自治体におかれては、福祉事務所における健康面に関する支援体制を整備し、健康管理指導など受給者の健康管理の支援に向けた取組を行うようお願いする。

#### (3) 生活保護受給者の家計管理を支援する取組について

家計管理支援については、改正法第 60 条により、家計管理に問題が認められる受給者に対して、早期に金銭管理や家計の問題点について助言等を行うなど、家計管理

への支援が容易になるものと考えている。

福祉事務所においては、例えば、必要と認めた受給者に対して、個々の状況に応じ、レシート又は領収書の保存や家計簿の作成を求める等の家計管理を支援する取組を行っていただくようお願いする。

#### (4) 改正法第 60 条の留意点について

改正法第 60 条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないことに十分ご留意いただくようお願いする。

## 4 不正・不適正受給対策の強化等について

公費によって全額その財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、厳正に対処することが必要である。

このことから、下記のとおり法改正をし、必要な見直しを行うこととしているが、保護の要件や、真に支援が必要な方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的考え方を変えるものではないことに留意願いたい。

### (1) 地方自治体の調査権限の強化

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

このため、法においては、地方自治体が保護の決定又は実施のために生活に困窮する者の資産や能力などを確認するための調査権限を定めているところであるが、不正受給対策をより実効あらしめるため、今般の法改正により、次のとおり地方自治体の調査権限の強化を図ることとしている。

ア 要保護者の生活実態の把握や不正受給が疑われる場合の事実確認等において、要保護者から説明を求めることがあるが、現状では明確な根拠規定がないことから、法第28条を改正し、福祉事務所が保護の決定及び実施等に必要があると認めるときは、要保護者等に対し、報告を求めることができる旨規定する。

イ 法第29条の調査権限の内容については、現在、要保護者の「資産及び収入の状況」に限定されているが、要保護者に対する自立に向けた更なる就労指導、要保護者の生活実態の把握や保護費支給の適正化を確保するため、健康状態や求職活動の状況等を追加する。

ウ 法第29条の調査対象者について、例えば、現在は保護を受給していないものの、過去の保護受給期間中に不正に保護を受給していたことが、後日、明らかになった者について、保護受給中の状況を確認することが必要となった場合であっても、法第29条にはその権限が明確にはされていなかった。

このため、調査対象者について、現行の「要保護者及びその扶養義務者」に加えて、「過去に保護を受給していた者及びその扶養義務者」も対象とすることを追加

する。

エ 法第 29 条に基づく調査を行った場合に、回答が得られないことにより、保護の決定又は実施に支障があるとの指摘もあることから、法別表第一に掲げる情報のうち要保護者及び被保護者であった者について厚生労働省令で定めるものについては、官公署等に調査に対する回答義務を設けることとしている。

## (2) 不正受給に係る徴収金と保護費との調整

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収することができる。

都道府県又は市町村の長が、費用の徴収を行うに当たり、徴収の対象者が被保護者である場合には、法第 58 条の規定に基づき、保護費の差押が禁止となっていることから、保護費の全額を支給したうえで、徴収すべき金額を分割して調定するなどにより、保護費から返還を求めることとなる。

しかし、都道府県又は市町村の長が、費用徴収を行う時点で、すでに不正受給により得た金銭を費消しているケースが多く、費用徴収の実効性が低いとの課題があったところである。

このため、今般の法改正により、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、被保護者に対して、徴収債権を有している場合には、その徴収金について、本人が申し出た場合において、生活の維持に支障がないことを前提に、福祉事務所が保護費との調整を可能にすることとしている。

## (3) 徴収金に対する税の滞納処分の例による処分について

不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第 78 条の規定に基づき、その費用を、その者から徴収できるとされている。

しかし、当該者自らが徴収金の返還を行わなかった場合においても、地方公共団体の歳入は、法律で特に定めのない限り、強制徴収の方法を講ずることができないため、都道府県知事又は市町村の長は、一般債権と同様の保全手続に従って徴収を行うこととなり、事務負担が大きいとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金についても、国税の滞納処分の例により処分を行うことを可能とすることとしている。

#### (4) 不正受給の罰則の引き上げ及び徴収金の加算

不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす重大な問題であり、厳正な対応が必要である。

生活保護制度における不正受給は、平成 24 年度で約 4 万 2 千件、金額にして約 191 億円であり、近年増加傾向にある。これは、近年、生活保護受給者が増加している中で、地方自治体で、課税調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握等の強化・徹底が図られたことによるものと考えている。

一方、法第 85 条において、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者等に対する罰則として、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金と規定しているが、他法令の罰則を踏まえると、罰則による抑止力が十分ではないとの指摘がある。

また、不正受給が発覚した場合であっても、その不正に得た保護費に相当する額を返還するに過ぎず、法第 85 条等に定める罰則に関する告訴・告発等の措置をとらない限り、不正受給に対するペナルティが実質的に存在しないとの指摘もある。

このため、今般の法改正により、不正受給に対する罰金の上限額を 100 万円以下に引き上げとともに、都道府県又は市町村の長は、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せし徴収できることとしている。

#### (5) 第三者求償権の創設について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされているため、交通事故等を原因として、受給者が医療機関を受診する場合、本来であれば、損害保険会社等により医療費の支払いがなされるべきである。

しかし、受給者にとっては、その治療に要する費用が損害保険会社等から支払いがなされるのか、医療扶助によって支給がなされるかは、実質的に差異がないため、損害保険会社等に請求を行わず、結果として医療扶助が適用されるケースがある。

また、福祉事務所は、医療扶助が適用された後に、受給者に対して保険金等が支払われた場合には、法第 63 条に基づく費用返還請求を行う必要があるが、示談までに時間を要することや、一時金（仮渡金、内払金等）の支払いがあるなど、保険金等の振込時期や金額の把握が困難であることなどから、受給者が保険金等の受領を未申告のまま、費消してしまうといったケースもある。

このため、今般の法改正により、都道府県知事又は市町村の長は、保護を行うべき事由が第三者の行為によって生じた場合において、保護費を支弁したときは、その保護費の限度において、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するなど第三者求償権を創設することとしている。

なお、求償事務の処理に当たっては、民事の法律関係の知識が必要となる場合もあることから、この専門的知見による技術的な支援を行わせるための弁護士、司法書士、行政書士等の雇上げや業務委託に要する費用等を平成 26 年度のセーフティネット対策事業費等補助金の対象にすることを予定しているので、ご了承ください。

また、地方自治体の生活保護主管課においては、求償事務をはじめて取り扱うことになるため、担当者は、事前の研修等により関係する知識を習熟しておく必要がある。については、来年 4 月～5 月を目途に「生活保護関係第三者行為求償担当者会議（仮称）」を開催することを予定しているので、ご了承ください。

#### (6) 不正事案の告訴等について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成 23 年 12 月 12 日）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされたところである。

これを受け、不正事案に対して告訴等を検討する際の判断基準（目安）について、既に地方自治体が独自に定めている具体的判断基準を参考にとりまとめ、4 月 1 日を目途に通知を発出することとしているので、予めご了承くださいとともに、通知が発出された際には現場の県警と情報共有いただくなど、関係機関と連携し、不正事案に効果的に対応できるような体制を構築いただくようお願いしたい。

なお、当該基準はあくまで目安として示すものであり、実際に告訴等を行うか否か

は、当該基準によって一律機械的ではなく、個別事案に応じて、その構成要件該当性や悪質性等を踏まえて判断されるべきであることに留意されたい。

## 5 生活保護制度の適正な実施について

### (1) 訪問活動時における居住環境の確認について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物と称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁で確認されているところである。

福祉事務所においては、被保護者に対する訪問活動等によって、生活実態の把握及び居住環境の確認に努めていただくとともに、建築部局等の関係部局と連携を密にし、実態の把握を進めていただくようお願いする。こうした取組の中で、生活保護受給者が違反建築物を利用している場合など住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であるケースがあれば、適切な居住場所への転居を促すなど必要な支援を的確に行っていただきたい。

### (2) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、無料低額宿泊施設等をめぐる問題、特にいわゆる「貧困ビジネス」については、依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、上記に掲げる事項について、改めて管内福祉事務所に周知徹底をお願いする。

また、周知徹底を図るに当たっては、とりわけ、日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすることについて、配慮されたい。

なお、何らかの支援が必要な高齢者がこうした施設を利用している場合もあるが、現在、養護老人ホームにおいて、定員の空きがあるといった状況もあるため、生活保護の担当部局と高齢者福祉担当部局との連携を図り、転居支援を行う場合等において、養護老人ホームへの入居などについても検討するよう、併せて周知をお願いします。

### (3) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成 25 年 10 月 31 日付けで通知された是正の処置要求により、「単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱い」について、以下のとおり取扱いが適正に行われていない事案が見受けられ、改善が求められたところである。

#### ア 検査結果の概要

- 死亡月の翌月以降の分の保護費について、返還の処理を行っていないか、返還の免除を決定したりしている事案があった。
- 葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っている事案があった。
- 死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握せず、遺留金品を葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っている事案があった。

#### イ 厚生労働省に対する処置要求内容

- 厚生労働省は、事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については法第 80 条の規定を適用することはできず、返還の処理を行う必要があることを明確に示し、適切に処理するよう徹底を図ること
- 厚生労働省は、事業主体に対して、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことを明確に示すこと
- 厚生労働省は、事業主体に対して、法第 18 条第 2 項の規定により葬祭扶助を行う場合には、生活保護制度の趣旨を踏まえて、死亡した被保護者の遺留金品について適切に把握して、葬祭扶助費に充当することを検討する必要があること明確に示すこと

#### ウ 処置要求を踏まえた対応

単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合であって、すでに死亡月の翌月以降の分の保護費を支給していた際には、上記処置要求を踏まえ、以下の事項

に十分留意のうえ、返還等の必要な措置を講じるよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 法第 26 条により被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の停止又は廃止を決定することとしている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費が、過払いであることは明らかであり、過払い分の返還について必要な措置を講じること。

○ 法第 80 条により前渡した保護金品の返還免除が適用できるのは、被保護者が消費又は喪失し、かつ福祉事務所がやむを得ない事由があると認められる場合としている。このことから、被保護者の死亡月の翌月以降に支給した保護費に返還の免除を適用する余地はないものであること。

また、葬祭扶助費について、その他の扶助費と同様に、支給に当たっては、保護の補足性の原理、基準及び程度の原則を踏まえて対応する必要がある。そのため、葬祭扶助費の支給に当たっては、上記処置要求も踏まえ、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

○ 葬祭扶助費の支給は、葬祭に要する費用が、告示別表第 8 葬祭扶助基準並びに局長通知第 7 の 9 の (1) から (4) までの範囲内である場合であって、死亡した被保護者の遺留金品を充当してもなお不足する費用について、支給する必要があること

○ 葬祭扶助を行う場合は、法第 76 条により死亡した被保護者に遺留金品がある場合には葬祭に要する費用に充てる必要があることから、警察や医療機関、介護機関に入院又は入所中であつた者であれば当該医療機関等に対して、遺留金品の有無等について問い合わせるなど、関係機関と必要な連携を図る等により、可能な範囲で遺留金品の状況の確認に努めること

今般の会計検査院の指摘を踏まえ、追って単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合などの適正な取扱いについて通知する予定であるので、あらかじめご了解願いたい。

#### (4) 金融機関等本店に対する一括照会について

金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、生活保護受給者及び不正受給者の増加という状況に鑑み、生活保護法第 29 条に基づ

く調査に限り、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等（以下「銀行等」という。）の協力を得て、効果的な手法である銀行等が指定する本店・本部・センター等（以下「本店等」という。）への一括照会を平成24年12月から実施しているところである。

従前各福祉事務所が複数の支店に別々に照会をしていたものが、本店等一括照会を行うことによって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、本店等一括照会の実施によって以前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会の実施に当たっては、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」及び「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日事務連絡）」（以下「関係通知」という。）で定めるところにより実施することとし、また関係通知が徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成25年9月30日事務連絡）を発出しているところである。

しかしながら、関係団体より関係通知で定める実施方法等が徹底されていない事例が散見されるとの指摘が引き続きされている。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失わせかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に周知し、当該業務の実務担当者に徹底するようお願いする。

#### （5）住宅扶助費の代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところである。代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、共益費についても代理納付を可能とすることを検討しており、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

(6) 生活必需品等購入のための貸付金の取扱いについて

生活保護では、家具什器の購入は、経常的な生活費のやり繰りで賄うことを原則としており、このことから一時扶助（家具什器費）についても、保護開始時に持ち合わせがない場合など限定して支給することとしている。

また、貸付金の利用についても返還金の償還によって最低生活を下回る生活を強いることになることから、原則として認めていないところである。

しかしながら、予期しない家具什器の破損等によって手持金で対応することができず、健康管理や日常生活に著しい支障を来す場合も考えられることから、緊急に当該物品を購入する必要がある等真にやむを得ない事情がある場合に限って、貸付金の利用を認めることを検討している。あわせて貸付金の償還方法として代理納付等を活用することについても検討している。いずれも、調整でき次第、関係通知等発出することとしているので留意されたい。

## 6 医療扶助の適正な実施について

### (1) 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進等について

#### ア 生活保護等版レセプト管理システムを活用した取組の推進

生活保護等版レセプト管理システム（以下「電子レセプトシステム」という。）は、受給者や医療機関別にレセプトの抽出が容易に行えるなど効率的・効果的なレセプト点検等が可能であるため、各地方自治体において創意工夫し活用することにより、医療扶助の適正化に向けた取組に与するものである。

平成 24 年 10 月には、電子レセプトシステムの改修を行い、薬の過剰な多剤投与を受けている者や重複受診を行っている者など適正化の対象となり得る者を容易に抽出できるよう機能強化を行っている。これにより、不適切な受診行動が疑われる事例の把握が効率化され、受給者に対する指導等へ重点を置くことができるなど、受給者の適正受診に向けた取組を効果的に実施できるものと考えている。

実際に、地方自治体からは、システム改修により速やかな適正受診指導及び早期の改善に結びついているといった適正受診指導への効果が上がっているとの報告をいただいているところである。また、電子レセプトシステムを、後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知書の作成や、先発医薬品の使用量に注目して後発医薬品に関する理解が十分でないと考えられる方に対して重点的に説明を行うなど後発医薬品の使用促進への取組に活用している事例もあると承知している。

また、平成 25 年 3 月には、請求に突出した特徴が見られる医療機関を容易に抽出できるよう機能強化を行ったところであり、電子レセプトシステムにより抽出されたことをもって不適正ということにはならない点に留意が必要であるが、これにより不適切な請求等が疑われる医療機関を絞り込み、重点的に点検・指導等を実施していくことが可能になるものと考えている。

電子レセプトシステムは、これを積極的に活用することによって、様々な医療扶助の適正化に向けた効率的かつ効果的な取組に繋がるものであるため、国においても、マニュアルの改訂等を通じて支援していくこととするので、地方自治体におかれても、積極的に電子レセプトシステムを活用し、医療扶助の適正化に向けた実効性のある取組を実施されたい。

#### イ 電子レセプトシステムの活用状況等の把握

近年、医療扶助の適正実施に向けた取組を強化していくことが求められている状

況にあって、更なる適正化を推進していくことが重要であるが、同時に現在行っている適正化の取組の効果についても検証していくことが必要であると考えている。

このため、今後、各地方自治体にも協力を得ながら、電子レセプトシステムの活用状況も含めた医療扶助の適正実施に向けた取組の状況や効果を検証する予定であるのでご了承願いたい。

#### ウ 電子レセプトシステムの基本マスタ等の更新

電子レセプトシステムの保守管理については、各地方自治体において、保守管理業者と契約を締結する等により、システム機器の管理や基本マスタの更新等を行っていただいているところであるが、昨年、システムの開発業者及び社会保険診療報酬支払基金より、各自治体において行う必要がある基本マスタやバージョンアッププログラムの更新が不十分なために、画像生成に不具合が生じている自治体が一部あるとの報告があった。「『生活保護等版レセプト管理システム』運用の手引き」（2015. 9. 2 第6版）の2-①「基本マスタの更新」にあるように、基本マスタやプログラムの更新は、当該システムの使用のために必須であるため、適宜、システムへの取り込みを実施するようご留意いただきたい。

特に、平成26年度は診療報酬改定が行われるので、遺漏なきよう対応いただくようお願いする。

### (2) 後発医薬品の更なる使用促進について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところであり、生活保護制度の医療扶助においても、より一層の後発医薬品の使用促進を図ることが重要である。

#### ア 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、薬局で原則として後発医薬品を調剤する取組（運用）

生活保護における後発医薬品の使用促進については、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組を行っていただいているところである。

各地方自治体におかれては、生活保護における後発医薬品の使用促進について受給者及び医療関係者への周知徹底を丁寧に行うとともに理解・協力を得ながら、着実に取組を推進されるようお願いする。

イ 医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が受給者に対して後発医薬品の使用を促していくことの法制化（改正法第 34 条第 3 項）

平成 26 年 1 月 1 日に施行された改正法第 34 条第 3 項は、上記アの取組を実効あらしめるものとすることも含め、後発医薬品の使用促進に当たっては、患者との信頼関係を基に個々の状況に応じて専門的な知見に基づいて医師や薬剤師が丁寧な説明を行い受給者の理解を促していくことが重要であることから、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、医療機関も含めた関係機関が受給者に対して後発医薬品の使用を促すことを規定したものである。

また、既に周知したとおり、改正法第 34 条第 3 項の施行に併せて、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法施行規則の改正を行い、1 月 1 日より施行していることにご留意いただきたい。

### （3）医療扶助における適正受診の徹底等について

医療扶助を受給している者のうち自立に向けた支援や適正受診に係る助言指導が必要な者については、これまでも「医療扶助における長期入院患者の実態把握について」（昭和 45 年 4 月 1 日付社保発第 72 号）などにより、具体的な対象者を把握し、主治医訪問等により患者の実態を踏まえた上で必要な対応を行っていただいているところであるが、一部の福祉事務所において十分な取組がされていない状況もみられるところである。前述（1）アのとおり、電子レセプトシステムを活用することにより、受診日数が過度に多い等不適切な受診行動が疑われる者や、長期にわたり入院している者等の把握は容易にできることとしたところであり、受給者に対する適正受診の徹底や退院促進に向けた支援等について確実に実施するようお願いする。

また、向精神薬の重複処方に係る適正化や自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に向けた地方自治体の取組状況については、平成 26 年度も引き続き地方厚生局による確認を実施する予定であるのでご了知願いたい。

(4) 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診した上でなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(生活保護問答集第2編問56)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めてもよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医運第3-7に基づき、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めべきである。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

## 7 指定医療機関制度の見直し等について

### (1) 指定医療機関制度の見直し等について

多くの医療機関では適正な医療が行われている中で、生活保護制度に対する信頼を確保するためには、一部の不適切な医療機関については厳正に対処していく必要がある。

このため、健康保険の取扱い等を参考に、指定医療機関等の指定及び指定取消の要件を明確化するなど改正法において、指定医療機関制度、指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直しを行っている。

既に、改正法及び改正を予定している生活保護法施行令、生活保護法施行規則及び医療扶助運営要領等を踏まえての指定医療機関等の指定事務に関する留意事項等について、平成 26 年 2 月 18 日付保護課医療係長事務連絡において示しているところであるが、各地方自治体においては、当事務連絡を参考にしながら予め必要な準備を進めていただくようお願いする。

なお、上記事務連絡については、別途、同内容の課長通知を発出することとしているので、ご了知願いたい。

#### ア 指定医療機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定医療機関に対して、事前に改正法の内容について周知するとともに指定申請書類の送付等を行い、円滑な施行が図られるよう協力を求められたい。

##### <指定医療機関への主な周知内容>

##### ○ 指定医療機関制度等の見直し内容

- ・ 指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・ 指定の有効期間が規定されたこと。
- ・ 指定取消があった場合に、健康保険法と関連性を持たせて対応できるよう、健康保険で指定取消があった場合には生活保護の指定取消ができるよう規定し、生活保護で指定取消をした場合であって保険医療機関の指定取消要件に該当する疑いがあるときは、厚生労働大臣に通知することを規定したこと。
- ・ 過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の管理者であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・ 指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・現行法の指定を受けている指定医療機関は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。
- ・施行日から1年以内で厚生労働省令で定める期間内に改正法による指定の申請をしなければ、その指定の効力を失うものとしていること。
- ・改正法の指定を受けたものとみなされた指定医療機関の最初の指定の更新については、6年後までではなく、厚生労働省令で定める期間までに行うものとしていること。 等

<指定医療機関への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・管内の指定医療機関に対し、施行日から1年以内に改正法の指定申請が円滑に行われるよう必要な申請書又は誓約書等の様式を送付すること。
- ・管内の指定医療機関からの当該申請の受理状況を管理し、必要に応じて、当該申請がなされていない指定医療機関に対して申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

○ 指定の審査等

- ・申請書又は誓約書等の記載内容について審査し、指定を行うことが適当と判断される場合には、改正法の施行の日付（平成26年7月1日）で指定を行ったことを通知すること。
- ・併せて、厚生労働省令で定める期間（当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日）までに、更新の申請を行う必要があることを通知すること。 等

イ 指定助産機関・指定施術機関の指定事務に係る主な留意事項

都道府県等本庁は、管内の指定助産機関及び指定施術機関に対して、事前に、改正法の内容について周知するとともに、特に、はり師及びきゅう師については、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）が施行日以降に中断されることがないように、指定申請書類の送付及び指定申請状況の管理を遺漏なく行い、指定が円滑に行われるよう十分注意されたい。

<指定助産機関及び指定施術機関への主な周知内容>

○ 指定助産機関及び指定施術機関制度等の見直し内容

- ・改正法による施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、指定を受けるものとする。
- ・指定要件及び指定取消要件が規定されたこと。
- ・過去の不正事案にも対応できるよう指定助産機関の又は指定施術機関であった者についても、立入検査等を行えることを規定したこと。
- ・指定助産機関の又は指定施術機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に、

返還させるべき額のほか、100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できることを規定したこと。 等

○ 改正法施行に係る経過措置の内容

- ・現行法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法の指定があったものとみなされること。 等

<はり師及びきゅう師への指定申請書類の送付等>

○ 申請書類の送付、申請状況の管理

- ・「はり・きゅう師登録簿」に登録されている管内のはり師及びきゅう師に対し、はり師及びきゅう師に係る指定が円滑に行われるよう、必要な申請書又は誓約書等を送付すること。
- ・管内のはり師及びきゅう師に係る指定の状況について、常時、管理すること。
- ・特に、当該施術を担当するはり師又はきゅう師が施行日において改正法の規定による指定を受けていない場合には、施行日前より継続して行われている施術（はり・きゅう）を行うことはできないので、当該施術が中断されることのないよう十分注意すること。
- ・このため、施行日前より継続して行われている施術を担当するはり師又はきゅう師に対しては、施行日より前に申請することを促し、必要に応じて、申請手続の進捗状況の確認等を行うこと。 等

ウ 指定医療機関の指定情報管理ツールについて

改正法では、指定医療機関の指定要件に欠格事由（指定申請を行う医療機関の開設者又は管理者が、指定の取消しがあつてから5年を経過していない場合には、指定を受けることができない等）や、指定の更新制（指定医療機関は6年毎に指定の更新を受けなければ指定の効力が失効する）等が新たに創設されている。

このため、都道府県等本庁においては、申請のあつた医療機関について過去の情報（開設者や管理者）を確認し、また、指定の更新日が近付いた指定医療機関に対して、必要に応じて更新時期が近付いたことの通知等を行うことにより、指定の更新が遺漏なく実施されるよう配慮する必要があるとあり、これまで以上に指定医療機関の情報を適切に管理することが求められている。

このため、厚生労働省において、指定医療機関の指定情報を管理するためのツール（情報管理ツール）を平成26年3月末頃を目途に各都道府県等本庁へ配布し、地方自治体における指定事務が適切に行われるよう支援することとしているので、予めご了承ください。

<情報管理ツールのイメージ>

- ・ 指定医療機関の情報を一覧形式にして管理する。
- ・ 指定医療機関の情報を入力画面により迅速・簡便に登録（入力）できる。
- ・ 指定医療機関等の名簿を容易に作成できる。
- ・ 申請があった医療機関について、過去に同じ開設者名や管理者名等がないか簡単に検索できる。
- ・ 指定の有効期間の満了日が近づいた医療機関の一覧表を容易に作成できる。
- ・ 地方自治体において適宜改良できるよう、プログラム等によるシステムではなく、アクセスファイルによる簡易なツールにする。 等

(2) 指定医療機関への指導体制の強化等について

ア 指定医療機関への指導体制の強化について

指定医療機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県等が指定した医療機関等については、一義的には指定権者である都道府県等が行うべきものである。

今後もその考え方は変わるものではないが、一部の不適切な指定医療機関に効率的・効果的に対処できるようにするため、改正法では、都道府県等が指定した医療機関への立入検査等について、受給者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、都道府県等と密接な連携の下で、国による指導等も実施できるようにしている。

具体的な連携方法や指導検査体制等については、現在、地方自治体によって指導検査体制や指導方法等が相当程度異なる状況にあるため、現時点において一律定型化し示すことは困難と考えている。このため、個別指導について、厚生労働省において適宜地方自治体から相談を受けつつ、当面の間は、連携して指導等を行う地方自治体を限定して対応し、具体的な事例を積み重ねていくこととしているので、ご了承ください。

イ 医療扶助運営要領の改正について

改正法では、一部の不適切な指定医療機関に対して厳正な対処を行うため下記の見直しも行っている。

今後、下記の法改正の内容等を踏まえた医療扶助運営要領（第6指導検査）を改正する予定であるので、ご了承ください。

(ア) 法による指定医療機関又は健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応できるものとする。

- ・ 都道府県知事は、法による指定医療機関の指定を取り消した場合であって、

保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事実があるときは、厚生労働大臣に通知しなければならないものとする。

- ・ 健康保険法による保険医療機関の指定が取り消された場合は、生活保護法の指定医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

(イ) 過去の不正事案への対応

現行法では対象となっていない指定医療機関の開設者であった者等についても、立入検査等ができるものとする。

(ウ) 不正利得に対する徴収金

不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定医療機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとする。

## 8 介護扶助の適正な実施について

### (1) 改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について

改正法の施行に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等については、今後、通知等で示す予定であるが、下記については予めご了承ください。

#### ア 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関の指定の取扱い

改正法において、指定介護機関の指定制度については、指定医療機関の指定と同様、指定要件の明確化等の見直しがされている。

指定介護機関の指定に当たっては、改正法第54条の2第1項の規定による生活保護法に基づく単独指定のほか、同条第2項の規定により、改正法の施行後に新たに介護保険法の指定又は開設許可があった介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定があったものとみなすものとしている。

このため、都道府県等本庁の生活保護担当部局は、都道府県又は市町村の介護保険担当部局において介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関の情報を適宜把握する必要があるので、ご留意いただきたい。

<改正法>

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

4 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指

定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### イ 既存の指定介護機関に係る施行日以降の指定の取扱い

生活保護法の一部を改正する法律附則第6条において、現行法の規定による指定を受けている指定介護機関は、施行日において改正法の規定による指定を受けたものとみなされるものとしている。

ただし、当該指定介護機関は、改正法第54条の2第2項の規定による指定（みなし指定）を受けたものではないため、当該指定介護機関が介護保険法の規定による指定の取消し等があった場合であっても、生活保護法による指定の取消し等を行わなければ指定の効力は失われないものであるので、ご留意いただきたい。

<生活保護法の一部を改正する法律（附則）>

（指定介護機関に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項（旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項（新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であって、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

#### （2）介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直し（平成26年4月施行分）に伴う介護扶助における対応について

平成26年4月より、消費税引上げに伴い介護報酬改定及び区分支給限度基準額の見直しを行うこととしている。今般の区分支給限度基準額の見直しに伴う、介護扶助運営要領第5の2（9）に定める「被保護者異動連絡票」の作成及び国民健康保険団体連合会への送付に関する取扱いについては、平成26年2月14日付保護課介護係長事務連絡により示しているところであるので、管内福祉事務所等において遺漏なく対

応されるよう特段の配慮をお願いする。

<平成 26 年 2 月 14 日付保護課介護係長事務連絡（一部抜粋）>

（平成 26 年 4 月の対応手順）

- ① 平成 26 年 3 月の認定更新などにより生活保護受給者の異動がある場合、通常運用どおり、福祉事務所が、「被保護者異動連絡票」（3 月異動分）を国保連へ提出してください。
  - ② 国保連では、平成 26 年 4 月 1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全生活保護受給者について、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」（異動年月日平成 26 年 4 月 1 日）を、国保連システムにより作成します。
- ※ 福祉事務所において、新しい区分支給限度基準額を設定した「被保護者異動連絡票」を送付する必要はありません。
- ③ 国保連は、平成 26 年 4 月 1 4 日を目処に、②の処理結果を別添 2 の帳票様式により各福祉事務所に送付します。
  - ④ 福祉事務所は、③で送付された処理結果について、氏名（カナ）及び新しい区分支給限度基準額に誤りがないかを確認し、その結果を別添 3 の様式に記載し、平成 26 年 4 月 24 日までに国保連に送付してください。
- ※ 運営要領の第 5 の 2（9）に定める被保護者異動連絡票の送付については、本確認結果の送付もって代えることとします。

（3）「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」における生活保護法の改正

平成 26 年 2 月 12 日に国会へ提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、介護保険法を改正し、全国一律のサービス内容、基準、単価等の介護予防給付（訪問介護、通所介護）について、市町村が地域の事情に応じた取組ができるよう地域支援事業へ移行することとしている。

これに伴い、同法案において生活保護法についても、これらのサービスがこれまでと同様に介護扶助の対象となるよう、所要の改正を行うこととしているので、予めご了承ください。また、当該法改正に伴う運用の見直し内容等については、今後、詳細が決まり次第、周知していく予定である。

## 9 地方自治体の体制整備等について

生活保護のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところである。

地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、近年の被保護世帯の増加や生活保護制度の見直し等を考慮し、平成 21 年度以降、毎年増員されているところである。

平成 26 年度においては、

- ・ ケースワーカーが市町村で 1 人
- ・ 査察指導員が都道府県で 1 人

の増員が予定されている。

については、地方自治体の福祉担当部局においても、必要なケースワーカーや査察指導員の配置に加え、24 年度から取組を進めている生活保護受給者の健康・生活に関する相談・支援に必要な専門職員の配置の検討など、地域の実情に合わせて、福祉事務所の体制強化に必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考)

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等（平成 26 年度）

- ・ ケースワーカー

都道府県 22 人（対前年度±0 人）

市 16 人（対前年度+1 人）

- ・ 査察指導員

都道府県 4 人（対前年度+1 人）

市 2 人（対前年度±0 人）

※ 標準団体規模（都道府県：人口 20 万人、市町村：人口 10 万人）

## 10 平成 26 年度生活保護基準について

### (1) 平成 26 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に 5 年に 1 度検証を行うこととしている。

平成 26 年度の生活扶助基準の改定については、まず、平成 25 年 8 月から、同年 1 月にとりまとめられた社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差といった歪みを調整するとともに、物価の動向を勘案するという考え方にに基づき、必要な適正化を 3 年程度かけて段階的に実施しており、平成 26 年度においても、引き続き 2 年目分の適正化を実施していく。

また、平成 26 年 4 月に予定している生活扶助基準の改定においては、この適正化とは別に、国民の消費動向として平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案することとし、その分として全ての世帯について、+2.9%の改定率を盛り込むこととしている（最終的な改定率は、年齢、世帯人員、地域に応じたゆがみの調整の影響のために世帯構成等に応じて異なる）。なお、平成 26 年 4 月には消費税率が引上げとなるが、平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸びには、消費税率の引上げによる影響も盛り込まれているものである。

また、以前、平成 25 年 8 月改定に対応した生活保護基準額計算ツールを配布したが、平成 26 年度改定に対応した計算ツールを近日中に配布する予定であるので、窓口対応や検証等に活用されたい。

各種加算等についても、同様に適正化の物価動向分の段階的实施に加え+2.9%を勘案することとしている（他制度に並んで同額となるように改定しているもの等は除く）。

### (2) その他の基準について

一時扶助（入学準備金等）、教育扶助、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能修得費等）、葬祭扶助、新規就労控除、未成年者控除については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成26年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	165,840	159,050	151,800	146,570	140,140	134,060
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	235,640	218,050	204,800	192,570	180,240	168,160
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	81,760	78,200	74,070	71,680	68,290	65,120
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	135,460	123,200	115,070	107,080	99,290	91,320
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	147,980	142,990	135,590	132,210	125,840	121,370
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	217,780	201,990	188,590	178,210	165,940	155,470
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の25年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

### (3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響について

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認していたところである。

この対応方針を踏まえ、本年度予算成立後の平成 25 年 5 月 16 日付けで厚生労働事務次官通知を發出して、今回の生活扶助基準の見直しに伴う、他制度への影響については、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各地方自治体において判断いただくよう依頼を行ったところである。

平成 25 年 9 月、政府において、平成 26 年度予算の概算要求が取りまとめられた時点において、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成 25 年 9 月 3 日付け厚生労働事務次官通知）を發出し、改めて先の厚生労働事務次官通知と同趣旨の依頼を行ったところであるので、各自治体におかれても、この政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、適切にご判断・ご対応いただくよう、引き続きよろしくお願いしたい。

## 11 生活保護関係予算について

### (1) 生活保護費等負担金について

#### ア 平成 26 年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出した上で、平成 26 年 4 月からの生活扶助基準の見直しや診療報酬改定等を踏まえ、対前年度約 600 億円増 (2.1%増) の 2 兆 8,823 億円を計上している。

	平成 26 年度 予 算 案	平成 25 年度予算	
		当初予算額	補正予算
保護費負担金	2 兆 8,823 億円	2 兆 8,224 億円	2 兆 7,742 億円

#### イ 社会保障 4 経費化に伴う生活保護費等負担金の目の分割について

「(目)生活保護費等負担金」の執行については、現在、保護費、保護施設事務費及び支援給付費を一体的に行っている。

しかしながら、保護費及び支援給付費のうち、医療扶助費（医療支援給付費）と介護扶助費（介護支援給付費）については、社会保障 4 経費に該当するため、平成 26 年度予算から

- ・ 医療扶助費等負担金（医療扶助費及び医療支援給付費）
- ・ 介護扶助費等負担金（介護扶助費及び介護支援給付費）
- ・ 生活扶助費等負担金（上記以外の扶助費、支援給付費及び施設事務費）

の三項目へと目を分割することとされたところである。

目が分割されることに伴い、平成 26 年度からの交付申請及び実績報告等については、目ごとに行っていただく必要がある。

また、生活保護法第 63 条や第 78 条等による「返還金徴収金その他の収入」についても、平成 26 年度予算から目ごとに債権管理をしていただく必要があるため、都道府県におかれては、管内市区町村に対する周知をお願いする。

なお、本取扱の変更に伴う交付要綱の改正や平成 26 年度の交付決定等については、予算成立後速やかに施行、執行できるよう準備を進めているので、ご了知願いたい。

#### ウ 生活保護改正法施行に伴う交付要綱等の見直しについて

平成 26 年 7 月からの生活保護改正法の施行に伴い、目の分割とは別に生活保護費

等負担金の交付要綱等の改正を予定している。現在、不正受給に係る返還金への加算金や返還金の保護費との相殺、国税徴収の例による返還金の徴収等の交付要綱等における取扱いについて検討を進めているところであり、検討結果がまとまり次第情報提供することとしているので、ご了承ください。

エ 平成 26 年度の適正な執行について

各自治体への生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき交付しているところである。

平成 26 年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出して、期限までに関係書類を提出していただくようご協力願いたい。

オ 生活保護費国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社会・援護局保護課長通知）において、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等について適正に実施するよう周知しているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に精算交付することになるので、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

カ 現業員等による不正防止対策の徹底について

現業員等による生活保護費の詐取等不正防止対策については、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成 21 年 3 月 9 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）により、保護費の支給等について適正な事務処理が行われるよう周知しているところである。

しかしながら、現業員等による不正事案が引き続き発生していることを踏まえ、各自治体において、課長通知の内容について改めて周知していただくとともに、保護費の支給等に関する事務において、特定の者に権限が集中することなく、内部牽制の仕組みが機能しているかどうかについて各福祉事務所における事務処理体制の再点検を行うなど、不正等の防止に対して適切な対応を図られたい。

## (2) 保護施設の運営について

### ア 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を積極的に行ってきたところである。

平成 25 年度から、救護施設において、居宅生活訓練事業の利用要件の緩和（現行 3 名以上の利用定員を 2 名以上に緩和等）を行ったところである。

各地方自治体におかれては、今後とも、保護施設に対して同事業の積極的な活用を指導願いたい。

### イ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

給与特例法の影響により、平成 25 年 7 月から、公立の保護施設における支弁基準について、別途示した基準額により算定しているところであるが、この取扱は平成 25 年度末までの措置であり、平成 26 年度からは従来どおりの取扱とすることを予定しており、必要とされる所要額を平成 26 年度予算案に計上している。

詳細については、平成 26 年度予算が成立次第連絡することとしているのでご留意されたい。

## (3) 保護施設の整備について

保護施設の施設整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の残額がある自治体については、平成 26 年度末まで 1 年間の延長を認めたところである。他方で、基金の延長を行っていない自治体については、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金で対応する予定である。

平成 26 年度予算成立後、交付要綱等の送付が行われる予定なのでご留意されたい。

## 12 生活保護関係調査について

### (1) 平成 26 年度生活保護関係調査の実施について

平成 26 年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに 7 月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただきます。

被保護者調査の月次調査についても、生活保護業務データシステムへのデータ登録により提出いただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査については、平成 23 年調査より電子データでの提出となっており、平成 26 年度に関しても同様とさせていただきます。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成 25 年度に調査をお願いした自治体においては、平成 26 年度に関しても引き続き御協力をお願いする。

### (2) 提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施されているが、提出期限が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出締切の厳守をお願いしたい。

### 平成 26 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約160万世帯	全 数	年次調査 毎 年 7月31日現在 月次調査 毎 月	年次調査 毎年9月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	9 ブロック 14都道府県 4 指定都市 9 中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4月から翌年 3月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。  
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

### (3) 生活保護受給世帯の居住実態等の把握について

現在、社会保障審議会生活保護基準部会において、住宅扶助の基準額に対しての議論を行っているところであるが、住宅扶助の議論を行うに当たっては、生活保護受給世帯の住宅や居住環境等の実態について把握する必要があることから、平成 26 年度中になんらかの形で生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を実施したいと考えている。

調査内容及びスケジュール等の詳細については現在検討しているところであるが、各自治体及び管内福祉事務所に極力負担のない形で実施したいと考えているので、その際にご協力をお願いしたい。

(参考) 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成25年11月には、対前年同月比100.8%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯 約60万2千世帯 保護率 0.70%	→	○平成25年11月現在(速報値) 被保護人員 約216万5千人 被保護世帯 約159万6千世帯 保護率 1.70%
--	---	--

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成24年度平均	*2,850	*4.3	*0.80	2,135,743	103.3
平成25年 1月	2,790	4.2	0.85	2,153,642	103.0
2月	2,840	4.3	0.85	2,155,218	102.8
3月	2,670	4.1	0.86	2,161,053	102.5
4月	2,710	4.1	0.89	2,151,843	102.4
5月	2,700	4.1	0.90	2,153,816	102.0
6月	2,540	3.9	0.92	2,153,122	101.8
7月	2,510	3.8	0.94	2,158,946	101.6
8月	2,720	4.1	0.95	2,159,877	101.4
9月	2,630	4.0	0.95	2,159,808	101.2
10月	2,660	4.0	0.98	2,164,338	101.0
11月	2,610	4.0	1.00	2,164,857	100.8

資料：被保護者調査〔平成24年4月以降は速報値（平成24年度平均も速報値より作成）〕

労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※\*は平成24年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合で見ると、半数近く(45.4%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成25年11月(速報値)		伸び率(25.11/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,587,129	100.0	164.1
高齢者世帯	254,292	42.3	720,616	45.4	183.4
母子世帯	52,373	8.7	112,302	7.1	114.4
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	466,192	29.4	84.5
その他の世帯	41,627	6.9	288,019	18.1	591.9

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は76.7%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成25年11月には約7割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
世帯数	平成25年11月	1,587,129	720,616	112,302	466,192	288,019
	うち単身世帯	1,218,059 (76.7%)	648,372 (90.0%)	-	379,969 (81.5%)	189,718 (65.9%)

資料：被保護者調査〔平成25年11月分は速報値（平成7年度は福祉行政報告例）〕

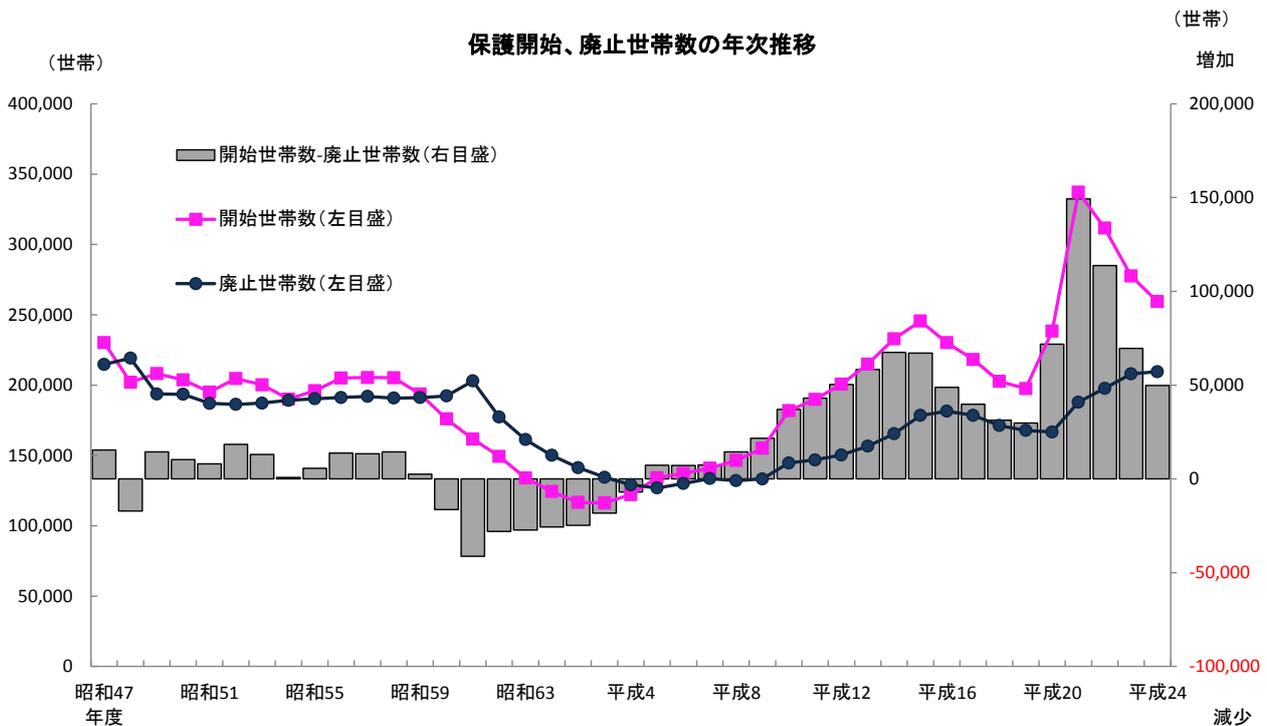
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

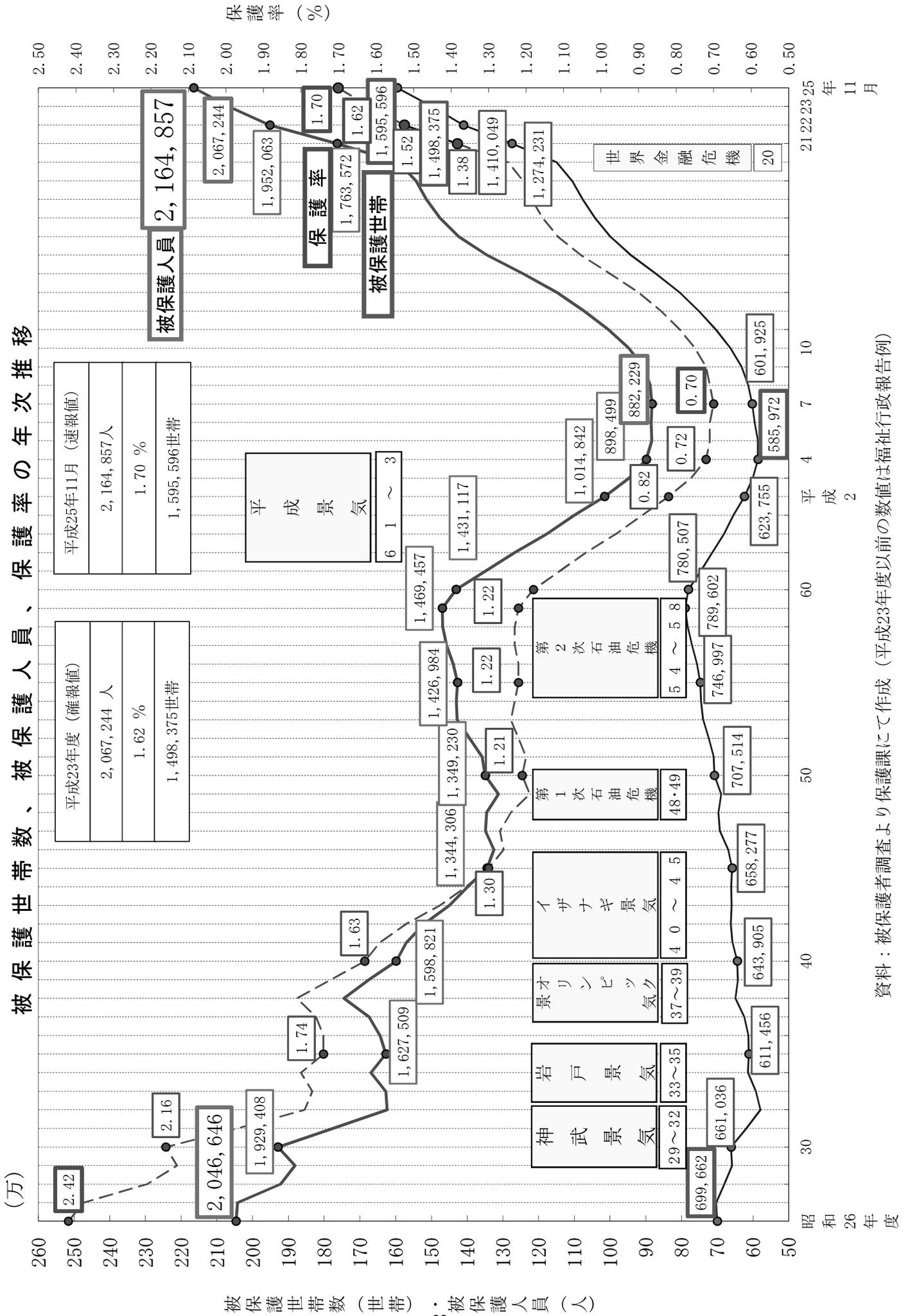
(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度から減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。(開始世帯数－廃止世帯数)については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度より減少に転じている。



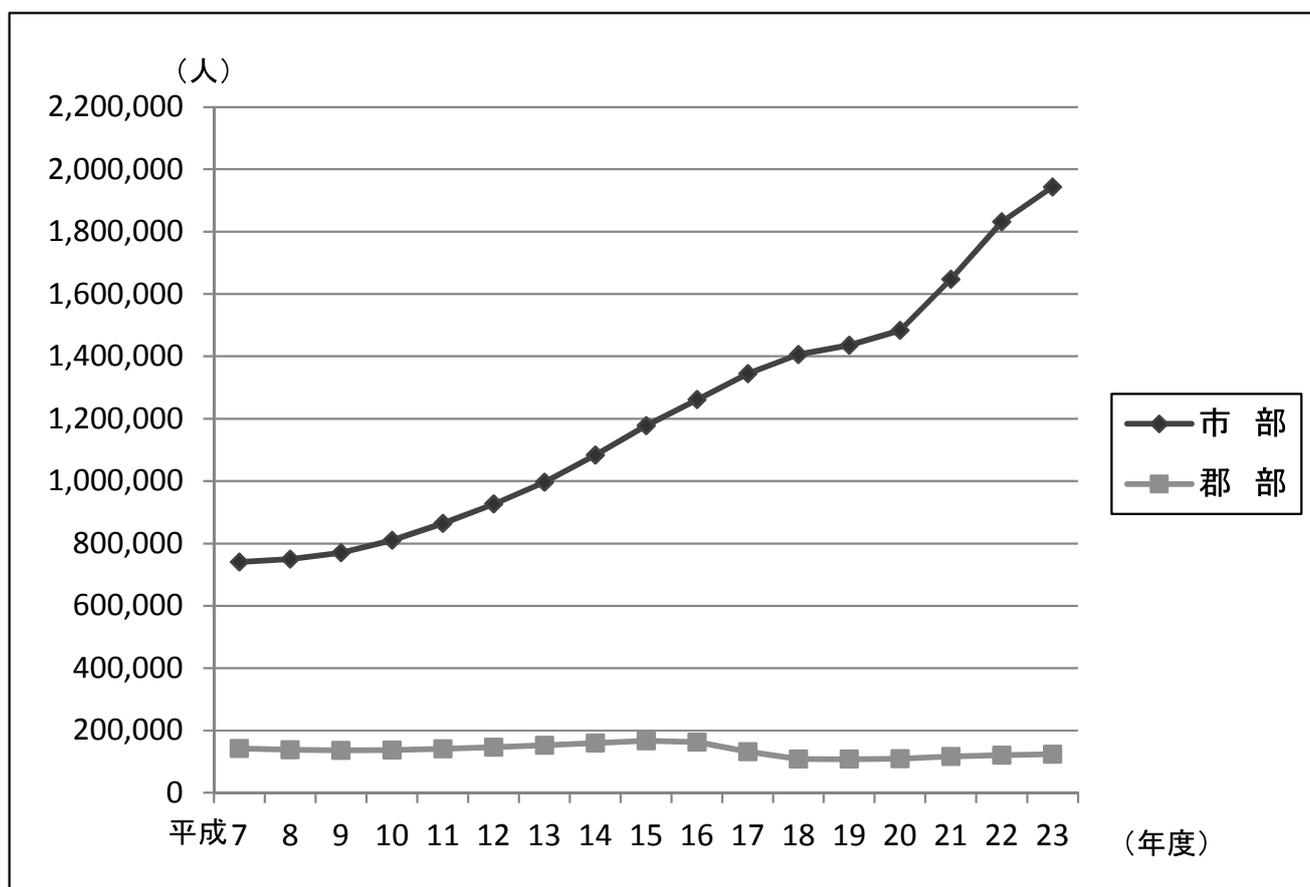
資料：福祉行政報告例(平成24年度は「被保護者調査(速報値)」より作成)

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成23年度以前の数値は福祉行政報告例）

## 市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641

資料：福祉行政報告例

## 都道府県・指定都市・中核市別保護率

	平成23年度		
全 国	1.6	%	
大阪市	5.7		船橋市 1.3
函館市	4.5		新潟市 1.3
東大阪市	4.1		宮崎県 1.3
旭川市	3.9		京都府 1.2
尼崎市	3.7		川越市 1.2
高知市	3.7		横須賀市 1.2
札幌市	3.6		奈良県 1.2
京都市	3.1		鳥取県 1.2
神戸市	3.1		神奈川県 1.2
長崎市	3.0		埼玉県 1.1
堺市	3.0		大津市 1.1
青森市	2.9		静岡市 1.1
福岡市	2.7		山口市 1.1
福岡県	2.5		広島県 1.1
鹿児島市	2.5		前橋市 1.0
北海道	2.4		千葉県 1.0
北九州市	2.4		愛媛県 1.0
松山市	2.3		和歌山県 1.0
広島市	2.3		郡山市 1.0
和歌山市	2.3		三重県 1.0
沖縄県	2.2		岩手県 1.0
川崎市	2.2		浜松市 0.9
奈良市	2.1		佐賀県 0.9
大阪府	2.1		柏市 0.9
東京都	2.1		兵庫県 0.9
名古屋市	2.0		香川県 0.8
熊本市	2.0		宮城県 0.8
青森県	2.0		茨城県 0.8
高知県	2.0		島根県 0.8
宮崎市	1.9		熊本県 0.8
徳島県	1.9		金沢市 0.8
久留米市	1.9		福島県 0.8
横浜市	1.8		栃木県 0.8
岡山市	1.8		高崎市 0.8
大分市	1.8		岡山県 0.7
千葉市	1.8		長野市 0.7
盛岡市	1.7		豊橋市 0.7
福山市	1.7		山梨県 0.7
長崎市	1.7		滋賀県 0.6
秋田市	1.7		山形県 0.6
大分県	1.6		豊田市 0.6
相模原市	1.6		岡崎市 0.6
下関市	1.6		静岡県 0.6
仙台市	1.6		愛知県 0.6
高松市	1.6		新潟県 0.5
宇都宮市	1.6		群馬県 0.5
西宮市	1.6		長野県 0.5
鹿児島県	1.5		石川県 0.4
高槻市	1.5		福井県 0.4
姫路市	1.5		富山市 0.4
岐阜市	1.5		岐阜県 0.3
倉敷市	1.5		富山県 0.3
さいたま市	1.5		
いわき市	1.4		
秋田県	1.4		

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(23'-7')の大きい順。

	平成7年度	平成23年度	伸び(23'-7')
	%	%	%
全 国	0.7	1.6	0.9
大 阪 市	1.8	5.7	3.9
札 幌 市	1.7	3.6	1.9
広 島 市	0.7	2.3	1.6
神 戸 市	1.5	3.1	1.6
大 阪 府	0.9	2.3	1.5
名 古 屋 市	0.7	2.0	1.4
千 葉 市	0.5	1.8	1.3
川 崎 市	0.9	2.2	1.3
東 京 都	0.8	2.1	1.3
北 海 道 市	1.5	2.7	1.3
福 岡 市	1.5	2.7	1.2
高 知 県	1.5	2.7	1.2
横 浜 市	0.7	1.8	1.1
青 森 県	1.1	2.2	1.1
仙 台 市	0.5	1.6	1.1
京 都 市	2.1	3.1	1.0
長 崎 県	1.1	2.1	1.0
沖 縄 県	1.3	2.2	0.9
神 奈 川 県	0.4	1.2	0.9
埼 玉 県	0.3	1.2	0.9
北 九 州 市	1.5	2.4	0.9
兵 庫 県	0.5	1.4	0.8
鹿 児 島 県	1.0	1.9	0.8
徳 島 県	1.1	1.9	0.8
千 葉 県	0.3	1.1	0.8
大 分 県	0.9	1.7	0.8
秋 田 県	0.7	1.4	0.7
和 歌 山 県	0.7	1.5	0.7
愛 媛 県	0.8	1.5	0.7
福 岡 県	1.7	2.5	0.7
栃 木 県	0.3	1.0	0.7
宮 崎 県	0.9	1.5	0.7
京 都 府	0.6	1.2	0.7
奈 良 県	0.8	1.4	0.6
広 島 県	0.6	1.2	0.6
岡 山 県	0.7	1.3	0.6
岩 手 県	0.5	1.1	0.6
鳥 取 県	0.6	1.2	0.6
熊 本 県	0.7	1.3	0.6
福 島 県	0.4	0.9	0.5
静 岡 県	0.2	0.7	0.5
茨 城 県	0.3	0.8	0.5
宮 城 県	0.3	0.8	0.5
新 潟 県	0.3	0.8	0.5
三 重 県	0.5	1.0	0.5
山 梨 県	0.2	0.6	0.4
香 川 県	0.7	1.2	0.4
山 口 県	0.8	1.2	0.4
群 馬 県	0.3	0.7	0.4
愛 知 県	0.2	0.6	0.4
島 根 県	0.5	0.8	0.4
岐 阜 県	0.2	0.5	0.3
滋 賀 県	0.4	0.8	0.3
石 川 県	0.3	0.6	0.3
佐 賀 県	0.6	0.9	0.3
長 野 県	0.2	0.5	0.3
山 形 県	0.3	0.6	0.3
福 井 県	0.2	0.4	0.2
富 山 県	0.2	0.3	0.1

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

# 平成7年度から平成23年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(23' / 7')の大きい順。

	平成7年度	平成23年度	伸び率(23' / 7')
	%	%	%
<b>全 国</b>	<b>0.7</b>	<b>1.6</b>	<b>131.4</b>
埼玉県	0.3	1.2	291.1
千葉市	0.5	1.8	288.0
神奈川県	0.4	1.2	256.1
千葉県	0.3	1.1	252.1
広島市	0.7	2.3	242.9
静岡県	0.2	0.7	241.6
栃木県	0.3	1.0	225.7
大阪府	1.8	5.7	215.0
名古屋市	0.7	2.0	209.0
仙台市	0.5	1.6	204.6
山梨県	0.2	0.6	191.6
愛知県	0.2	0.6	184.6
岐阜県	0.2	0.5	177.2
大阪府	0.9	2.3	170.5
茨城県	0.3	0.8	168.1
横浜市	0.7	1.8	164.6
兵庫県	0.5	1.4	157.4
東京都	0.8	2.1	156.7
新潟県	0.3	0.8	155.1
群馬県	0.3	0.7	154.6
宮城県	0.3	0.8	148.8
川崎市	0.9	2.2	145.1
福島県	0.4	0.9	131.1
石川県	0.3	0.6	123.0
長野県	0.2	0.5	121.6
岩手県	0.5	1.1	116.7
京都府	0.6	1.2	111.0
札幌市	1.7	3.6	110.8
福井県	0.2	0.4	107.4
神戸市	1.5	3.1	107.0
秋田県	0.7	1.4	105.7
三重県	0.5	1.0	102.5
広島県	0.6	1.2	102.0
和歌山県	0.7	1.5	99.2
青森県	1.1	2.2	97.8
鳥取県	0.6	1.2	94.8
長崎県	1.1	2.1	94.5
媛県	0.8	1.5	90.8
岡山県	0.7	1.3	88.3
北海道	1.5	2.7	86.4
奈良県	0.8	1.4	82.6
滋賀県	0.4	0.8	81.3
島根県	0.5	0.8	81.1
福岡市	1.5	2.7	81.0
大分県	0.9	1.7	80.1
高知県	1.5	2.7	79.2
鹿児島県	1.0	1.9	79.0
山形県	0.3	0.6	77.2
宮崎県	0.9	1.5	76.5
熊本県	0.7	1.3	74.1
沖縄県	1.3	2.2	71.0
徳島県	1.1	1.9	68.2
富山県	0.2	0.3	59.4
北九州市	1.5	2.4	58.7
佐賀県	0.6	0.9	56.8
香川県	0.7	1.2	56.0
山口県	0.8	1.2	51.7
京都市	2.1	3.1	48.9
福岡県	1.7	2.5	40.4

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは、指定都市分を除く。

2) さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。



世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数					世帯類型別指数(平成7年度=100)					世帯類型別構成割合				
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8	612,180	264,626	51,671	254,449	41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	8.4	43.2	41.6	6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558	42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	8.3	44.0	41.0	6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582	45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	8.2	44.5	40.4	6.8
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	100.0	8.3	44.9	10.1	29.5
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	100.0	8.4	45.5	10.2	28.5
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	100.0	8.5	46.0	10.1	27.6
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	100.0	8.6	46.3	10.0	26.7
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	100.0	8.7	46.4	10.1	25.7
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	100.0	8.8	46.7	10.3	24.8
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	100.0	8.7	43.5	11.3	26.2
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	100.0	8.6	44.1	11.7	25.3
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	100.0	8.4	45.1	12.0	24.4
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	100.0	8.2	45.7	12.0	23.5
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	100.0	7.8	44.3	11.6	22.8
22	1,405,281	603,540	108,794	157,390	308,150	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	100.0	7.7	42.9	11.2	21.9
23	1,492,396	636,469	113,323	169,488	319,376	248.3	250.3	216.4	67.1	126.4	100.0	7.6	42.6	11.4	21.4
平成25年11月 (速報値)	1,587,129	720,616	112,302	183,702	282,490	264.1	283.4	214.4	72.7	111.8	100.0	7.1	45.4	11.6	17.8

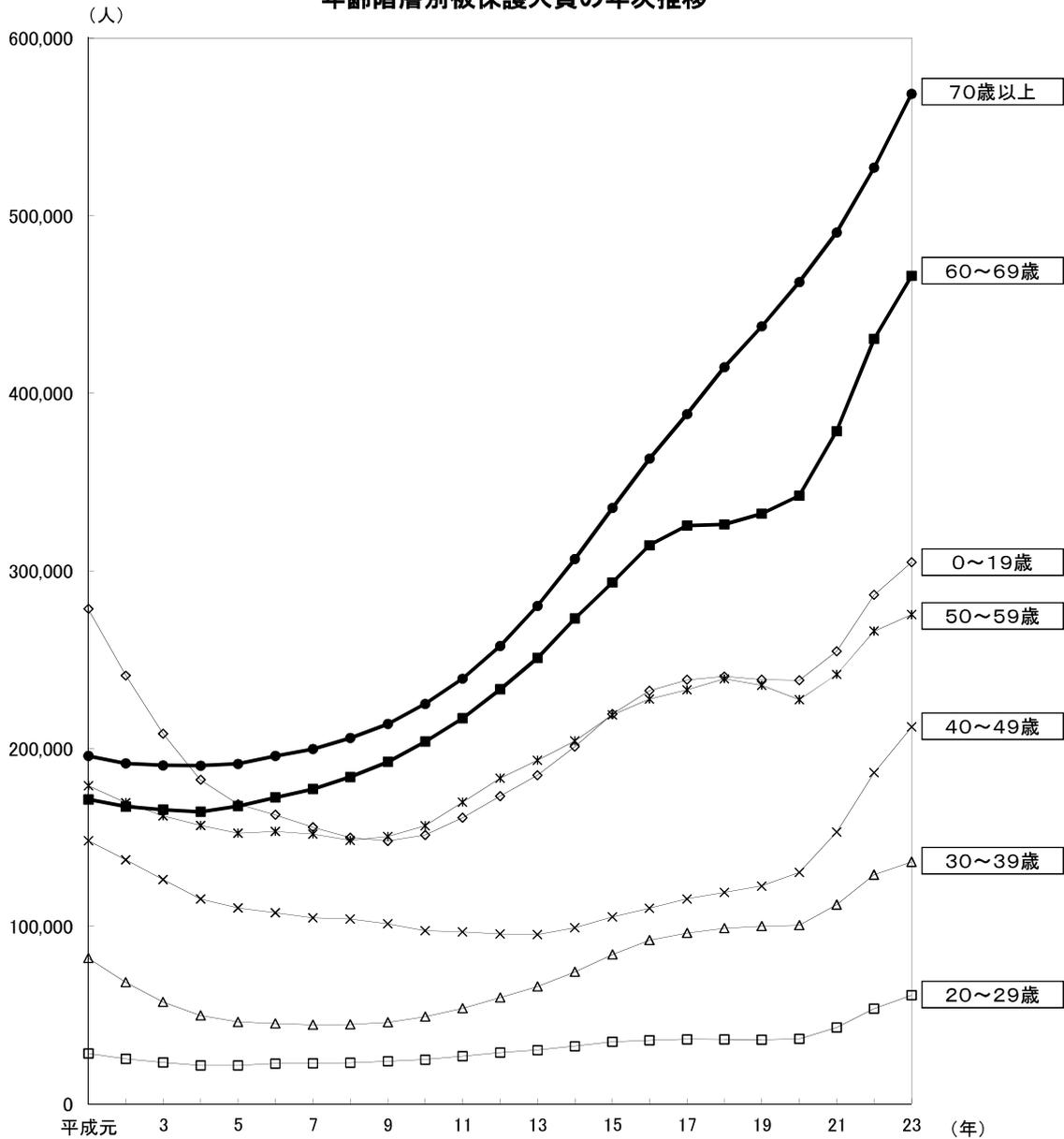
注1)保護停止中の世帯を除く。

2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯  
 「母子世帯」：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料：被保護者調査(平成25年11月分は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例))

年齢階層別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,335	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,093
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,681	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,375
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
構成割合(%)	15.1%	3.0%	6.7%	10.5%	13.6%	23.0%	28.1%	100.0%

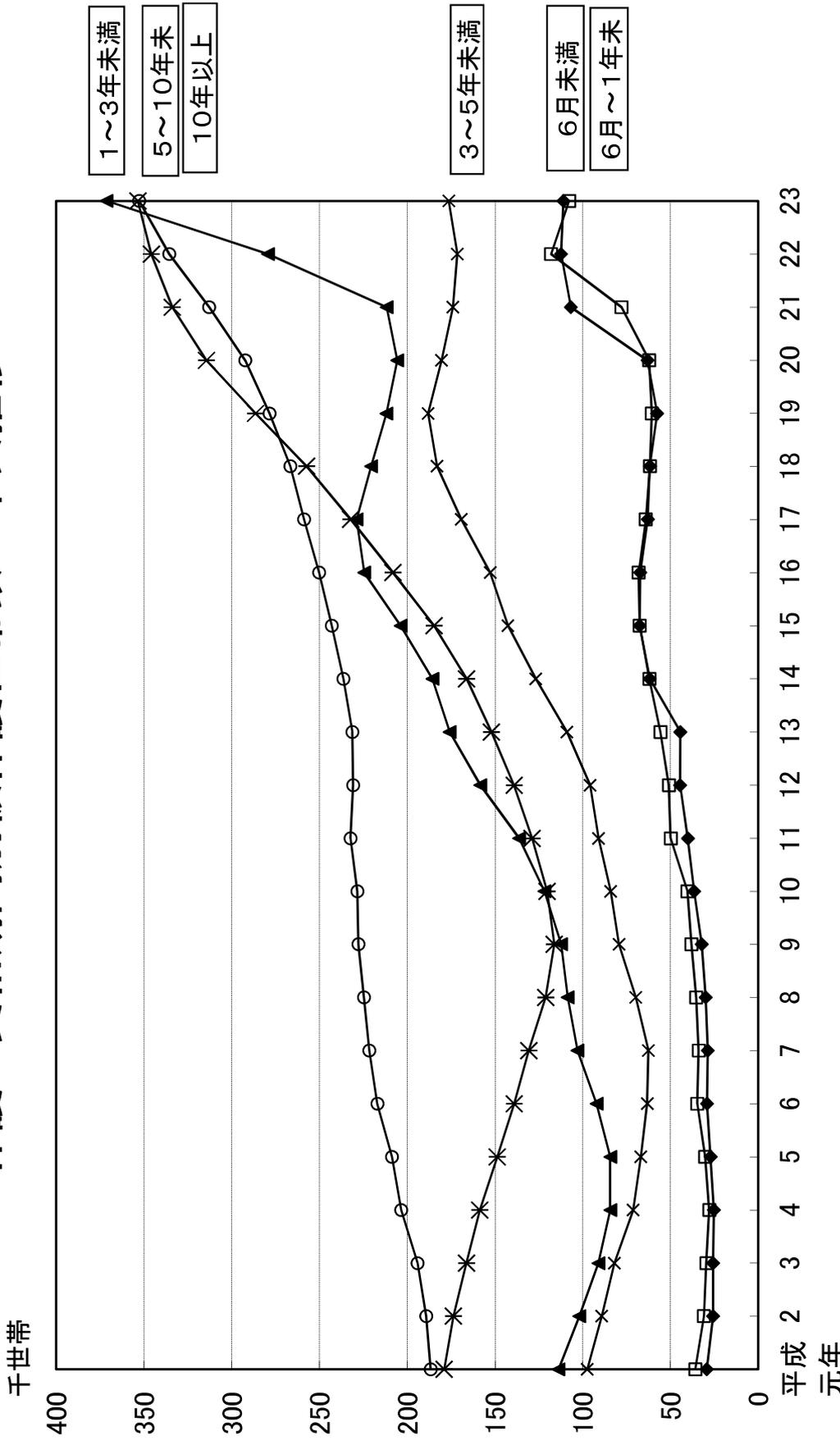
資料：被保護者全国一斉調査（基礎）各年7月1日現在（平成23年は7月31日現在）

被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯員
被保護世帯	年	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00
	40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	47,538	2.60
	45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11
	50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91
	55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91
	60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83
	61	744,129	435,486	149,636	82,683	46,263	18,578	11,483	1.80
	62	702,982	416,276	141,901	76,236	41,866	16,540	10,169	1.77
	63	670,826	409,029	133,572	68,595	36,671	14,273	8,686	1.73
	元	645,585	405,336	126,889	61,526	32,169	12,221	7,444	1.68
	2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63
	3	591,698	394,928	112,103	47,530	23,206	8,691	5,240	1.58
	4	574,379	394,178	106,090	42,097	20,076	7,461	4,477	1.53
	5	570,580	399,105	102,829	39,057	18,803	6,764	4,022	1.50
	6	579,619	410,757	102,617	37,989	18,010	6,434	3,812	1.48
	7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46
	8	595,631	433,378	101,207	35,340	16,368	5,950	2,857	1.44
	9	612,765	449,670	102,732	35,282	16,076	5,745	2,021	1.43
	10	638,664	470,691	106,476	35,947	16,402	5,908	3,240	1.42
	11	678,326	499,876	113,160	38,125	17,502	6,247	3,416	1.42
	12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42
	13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42
14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42	
15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42	
16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42	
17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,682	1.42	
18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40	
19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39	
20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.39	
21	1,215,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38	
22	1,361,149	1,029,052	217,082	69,979	28,912	10,393	5,731	1.38	
23	1,469,290	1,112,382	234,096	74,886	30,763	10,974	6,189	1.38	
一般世帯	年	%	%	%	%	%	%	%	%
	35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	.
	40	100.0	39.0	14.0	12.0	8.2	7.8	.	
	45	100.0	50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	.
	50	100.0	55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	.
	55	100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	.
	60	100.0	57.3	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7	.
	元	100.0	62.8	19.7	9.5	5.0	1.9	1.2	.
	2	100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	.
	3	100.0	66.7	18.9	8.0	3.9	1.5	0.9	.
	4	100.0	68.6	18.5	7.3	3.5	1.3	0.8	.
	5	100.0	69.9	18.0	6.8	3.3	1.2	0.7	.
	6	100.0	70.9	17.7	6.6	3.1	1.1	0.7	.
	7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	.
	8	100.0	72.8	17.0	5.9	2.7	1.0	0.5	.
	9	100.0	73.4	16.8	5.8	2.6	0.9	0.3	.
	10	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.
	11	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.
	12	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.
	13	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.
	14	100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	.
	15	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	.
	16	100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	.
17	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	.	
18	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	.	
19	100.0	74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	.	
20	100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	.	
21	100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	.	
22	100.0	75.6	15.9	5.1	2.1	0.8	0.4	.	
23	100.0	75.7	15.9	5.1	2.1	0.7	0.4	.	
一般世帯	年	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人
	35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	3,122	4.13
	40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
	45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45
	50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
	55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
	60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
	元	39,417	7,866	8,117	7,139	9,018	4,288	2,989	3.10
	2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
	3	40,506	8,597	8,610	7,414	8,797	4,172	2,916	3.04
	4	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
	5	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
	6	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
	7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
	8	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
	9	44,669	11,156	10,964	8,133	8,438	3,322	2,605	2.79
	10	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
	11	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79
	12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
	13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
	14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
	15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
	16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68	
18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65	
19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63	
20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63	
21	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62	
22	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59	
23	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58	
一般世帯	年	%	%	%	%	%	%	%	%
	35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	27.2	.
	40	100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	.
	45	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	.
	50	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.
	55	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.
	60	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.
	元	100.0	20.0	20.6	18.1	22.9	10.9	7.6	.
	2	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.
	3	100.0	21.2	21.3	18.3	21.7	10.3	7.2	.
	4	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	.
	5	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	.
	6	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	.
	7	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.
	8	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	.
	9	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	.
	10	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	7.8	5.8	.
	11	100.0	23.6	25.7	19.2	18.9	7.2	5.4	.
	12	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.
	13	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.
	14	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	.
	15	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	.
	16	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	.
17	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	.	
18	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	.	
19	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	.	
20	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	.	
21	100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	.	
22	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	.	
23	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	.	

(注) 1 被保護者全国一斉調査(基礎) 各年7月1日現在(平成23年は7月31日現在)、国民生活基礎調査(60年以前は厚生行政基礎調査)  
 2 平成7年の一般世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

# 保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



資料：被保護者全国一斉調査(個別)

世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実数										構成割合		
	総数	稼働世帯					非稼働世帯					稼働世帯	非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	稼働世帯	働いていない者のいない世帯			
			総数	常用	日雇	内職	その他				稼働世帯		
平成元年度	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2	
2	622,235	116,970	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2	
3	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4	
4	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6	
5	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7	
6	594,439	85,307	66,456	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6	
7	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	
22	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7	
23	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3	
平成25年11月 (速報値)	1,587,129	245,243	204,560	147,747	28,757	8,760	19,296	40,683	1,341,886	100.0	15.5	84.5	

資料：被保護者調査〔平成25年11月は速報値（平成23年以前は福祉行政報告例）〕

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

	総数				高齢者世帯				母子世帯				傷病者・障害者世帯				その他の世帯			
	稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働		稼働		非稼働	
	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %	世帯 総数	世帯 %
平成7年度	600,980	81.603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	19,417	41,627	22,210	19,417	22,210
8	612,180	79.466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	18,633	41,434	22,801	18,633	22,801
9	630,577	79.712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	18,529	42,404	23,875	18,529	23,875
10	662,094	80.745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	18,648	45,329	26,680	18,648	26,680
11	703,072	84.076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,129	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	19,693	50,184	30,492	19,693	30,492
12	750,181	89.660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	21,407	55,240	33,832	21,407	33,832
13	803,993	95.295	708,698	370,049	14,195	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	23,082	61,930	38,847	23,082	38,847
14	869,637	103.711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	25,825	72,403	46,578	25,825	46,578
15	939,733	113.967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	29,979	84,941	54,962	29,979	54,962
16	997,149	123.530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	34,015	94,148	60,132	34,015	60,132
17	1,039,570	130.544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	40,035	107,259	67,223	40,035	67,223
18	1,073,650	136.000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	43,121	109,847	66,726	43,121	66,726
19	1,102,945	141.682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	45,961	111,282	65,321	45,961	65,321
20	1,145,913	148.463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	49,716	121,570	71,853	49,716	71,853
21	1,270,588	164.283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411	60,567	171,978	111,411	60,567	111,411
22	1,405,281	186.747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626	75,781	227,407	151,626	75,781	151,626
23	1,492,396	203.916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602	88,138	253,740	165,602	88,138	165,602
平成25年11月 (速報値)	1,587,129	245.243	1,341,886	720,616	28,334	692,282	112,302	53,821	58,481	466,192	55,482	410,710	288,019	107,606	180,413	107,606	288,019	180,413	107,606	180,413
平成7年度	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4	46.6	100.0	46.6	53.4	53.4
8	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0	45.0	100.0	45.0	55.0	55.0
9	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3	43.7	100.0	43.7	56.3	56.3
10	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9	41.1	100.0	41.1	58.9	58.9
11	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8	39.2	100.0	39.2	60.8	60.8
12	100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	38.8	100.0	38.8	61.2	61.2
13	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	37.3	100.0	37.3	62.7	62.7
14	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	35.7	100.0	35.7	64.3	64.3
15	100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	35.3	100.0	35.3	64.7	64.7
16	100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	36.1	100.0	36.1	63.9	63.9
17	100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	37.3	100.0	37.3	62.7	62.7
18	100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	39.3	100.0	39.3	60.7	60.7
19	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	41.3	100.0	41.3	58.7	58.7
20	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	40.9	100.0	40.9	59.1	59.1
21	100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	35.2	100.0	35.2	64.8	64.8
22	100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7	33.3	100.0	33.3	66.7	66.7
23	100.0	13.7	86.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3	34.7	100.0	34.7	65.3	65.3
平成25年11月 (速報値)	100.0	15.5	84.5	100.0	3.9	96.1	100.0	47.9	52.1	100.0	11.9	88.1	100.0	37.4	62.6	37.4	100.0	37.4	62.6	62.6

資料：被保護者調査(平成25年11月は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例))  
注：保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成23年度

	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
	稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他
<b>全国</b>	<b>13.7</b>	<b>86.3</b>	<b>42.6</b>	<b>7.6</b>	<b>32.8</b>	<b>17.0</b>
北海道	13.0	87.0	44.9	9.8	36.7	8.6
青森県	8.5	91.5	50.7	4.2	36.6	8.6
岩手県	17.0	83.0	44.9	4.6	34.3	16.2
宮城県	11.8	88.2	44.3	6.1	32.7	16.9
秋田県	13.8	86.2	47.7	4.5	33.1	14.6
山形県	13.6	86.4	45.0	3.9	38.9	12.2
福島県	13.8	86.2	43.2	4.7	35.7	16.4
茨城県	9.1	90.9	44.9	5.0	35.9	14.2
栃木県	10.5	89.5	42.9	4.6	39.9	12.6
群馬県	8.2	91.8	45.5	3.8	37.7	13.1
埼玉県	14.0	86.0	40.0	7.9	34.8	17.3
千葉県	12.6	87.4	43.5	6.8	37.9	11.8
東京都	14.9	85.1	43.3	6.2	33.5	17.1
神奈川県	14.7	85.3	41.7	8.2	31.4	18.6
新潟県	12.7	87.3	39.0	4.2	36.8	20.0
富山県	7.6	92.4	51.7	2.0	31.7	14.6
石川県	8.7	91.3	53.4	2.7	34.3	9.5
福井県	12.1	87.9	45.5	3.6	33.1	17.9
山梨県	9.7	90.3	47.4	3.8	32.3	16.4
長野県	13.8	86.2	40.8	4.7	40.7	13.7
岐阜県	12.3	87.7	47.2	4.0	34.9	13.9
静岡県	11.3	88.7	47.9	4.9	32.4	14.7
愛知県	13.0	87.0	40.5	6.2	33.6	19.7
三重県	11.0	89.0	44.1	6.5	34.8	14.6
滋賀県	15.4	84.6	38.4	10.6	38.7	12.3
京都府	17.9	82.1	40.3	12.4	36.5	10.7
大阪府	16.3	83.7	42.5	12.1	33.3	12.1
兵庫県	12.8	87.2	42.7	8.1	37.4	11.8
奈良県	10.7	89.3	49.8	8.7	33.2	8.3
和歌山県	9.2	90.8	54.2	4.1	33.9	7.7
鳥取県	16.4	83.6	38.5	6.1	40.8	14.5
島根県	19.8	80.2	40.3	5.9	30.5	23.2
岡山県	15.5	84.5	41.7	4.5	39.3	14.5
広島県	14.6	85.4	42.2	6.8	33.9	17.1
山口県	13.5	86.5	45.9	5.7	36.2	12.2
徳島県	12.6	87.4	42.9	5.9	38.3	13.0
香川県	13.4	86.6	39.5	6.0	42.5	11.9
愛媛県	8.8	91.2	44.9	3.5	38.0	13.6
高知県	11.9	88.1	51.3	3.9	30.5	14.4
福岡県	11.2	88.8	43.1	8.1	28.9	19.9
佐賀県	9.9	90.1	45.7	3.7	38.9	11.7
長崎県	13.9	86.1	43.8	6.0	34.9	15.3
熊本県	9.7	90.3	48.1	3.5	29.7	18.7
大分県	12.5	87.5	51.6	3.4	28.3	16.7
宮崎県	10.1	89.9	47.7	4.5	28.8	19.0
鹿児島県	12.0	88.0	47.9	5.3	33.8	13.0
沖縄県	9.9	90.1	44.3	6.4	35.3	14.1
札幌市	17.3	82.7	36.9	11.8	29.4	21.9
仙台市	15.0	85.0	34.4	9.4	30.4	25.8
さいたま市	14.7	85.3	36.0	7.7	26.8	29.5
千葉市	11.0	89.0	42.4	5.6	19.3	32.7
横浜市	18.5	81.5	43.4	8.1	29.4	19.1
川崎市	16.9	83.1	42.1	9.0	28.2	20.8
相模原市	16.1	83.9	34.3	11.7	35.2	18.8
新潟市	13.5	86.5	36.7	7.6	40.2	15.5
静岡市	13.1	86.9	45.3	6.3	31.5	16.9
浜松市	12.7	87.3	29.2	6.4	29.4	35.1
名古屋	12.1	87.9	40.8	5.6	29.3	24.3
京都市	18.3	81.7	41.7	12.1	27.7	18.5
大阪市	11.9	88.1	45.6	7.0	27.7	19.7
堺市	14.3	85.7	44.0	10.5	37.0	8.5
神戸市	17.5	82.5	42.3	9.9	28.4	19.4
岡山市	15.7	84.3	36.7	9.3	31.9	22.1
広島市	16.5	83.5	34.2	10.4	33.3	22.1
北九州市	10.4	89.6	50.1	4.8	25.0	20.1
福岡市	12.6	87.4	38.8	7.2	32.2	21.8
旭川市	16.6	83.4	42.9	12.4	35.1	9.7
函館市	13.6	86.4	42.6	11.3	37.5	8.7
青森市	11.9	88.1	44.6	5.3	30.3	19.9
盛岡市	17.2	82.8	34.0	7.9	30.3	27.8
秋田市	13.6	86.4	44.3	5.8	37.5	12.4
山形市	11.7	88.3	37.8	5.6	33.3	23.3
いわき市	8.2	91.8	41.2	6.5	44.7	7.6
宇都宮市	10.0	90.0	34.4	7.3	35.5	22.9
前橋市	13.1	86.9	41.8	5.6	34.2	18.4
高崎市	10.3	89.7	46.5	6.0	33.9	13.6
川越市	15.1	84.9	36.6	8.5	31.2	23.7
船橋市	13.4	86.6	39.3	6.8	34.8	19.1
柏市	13.9	86.1	41.2	8.0	40.5	10.3
横須賀市	9.6	90.4	48.1	6.7	34.2	11.0
富山市	7.0	93.0	50.9	1.5	37.9	9.7
金沢市	7.4	92.6	46.6	3.8	39.1	10.5
長野市	15.9	84.1	38.7	5.1	36.2	19.9
岐阜市	8.5	91.5	49.0	4.5	32.1	14.5
豊橋市	12.2	87.8	37.9	5.7	27.8	28.5
豊田市	14.6	85.4	25.8	11.8	36.1	26.3
岡崎市	12.4	87.6	33.7	6.7	31.8	27.7
大津市	16.5	83.5	38.1	9.6	40.0	12.3
高槻市	13.8	86.2	37.9	11.9	43.7	6.6
東大阪市	16.6	83.4	38.6	13.8	34.3	13.3
姫路市	12.9	87.1	44.0	6.8	28.4	20.9
西宮市	10.3	89.7	37.3	10.5	37.2	15.0
尼崎市	10.6	89.4	44.0	8.4	39.7	7.9
和歌山市	13.6	86.4	36.8	13.2	32.8	17.2
和歌山県	9.7	90.3	53.1	5.2	29.3	12.5
倉敷市	9.9	90.1	39.9	8.8	30.4	20.9
福山市	15.7	84.3	37.6	10.5	32.4	19.5
下関市	12.3	87.7	49.8	6.1	28.9	15.3
高松市	11.7	88.3	37.6	9.4	31.7	21.3
松山市	9.4	90.6	40.6	6.0	40.4	13.0
高知市	13.8	86.2	42.9	7.5	30.9	18.6
久留米市	9.3	90.7	39.7	6.2	37.6	16.5
長崎市	13.1	86.9	31.1	8.7	37.4	22.7
熊本市	11.7	88.3	42.7	6.6	39.3	11.3
大分市	12.1	87.9	42.9	6.1	39.1	11.9
宮崎市	10.9	89.1	41.1	6.6	33.7	18.6
鹿児島市	14.5	85.5	37.9	7.8	31.0	23.3

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。

注2) 保護停止中の世帯を除く。

## 保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)	人数	指数 (平成元年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0	人	人
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5	人	人
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4	人	人
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9	人	人
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5	人	人
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1	人	人
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3	人	人
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3	人	人
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0	人	人
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1	人	人
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8	人	人
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21	1,586,013	163.6	1,459,768	184.9	144,339	91.2	1,406,456	186.8	209,735	313.8
22	1,767,315	182.3	1,634,773	207.1	155,450	98.2	1,553,662	206.3	228,235	341.5
23 平成25年11月 (速報値)	1,871,659	193.1	1,741,888	220.7	159,372	100.7	1,657,093	220.1	248,100	371.2
	1,956,775	201.9	1,843,790	233.6	154,092	97.3	1,751,782	232.7	293,571	439.3

資料：被保護者調査〔平成25年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕

## 生活保護受給者の自殺者数

	生活保護受給者		(参考)全国	
	自殺者数(人)	自殺率 (生活保護受給者10万対)	自殺者数(人)	自殺率 (人口10万対)
平成21年	1,045	62.4	32,845	25.8
平成22年	1,047	55.7	31,690	24.9
平成23年	1,187	58.6	30,651	24.0
平成24年	1,227	58.5	27,858	21.8

(注) 自殺率は、人口(又は生活保護受給者)10万人あたりの自殺者数を示す。  
資料:平成24年中における自殺の概要資料(警察庁)、被保護者全国一斉調査(基礎)(平成24年は暫定集計)

## 医療扶助及び介護扶助の状況

### (1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総 額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総 数 B		入 院		入 院 外				
		人	精神 (再掲)	人	精神 (再掲)	人	精神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	8,819	59.4	
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	8,773	58.0	
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	9,230	57.5	
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	9,659	57.0	
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	10,416	57.0	
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	10,711	55.2	
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	11,229	54.1	
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	11,622	52.4	
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	12,361	51.8	
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	13,029	51.9	
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	13,470	51.2	
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	13,500	50.6	
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	13,074	49.9	
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	13,393	49.6	
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	14,515	48.3	
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	15,701	47.2	
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	16,432	46.9	

出典：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

## (2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2,164,857	1,751,782	123,767	1,628,015
北 海 道	70,905	61,355	5,047	56,308
青 森 県	21,487	18,817	1,365	17,452
岩 手 県	9,205	7,814	748	7,066
宮 城 県	9,935	8,061	645	7,416
秋 田 県	10,038	8,086	502	7,584
山 形 県	7,291	6,127	466	5,661
福 島 県	9,613	7,640	640	7,000
茨 城 県	26,171	20,290	2,038	18,252
栃 木 県	12,673	10,199	924	9,275
群 馬 県	7,488	6,314	450	5,864
埼 玉 県	70,970	53,839	3,615	50,224
千 葉 県	48,061	39,411	2,825	36,586
東 京 都	293,657	234,005	15,210	218,795
神 奈 川 県	34,081	26,662	1,628	25,034
新 潟 県	9,151	6,892	546	6,346
富 山 県	1,781	1,395	193	1,202
石 川 県	3,302	2,648	262	2,386
福 井 県	3,995	3,003	260	2,743
山 梨 県	6,520	4,338	367	3,971
長 野 県	8,447	6,733	576	6,157
岐 阜 県	5,526	4,407	443	3,964
静 岡 県	13,725	10,436	866	9,570
愛 知 県	23,468	18,095	1,456	16,639
三 重 県	17,794	13,928	1,084	12,844
滋 賀 県	7,320	6,170	406	5,764
京 都 府	14,980	12,248	730	11,518
大 阪 府	88,471	73,019	4,165	68,854
兵 庫 県	23,432	19,355	1,444	17,911
奈 良 県	12,675	10,733	770	9,963
和 歌 山 県	6,154	5,367	417	4,950
鳥 取 県	7,520	5,966	351	5,615
島 根 県	6,163	4,564	373	4,191
岡 山 県	5,634	4,646	479	4,167
広 島 県	12,991	11,123	1,087	10,036
山 口 県	12,343	10,466	1,194	9,272
徳 島 県	14,704	13,083	1,267	11,816
香 川 県	4,860	4,162	376	3,786
愛 媛 県	9,661	8,356	868	7,488
高 知 県	8,082	6,917	714	6,203
福 岡 県	58,495	50,554	4,007	46,547
佐 賀 県	8,041	6,899	746	6,153
長 崎 県	17,269	14,033	1,375	12,658
熊 本 県	9,588	7,671	861	6,810
大 分 県	11,629	10,111	1,179	8,932
宮 崎 県	9,544	7,820	800	7,020
鹿 児 島 県	17,076	14,913	2,160	12,753
沖 縄 県	22,599	17,586	1,565	16,021
指定都市（別掲）				
札 幌 市	74,152	64,438	3,793	60,645
仙 台 市	17,498	14,657	475	14,182
さいたま市	19,875	17,544	613	16,931
千 葉 市	19,292	14,100	656	13,444
横 浜 市	70,567	64,364	7,607	56,757
川 崎 市	32,878	25,396	1,267	24,129
相 模 原 市	13,555	12,186	513	11,673

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
新潟市	11,605	9,089	561	8,528
静岡市	8,782	6,602	352	6,250
浜松市	7,427	4,927	193	4,734
名古屋	49,467	34,750	2,217	32,533
京都市	47,568	34,704	2,412	32,292
大阪市	150,959	116,963	6,185	110,778
堺市	25,995	21,236	1,491	19,745
神戸市	49,048	39,939	1,762	38,177
岡山市	13,649	11,171	388	10,783
広島市	28,142	19,423	731	18,692
北九州市	24,248	21,565	2,126	19,439
福岡市	43,657	35,839	2,074	33,765
熊本市	16,772	13,021	1,062	11,959
中核市（別掲）				
旭川市	13,686	11,640	523	11,117
函館市	12,995	11,370	679	10,691
青森市	8,862	7,514	487	7,027
盛岡市	5,173	4,700	298	4,402
秋田市	5,372	4,533	364	4,169
郡山市	3,095	2,837	325	2,512
いわき市	4,196	3,725	461	3,264
宇都宮市	8,674	6,898	514	6,384
前橋市	3,790	2,893	211	2,682
高崎市	3,202	2,934	163	2,771
川越市	4,441	2,633	207	2,426
船橋市	8,823	6,514	368	6,146
柏市	4,017	2,631	208	2,423
横須賀市	5,401	4,314	190	4,124
富山市	1,771	1,433	155	1,278
金沢市	4,209	3,340	387	2,953
長野市	3,046	1,959	179	1,780
岐阜市	6,577	5,960	1,368	4,592
豊橋市	2,493	1,813	211	1,602
豊田市	2,421	1,119	124	995
岡崎市	2,162	1,462	102	1,360
大津市	4,202	3,465	205	3,260
高槻市	6,113	5,807	234	5,573
東大阪市	21,132	15,297	620	14,677
豊中市	10,334	8,018	494	7,524
姫路市	8,965	7,841	323	7,518
西宮市	8,274	6,600	429	6,171
尼崎市	18,083	15,891	816	15,075
奈良市	8,011	5,517	233	5,284
和歌山市	8,893	7,192	410	6,782
倉敷市	7,131	5,453	364	5,089
福山市	7,737	6,041	244	5,797
下関市	4,684	3,746	307	3,439
高松市	6,629	5,536	372	5,164
松山市	12,799	10,679	492	10,187
高知市	13,142	10,815	666	10,149
久留米市	6,224	5,414	361	5,053
長崎市	13,923	10,299	726	9,573
大分市	8,862	7,212	626	6,586
宮崎市	8,353	7,077	414	6,663
鹿児島市	15,699	15,022	1,192	13,830
那覇市	11,610	8,467	747	7,720

資料：被保護者調査（平成25年11月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成24年度)

区分	① た患者数 書類検討総数 (入院百八十日を超え)	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ された者の 結果医療扶助に 必要がないと	④ ③のうち措置状況						⑤ 患者数 のうち未措置の	② ／ ①の割合 (%)	③ ／ ②の割合 (%)	⑤ ／ ③の割合 (%)
				退院又は移替等									
				小計	地域への移替		他法への移替		その他				
居宅保護	施設入所	感染症予防法 (結核に係るもの)	福祉保健 精神保健										
北海道	2,412	1,161	110	75	31	21	0	2	21	35	48.1	9.5	31.8
青森県	436	378	35	25	5	8	0	0	12	10	86.7	9.3	28.6
岩手県	310	236	33	19	5	8	0	0	6	14	76.1	14.0	42.4
宮城県	242	192	14	6	1	0	0	0	5	8	79.3	7.3	57.1
秋田県	324	220	15	13	5	6	0	0	2	2	67.9	6.8	13.3
山形県	197	70	19	8	3	4	0	0	1	11	35.5	27.1	57.9
福島県	327	241	48	25	4	12	0	0	9	23	73.7	19.9	47.9
茨城県	1,089	996	126	60	21	25	0	0	14	66	91.5	12.7	52.4
栃木県	565	214	8	7	2	4	0	0	1	1	37.9	3.7	12.5
群馬県	339	207	1	1	0	1	0	0	0	0	61.1	0.5	0.0
埼玉県	1,643	931	136	90	11	13	0	0	66	46	56.7	14.6	33.8
千葉県	1,622	1,483	131	84	23	33	0	0	28	47	91.4	8.8	35.9
東京都	7,217	3,142	779	565	170	252	2	6	135	214	43.5	24.8	27.5
神奈川県	819	774	143	94	21	60	0	0	13	49	94.5	18.5	34.3
新潟県	221	139	14	14	6	4	0	0	4	0	62.9	10.1	0.0
富山県	118	97	25	9	4	3	0	0	2	16	82.2	25.8	64.0
石川県	192	58	15	11	2	6	0	0	3	4	30.2	25.9	26.7
福井県	185	148	11	7	1	3	0	0	3	4	80.0	7.4	36.4
山梨県	195	81	3	3	0	3	0	0	0	0	41.5	3.7	0.0
長野県	174	108	5	2	0	1	0	0	1	3	62.1	4.6	60.0
岐阜県	216	124	16	13	1	9	0	2	1	3	57.4	12.9	18.8
静岡県	467	354	9	8	1	6	0	0	1	1	75.8	2.5	11.1
愛知県	623	322	35	30	6	18	0	1	5	5	51.7	10.9	14.3
三重県	676	676	30	28	13	14	0	0	1	2	100.0	4.4	6.7
滋賀県	160	133	4	0	0	0	0	0	0	4	83.1	3.0	100.0
京都府	325	216	7	4	0	2	0	0	2	3	66.5	3.2	42.9
大阪府	1,979	900	169	156	79	21	0	6	50	13	45.5	18.8	7.7
兵庫県	902	693	158	119	32	37	0	0	50	39	76.8	22.8	24.7
奈良県	369	199	10	7	3	4	0	0	0	3	53.9	5.0	30.0
和歌山県	175	146	8	3	2	0	0	0	1	5	83.4	5.5	62.5
鳥取県	177	129	39	16	4	6	0	0	6	23	72.9	30.2	59.0
島根県	205	112	27	10	5	4	0	0	1	17	54.6	24.1	63.0
岡山県	258	177	12	11	0	3	0	0	8	1	68.6	6.8	8.3
広島県	478	442	20	19	7	6	0	0	6	1	92.5	4.5	5.0
山口県	635	337	37	18	0	11	0	0	7	19	53.1	11.0	51.4
徳島県	775	458	27	14	3	6	0	0	5	13	59.1	5.9	48.1
香川県	225	188	18	13	3	8	0	0	2	5	83.6	9.6	27.8
愛媛県	400	171	43	10	4	3	0	1	2	33	42.8	25.1	76.7
高知県	388	175	43	11	1	1	0	0	9	32	45.1	24.6	74.4
福岡県	4,793	3,649	341	219	114	47	0	0	58	122	76.1	9.3	35.8
佐賀県	480	392	67	64	7	16	0	0	41	3	81.7	17.1	4.5
長崎県	982	431	55	21	4	14	0	0	3	34	43.9	12.8	61.8
熊本県	523	400	81	53	21	22	0	0	10	28	76.5	20.3	34.6
大分県	744	203	23	18	6	10	0	0	2	5	27.3	11.3	21.7
宮崎県	570	320	67	38	12	14	0	0	12	29	56.1	20.9	43.3
鹿児島県	1,130	1,030	80	44	9	28	0	0	7	36	91.2	7.8	45.0
沖縄県	1,137	682	213	96	23	23	0	0	50	117	60.0	31.2	54.9

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成24年度)

区 分	① た患者数 書類検討総数 (入院百八十日を超え)	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ された者の 結果医療扶助に 必要がないと	④ ③のうち措置状況						⑤ 患者数 のうち未措置の	②/ ①の割合 (%)	③/ ②の割合 (%)	⑤/ ③の割合 (%)
				退院又は移替等									
				小 計	地域への移替		他法への移替		その他				
居宅保護	施設入所	感染症予防法 (結核に係る もの)	福祉保健 精神保健										
札幌市	1,573	53	1	1	0	1	0	0	0	0	3.4	1.9	0.0
仙台市	207	117	3	2	0	1	0	0	1	1	56.5	2.6	33.3
さいたま市	413	277	60	53	22	20	0	0	11	7	67.1	21.7	11.7
千葉市	261	82	17	13	1	11	0	0	1	4	31.4	20.7	23.5
横浜市	1,000	869	260	207	65	85	0	3	54	53	86.9	29.9	20.4
川崎市	702	541	118	57	13	16	0	0	28	61	77.1	21.8	51.7
相模原市	258	254	39	27	15	11	0	0	1	12	98.4	15.4	30.8
新潟市	327	139	1	1	1	0	0	0	0	0	42.5	0.7	0.0
静岡市	225	6	3	3	1	1	0	0	1	0	2.7	50.0	0.0
浜松市	163	48	20	20	2	7	0	0	11	0	29.4	41.7	0.0
名古屋市	1,544	1,050	249	215	99	75	0	1	40	34	68.0	23.7	13.7
京都市	1,099	673	127	92	63	29	0	0	0	35	61.2	18.9	27.6
大阪市	2,720	2,720	162	70	16	19	0	0	35	92	100.0	6.0	56.8
堺市	607	172	32	29	19	8	0	1	1	3	28.3	18.6	9.4
神戸市	1,082	840	225	146	74	59	0	0	13	79	77.6	26.8	35.1
岡山市	301	250	18	13	8	5	0	0	0	5	83.1	7.2	27.8
広島市	588	496	112	109	30	20	0	0	59	3	84.4	22.6	2.7
北九州市	1,179	1,004	180	132	54	52	0	0	26	48	85.2	17.9	26.7
福岡市	1,407	1,198	101	77	50	25	0	0	2	24	85.1	8.4	23.8
熊本市	611	456	13	5	3	1	0	1	0	8	74.6	2.9	61.5
旭川市	240	51	31	19	4	12	0	0	3	12	21.3	60.8	38.7
函館市	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-
青森市	135	51	2	2	1	1	0	0	0	0	37.8	3.9	0.0
盛岡市	145	17	0	0	0	0	0	0	0	0	11.7	0.0	-
秋田市	187	19	0	0	0	0	0	0	0	0	10.2	0.0	-
郡山市	115	26	0	0	0	0	0	0	0	0	22.6	0.0	-
いわき市	218	87	1	0	0	0	0	0	0	1	39.9	1.1	100.0
宇都宮市	312	85	14	14	5	8	0	1	0	0	27.2	16.5	0.0
高崎市	92	92	22	22	8	6	0	0	8	0	100.0	23.9	0.0
前橋市	108	89	6	6	1	3	0	0	2	0	82.4	6.7	0.0
川越市	104	27	8	2	0	0	0	0	2	6	26.0	29.6	75.0
船橋市	235	49	0	0	0	0	0	0	0	0	20.9	0.0	-
柏市	123	120	3	1	0	1	0	0	0	2	97.6	2.5	66.7
横須賀市	128	128	16	16	10	5	0	0	1	0	100.0	12.5	0.0
富山市	84	84	7	5	5	0	0	0	0	2	100.0	8.3	28.6
金沢市	172	172	70	34	0	5	0	0	29	36	100.0	40.7	51.4
長野市	104	104	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-
岐阜市	122	18	10	9	3	6	0	0	0	1	14.8	55.6	10.0
豊橋市	144	144	11	11	7	4	0	0	0	0	100.0	7.6	0.0
豊田市	90	90	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-
岡崎市	75	75	23	21	4	1	0	0	16	2	100.0	30.7	8.7
大津市	94	94	28	28	6	7	0	0	15	0	100.0	29.8	0.0
高槻市	110	88	3	3	1	2	0	0	0	0	80.0	3.4	0.0
豊中市	177	40	0	0	0	0	0	0	0	0	22.6	0.0	-
東大阪市	261	72	33	21	9	9	0	0	3	12	27.6	45.8	36.4
姫路市	220	12	3	1	0	1	0	0	0	2	5.5	25.0	66.7
西宮市	207	74	55	6	0	2	0	0	4	49	35.7	74.3	89.1
尼崎市	425	289	73	45	11	22	0	0	12	28	68.0	25.3	38.4
奈良市	141	36	23	22	7	2	0	0	13	1	25.5	63.9	4.3
和歌山市	258	101	27	3	1	1	0	1	0	24	39.1	26.7	88.9
倉敷市	139	27	0	0	0	0	0	0	0	0	19.4	0.0	-
福山市	125	30	5	3	3	0	0	0	0	2	24.0	16.7	40.0
下関市	209	181	29	23	10	8	0	0	5	6	86.6	16.0	20.7
高松市	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-
松山市	71	71	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0	2.8	0.0
高知市	484	160	44	29	11	13	0	0	5	15	33.1	27.5	34.1
久留米市	157	32	17	7	3	1	0	0	3	10	20.4	53.1	58.8
長崎市	596	92	13	13	5	3	0	0	5	0	15.4	14.1	0.0
大分市	774	131	9	5	1	4	0	0	0	4	16.9	6.9	44.4
宮崎市	199	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0.0	-	0.0
鹿児島市	679	624	58	36	13	20	0	2	1	22	91.9	9.3	37.9
合計	63,381	38,862	5,699	3,844	1,341	1,395	2	28	1,078	1,855	61.3	14.7	32.5

資料：保護課調

## (4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成24年度）

区分	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	①	②	③	④	⑤	当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)		
				在宅	介護保険 施設	社会福祉 施設等	扶養義務者 引き取り	その他				
北海道	0	10	6	4	0	0	0	2	4	60.0%	760,466	76,047
青森県	1	5	4	2	1	0	0	1	2	66.7%	613,880	102,313
岩手県	1	2	3	2	0	1	0	0	0	100.0%	246,670	82,223
宮城県	0	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	140,624	140,624
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
茨城県	2	1	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	1,065,640	355,213
栃木県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	293,040	146,520
群馬県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	9,940	9,940
埼玉県	1	13	12	1	2	2	0	7	2	85.7%	2,026,070	144,719
千葉県	4	8	9	4	3	0	0	2	3	75.0%	2,485,640	207,137
東京都	77	193	254	25	9	8	3	209	16	94.1%	18,193,360	67,383
神奈川県	2	2	4	1	1	0	2	0	0	100.0%	213,670	53,418
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福井県	0	2	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	335,970	167,985
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長野県	1	2	2	1	0	1	0	0	1	66.7%	371,110	123,703
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	522,325	522,325
愛知県	0	5	3	2	0	1	0	0	2	60.0%	686,350	137,270
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
滋賀県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	105,000	105,000
京都府	0	3	3	2	1	0	0	0	0	100.0%	124,850	41,617
大阪府	3	21	17	6	1	0	0	10	7	70.8%	2,415,500	100,646
兵庫県	1	7	6	4	0	0	0	2	2	75.0%	443,940	55,493
奈良県	0	5	5	2	0	1	0	2	0	100.0%	265,810	53,162
和歌山県	1	3	3	1	1	1	0	0	1	75.0%	630,850	157,713
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
島根県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	337,293	168,647
岡山県	3	3	5	1	0	1	0	3	1	83.3%	1,733,510	288,918
広島県	0	2	1	0	0	1	0	0	1	50.0%	196,097	98,049
山口県	0	2	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	131,400	65,700
徳島県	3	1	3	0	0	0	0	3	1	75.0%	383,580	95,895
香川県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	191,400	191,400
愛媛県	5	1	1	0	0	1	0	0	5	16.7%	4,001,110	666,852
高知県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	118,150	118,150
福岡県	1	8	8	3	2	1	0	2	1	88.9%	1,176,899	130,767
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
熊本県	1	1	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	637,530	318,765
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宮崎県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	132,310	132,310
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-

## (4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成24年度）

区分	当該年度給付件数									当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)	当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他					
	札幌市	0	1	1	0	0	0	0	1				
仙台市	2	1	3	0	1	1	0	1	0	100.0%	621,340	207,113	
さいたま市	1	3	2	0	0	0	0	2	2	50.0%	119,140	29,785	
千葉市	3	1	3	1	1	0	0	1	1	75.0%	1,426,400	356,600	
横浜市	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0.0%	421,880	105,470	
川崎市	2	5	3	1	0	1	0	1	4	42.9%	695,410	99,344	
相模原市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	70,000	70,000	
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
浜松市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	292,180	146,090	
名古屋市	14	33	21	6	7	2	0	6	26	44.7%	5,487,050	116,746	
京都市	6	4	8	3	2	0	0	3	2	80.0%	1,298,984	129,898	
大阪市	87	223	188	44	0	24	0	120	122	60.6%	38,339,530	123,676	
堺市	4	10	5	4	0	0	0	1	9	35.7%	1,959,690	139,978	
神戸市	4	0	1	1	0	0	0	0	3	25.0%	987,850	246,963	
岡山市	1	2	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	479,150	159,717	
広島市	1	2	1	0	0	0	0	1	2	33.3%	1,225,980	408,660	
北九州市	0	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0%	26,220	13,110	
福岡市	1	2	3	3	0	0	0	0	0	100.0%	89,170	29,723	
熊本市	11	0	4	2	0	0	0	2	7	36.4%	2,207,910	200,719	
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
函館市	2	1	3	2	0	0	0	1	0	100.0%	264,770	88,257	
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
郡山市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	45,310	45,310	
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
宇都宮市	0	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	52,540	52,540	
高崎市	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	54,990	54,990	
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
川越市	1	2	3	1	2	0	0	0	0	100.0%	219,930	73,310	
船橋市	5	0	2	2	0	0	0	0	3	40.0%	311,880	62,376	
柏市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	187,068	187,068	
横須賀市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	25,850	25,850	
富山市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	361,760	361,760	
金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
豊橋市	2	2	3	2	1	0	0	0	1	75.0%	751,100	187,775	
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
高槻市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	69,300	69,300	
豊中市	0	3	2	0	0	1	0	1	1	66.7%	34,270	11,423	
東大阪市	3	3	1	0	0	0	0	1	5	16.7%	547,000	91,167	
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
西宮市	0	2	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	55,040	27,520	
尼崎市	0	3	3	0	0	0	0	3	0	100.0%	19,850	6,617	
奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
和歌山市	8	3	4	3	1	0	0	0	7	36.4%	3,206,730	291,521	
倉敷市	3	1	2	0	2	0	0	0	2	50.0%	631,268	157,817	
福山市	1	1	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	670,200	335,100	
下関市	8	8	8	2	0	0	0	6	8	50.0%	2,666,687	166,668	
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
松山市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	328,680	328,680	
高知市	0	2	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	236,409	118,205	
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
長崎市	1	1	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	22,240	11,120	
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-	
宮崎市	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	316,300	158,150	
鹿児島市	1	3	4	1	1	0	0	2	0	100.0%	644,030	161,008	
合計	287	644	656	151	44	49	5	407	275	70.5%	108,470,970	116,510	

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について（平成24年度）

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象						
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数		人数		うち改善された者						
			A	うち筋骨格系・結合組織	B	うち筋骨格系・結合組織	C	うち筋骨格系・結合組織	1人当たり平均効果月数	効果月数計	1人当たり平均効果日数	効果日数計	1人当たり効果日数 / 月
北海道	284	76	246	61	38	15	24	9	4.8	115.0	61.6	1479.2	12.9
青森県	23	12	16	9	7	3	3	1	5.3	16.0	52.3	156.9	9.8
岩手県	22	12	8	4	14	8	7	3	4.7	33.0	46.7	326.8	9.9
宮城県	36	27	29	23	7	4	5	3	6.4	32.0	98.2	491.0	15.3
秋田県	9	5	1	0	8	5	0	0	-	0.0	-	0.0	-
山形県	8	3	6	2	2	1	1	1	3.0	3.0	45.0	45.0	15.0
福島県	15	5	12	3	3	2	3	2	4.0	12.0	30.0	90.0	7.5
茨城県	91	41	65	28	26	13	10	5	4.5	45.0	70.5	705.0	15.7
栃木県	31	16	21	11	10	5	5	3	7.2	36.0	65.8	329.0	9.1
群馬県	29	18	22	13	7	5	2	2	5.5	11.0	99.7	199.4	18.1
埼玉県	391	232	287	163	104	69	57	38	5.9	336.0	67.9	3868.6	11.5
千葉県	240	201	202	171	38	30	25	20	5.7	142.0	79.9	1997.0	14.1
東京都	2,359	1,530	1,676	1,073	683	457	350	236	4.6	1613.0	51.6	18050.2	11.2
神奈川県	97	60	49	24	48	36	31	0	5.2	162.0	63.1	1955.8	12.1
新潟県	5	3	2	2	3	1	3	1	4.8	14.5	47.3	142.0	9.8
富山県	4	2	2	0	2	2	1	1	3.0	3.0	48.0	48.0	16.0
石川県	10	5	6	2	4	3	4	3	6.8	27.0	101.5	406.0	15.0
福井県	15	8	3	0	12	8	7	7	6.1	43.0	57.0	399.0	9.3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
長野県	5	3	2	0	3	3	0	0	-	0.0	-	0.0	-
岐阜県	8	1	5	0	3	1	2	1	3.5	7.0	58.7	117.4	16.8
静岡県	35	16	23	10	12	6	8	3	5.5	44.0	79.5	636.0	14.5
愛知県	138	63	96	42	42	21	25	14	6.2	155.0	79.2	1980.5	12.8
三重県	187	58	138	25	49	33	34	25	5.4	183.0	57.0	1938.0	10.6
滋賀県	323	4	319	3	4	1	3	1	3.7	11.0	39.7	119.2	10.8
京都府	130	74	92	64	38	10	10	1	4.5	45.0	43.1	430.6	9.6
大阪府	834	436	578	275	256	161	111	70	5.0	553.0	71.5	7938.3	14.4
兵庫県	207	122	113	74	94	48	41	26	5.7	235.0	58.0	2380.0	10.1
奈良県	111	42	94	32	17	10	9	5	2.1	19.0	19.1	171.5	9.0
和歌山県	80	38	66	31	14	7	9	6	3.7	33.0	23.2	209.0	6.3
鳥取県	19	11	13	7	6	4	3	2	3.0	9.0	35.7	107.0	11.9
島根県	25	5	22	5	3	0	2	0	4.0	8.0	32.0	64.0	8.0
岡山県	8	0	6	0	2	0	2	0	3.0	6.0	34.4	68.7	11.5
広島県	220	83	122	36	98	47	42	15	3.0	125.0	37.8	1587.6	12.7
山口県	134	84	107	63	27	21	11	8	1.7	19.0	17.2	189.5	10.0
徳島県	96	39	61	28	35	11	10	6	5.3	53.0	54.9	548.8	10.4
香川県	63	42	58	40	5	2	4	1	6.5	26.0	52.5	210.0	8.1
愛媛県	81	43	27	10	54	33	20	12	6.2	124.0	54.2	1083.7	8.7
高知県	52	18	14	6	38	12	23	6	5.3	123.0	53.0	1218.0	9.9
福岡県	846	449	568	316	278	133	156	80	5.7	886.0	64.4	10051.0	11.3
佐賀県	104	46	46	23	58	23	23	14	4.6	106.0	50.0	1150.3	10.9
長崎県	132	78	66	35	66	43	33	23	5.5	181.0	62.6	2065.0	11.4
熊本県	27	10	9	5	18	5	11	3	5.3	58.0	74.1	815.0	14.1
大分県	79	19	69	9	10	10	7	7	6.3	44.0	74.8	523.5	11.9
宮崎県	78	43	62	32	16	11	12	9	5.6	67.0	57.1	685.3	10.2
鹿児島県	90	26	79	22	11	4	6	1	5.7	34.0	79.9	479.3	14.1
沖縄県	27	24	16	13	11	11	3	3	5.0	15.0	60.9	182.8	12.2

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について（平成24年度）

	受診状況把握対象者数		指導対象外				指導対象						
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数		人数		うち改善された者						
			A	うち筋骨格系・結合組織	B	うち筋骨格系・結合組織	C	うち筋骨格系・結合組織	1人当たり平均効果月数	効果月数計	1人当たり平均効果日数	効果日数計	1人当たり効果日数 / 月
札幌市	274	195	266	191	8	4	6	3	2.6	15.5	27.1	162.8	10.5
仙台市	95	66	72	45	23	21	18	15	0.6	10.8	5.2	93.4	8.6
さいたま市	253	115	253	115	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
千葉市	105	80	104	79	1	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-
横浜市	685	542	591	468	94	74	49	43	5.1	251.0	39.3	1923.9	7.7
川崎市	229	124	148	73	81	51	44	26	5.1	225.0	53.9	2370.8	10.5
相模原市	81	20	67	8	14	12	5	4	5.8	29.0	50.4	251.9	8.7
新潟市	43	32	19	11	24	21	11	11	5.9	65.0	64.9	713.9	11.0
静岡市	38	22	1	0	37	22	18	12	5.9	106.0	50.3	905.2	8.5
浜松市	75	60	53	38	22	22	18	18	7.1	128.0	79.0	1421.8	11.1
名古屋	413	169	349	136	64	33	29	16	5.6	161.0	58.8	1705.1	10.6
京都市	257	139	209	124	48	15	7	3	3.6	25.0	52.8	369.3	14.8
大阪市	3,333	1,337	2,821	1,200	512	137	109	41	4.9	536.0	55.1	6003.3	11.2
堺市	255	139	212	124	43	15	24	6	6.2	148.0	64.3	1544.0	10.4
神戸市	559	344	520	315	39	29	21	16	0.5	10.8	4.7	99.0	9.2
岡山市	139	57	133	54	6	3	4	2	3.8	15.0	44.3	177.0	11.8
広島市	240	79	214	68	26	11	13	5	4.9	64.0	76.5	995.0	15.5
北九州市	198	167	141	117	57	50	30	28	8.3	250.0	102.0	3059.5	12.2
福岡市	981	510	852	438	129	72	56	25	5.1	283.0	61.6	3447.6	12.2
熊本市	174	87	52	25	122	62	68	38	5.6	379.0	69.9	4755.0	12.5
旭川市	39	22	15	6	24	16	19	14	5.6	107.0	67.3	1277.9	11.9
函館市	69	40	55	28	14	12	8	7	6.6	53.0	72.3	578.0	10.9
青森市	65	35	48	29	17	6	11	5	5.7	63.0	50.0	549.6	8.7
盛岡市	20	17	17	14	3	3	3	3	5.7	17.0	79.7	239.0	14.1
秋田市	19	9	12	4	7	5	4	2	6.3	25.0	47.3	189.2	7.6
郡山市	10	6	7	3	3	3	3	3	2.3	7.0	26.0	78.0	11.1
いわき市	36	29	24	18	12	11	10	10	9.1	91.2	57.7	577.3	6.3
宇都宮市	42	31	28	20	14	11	8	8	5.5	44.0	59.6	477.0	10.8
高崎市	19	14	19	14	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
前橋市	7	5	5	4	2	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-
川越市	20	17	20	17	0	0	0	0	-	-	-	-	-
船橋市	21	9	11	2	10	7	6	5	5.7	34.0	77.4	464.3	13.7
柏市	22	20	22	20	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
横須賀市	15	14	0	0	15	14	15	14	7.0	105.0	56.4	846.1	8.1
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
金沢市	26	18	26	18	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
長野市	9	9	9	9	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
岐阜市	78	34	71	29	7	5	7	5	0.9	6.0	8.1	57.0	9.5
豊橋市	7	3	3	1	4	2	3	2	4.7	14.0	68.2	204.6	14.6
豊田市	19	12	2	2	17	10	3	3	4.3	13.0	51.7	155.1	11.9
岡崎市	14	13	11	10	3	3	2	2	2.5	5.0	23.9	47.7	9.5
大津市	29	18	1	0	28	18	16	11	5.4	87.0	51.5	823.6	9.5
高槻市	63	25	17	7	46	18	27	18	4.9	132.3	44.2	1193.4	9.0
豊中市	63	45	63	45	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
東大阪市	620	189	615	189	5	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
姫路市	37	23	19	8	18	15	13	11	6.0	78.0	80.9	1051.2	13.5
西宮市	43	32	27	21	16	11	12	7	6.3	76.0	81.4	977.2	12.9
尼崎市	219	193	183	157	36	36	1	1	7.0	7.0	91.0	91.0	13.0
奈良市	57	50	57	50	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
和歌山市	116	29	86	23	30	6	14	3	5.9	82.0	62.1	868.8	10.6
倉敷市	41	8	28	6	13	2	6	0	2.7	16.0	29.4	176.5	11.0
福山市	57	23	15	5	42	18	2	1	6.0	12.0	83.0	166.0	13.8
下関市	55	34	31	17	24	17	8	6	4.8	38.0	33.4	267.0	7.0
高松市	63	35	57	32	6	3	3	2	3.7	11.0	47.1	141.2	12.8
松山市	103	25	101	24	2	1	1	1	3.0	3.0	45.9	45.9	15.3
高知市	121	64	62	23	59	41	37	28	5.8	215.0	62.2	2303.0	10.7
久留米市	40	34	27	23	13	11	8	7	4.5	36.0	46.4	371.2	10.3
長崎市	204	156	198	156	6	0	2	0	7.0	14.0	59.5	119.0	8.5
大分市	65	48	56	43	9	5	5	3	5.4	27.0	76.2	381.0	14.1
宮崎市	12	9	5	4	7	5	4	4	7.3	29.0	84.0	336.0	11.6
鹿児島市	169	15	169	15	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-
合計	18,969	9,829	14,823	7,520	4,146	2,309	1,949	1,175	5.1	9,962.1	57.8	112,690.2	11.3

資料：保護課調

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成24年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検	内容点検	
					単月	縦覧		単月	縦覧
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
北海道	1,451,663	1,372,316	1,350,837	1,451,663	1,372,316	1,350,837	100.00	100.00	100.00
青森県	454,197	433,017	421,665	454,197	433,017	421,665	100.00	100.00	100.00
岩手県	168,417	158,278	161,832	168,417	158,278	161,832	100.00	100.00	100.00
宮城県	244,432	242,097	237,707	244,432	242,097	237,707	100.00	100.00	100.00
秋田県	192,704	185,785	167,251	192,704	185,785	167,251	100.00	100.00	100.00
山形県	108,662	106,393	93,023	108,662	106,393	93,023	100.00	100.00	100.00
福島県	170,493	157,523	157,523	170,493	157,523	157,523	100.00	100.00	100.00
茨城県	456,192	410,633	398,176	456,192	410,633	398,176	100.00	100.00	100.00
栃木県	204,265	198,394	198,265	204,265	198,394	198,265	100.00	100.00	100.00
群馬県	127,271	117,724	117,135	127,271	117,724	117,135	100.00	100.00	100.00
埼玉県	1,232,356	1,160,903	1,160,903	1,232,356	1,160,793	1,160,793	100.00	99.99	99.99
千葉県	840,331	803,868	787,824	839,926	803,868	787,824	99.95	100.00	100.00
東京都	6,172,033	5,960,262	5,965,031	6,172,033	5,960,262	5,965,031	100.00	100.00	100.00
神奈川県	635,549	601,699	582,037	635,549	601,699	582,037	100.00	100.00	100.00
新潟県	133,933	127,865	124,067	133,933	127,865	119,745	100.00	100.00	96.52
富山県	54,056	52,112	52,074	54,056	52,112	52,074	100.00	100.00	100.00
石川県	57,485	54,028	54,028	57,485	54,028	54,028	100.00	100.00	100.00
福井県	61,389	57,491	57,491	61,389	57,491	57,491	100.00	100.00	100.00
山梨県	121,355	118,833	97,926	121,355	118,833	97,926	100.00	100.00	100.00
長野県	125,959	105,590	103,679	125,959	105,590	103,679	100.00	100.00	100.00
岐阜県	90,636	88,793	85,553	90,636	88,793	85,553	100.00	100.00	100.00
静岡県	246,553	236,796	231,596	246,553	236,796	231,596	100.00	100.00	100.00
愛知県	350,504	345,078	296,405	350,504	345,078	296,405	100.00	100.00	100.00
三重県	331,577	319,849	319,991	331,577	319,849	319,991	100.00	100.00	100.00
滋賀県	133,206	128,062	128,062	133,206	128,062	128,062	100.00	100.00	100.00
京都府	251,082	244,874	245,335	251,082	244,874	245,335	100.00	100.00	100.00
大阪府	1,766,423	1,664,642	1,651,513	1,766,423	1,664,642	1,651,513	100.00	100.00	100.00
兵庫県	465,781	443,742	440,398	465,781	443,742	440,398	100.00	100.00	100.00
奈良県	262,634	249,601	250,208	261,744	248,711	249,318	99.66	99.64	99.64
和歌山県	130,460	126,689	126,689	130,460	126,689	126,689	100.00	100.00	100.00
鳥取県	131,980	124,132	123,595	131,980	124,132	123,595	100.00	100.00	100.00
島根県	106,726	97,028	93,529	106,726	97,028	93,529	100.00	100.00	100.00
岡山県	101,598	99,173	96,008	101,598	99,173	96,008	100.00	100.00	100.00
広島県	256,327	240,648	235,632	256,327	240,648	235,632	100.00	100.00	100.00
山口県	265,663	254,153	254,153	265,663	253,869	253,869	100.00	99.89	99.89
徳島県	298,062	283,002	283,002	298,062	283,002	283,002	100.00	100.00	100.00
香川県	99,297	92,334	92,334	99,297	92,334	92,334	100.00	100.00	100.00
愛媛県	121,172	115,972	106,883	121,172	115,972	94,274	100.00	100.00	88.20
高知県	166,491	166,491	166,491	166,491	166,491	166,491	100.00	100.00	100.00
福岡県	1,328,161	1,249,968	1,230,807	1,328,161	1,249,968	1,230,807	100.00	100.00	100.00
佐賀県	189,332	185,493	183,536	189,332	185,493	183,536	100.00	100.00	100.00
長崎県	351,579	334,924	334,924	351,579	334,924	334,924	100.00	100.00	100.00
熊本県	185,700	173,417	173,417	185,700	173,417	173,417	100.00	100.00	100.00
大分県	237,032	229,955	197,872	237,032	229,955	197,872	100.00	100.00	100.00
宮崎県	197,493	186,644	185,627	197,493	186,644	185,627	100.00	100.00	100.00
鹿児島県	327,227	313,169	313,835	327,227	313,169	313,835	100.00	100.00	100.00
沖縄県	620,086	585,941	566,678	620,086	585,941	566,678	100.00	100.00	100.00

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検	内容点検	
					単月	縦覧		単月	縦覧
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
札幌市	1,565,439	1,481,470	37,844	1,565,439	1,481,470	37,844	100.00	100.00	100.00
仙台市	355,444	338,529	338,529	355,444	338,529	338,529	100.00	100.00	100.00
さいたま市	348,365	327,185	327,185	348,365	327,185	327,185	100.00	100.00	100.00
千葉市	338,703	314,782	314,782	338,703	314,782	314,782	100.00	100.00	100.00
横浜市	1,525,972	1,423,559	1,423,559	1,525,972	1,423,559	1,423,559	100.00	100.00	100.00
川崎市	653,270	617,056	617,056	653,270	617,056	617,056	100.00	100.00	100.00
相模原市	227,366	219,715	219,715	227,366	219,715	219,715	100.00	100.00	100.00
新潟市	221,695	206,813	206,813	221,695	206,813	206,813	100.00	100.00	100.00
静岡市	157,236	149,192	149,192	157,236	149,192	149,192	100.00	100.00	100.00
浜松市	120,688	117,623	117,623	120,688	117,623	117,623	100.00	100.00	100.00
名古屋市	904,184	896,631	896,631	904,184	896,631	896,631	100.00	100.00	100.00
京都市	896,558	854,871	854,871	896,558	854,871	854,871	100.00	100.00	100.00
大阪市	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	3,499,659	100.00	100.00	100.00
堺市	580,066	540,725	540,725	580,066	540,725	540,725	100.00	100.00	100.00
神戸市	1,176,303	1,121,190	1,121,190	1,176,303	1,121,190	1,121,190	100.00	100.00	100.00
岡山市	267,696	252,429	252,429	267,696	252,429	252,429	100.00	100.00	100.00
広島市	579,766	548,594	548,594	579,766	548,594	548,594	100.00	100.00	100.00
北九州市	619,240	593,645	593,645	619,240	593,645	593,645	100.00	100.00	100.00
福岡市	1,028,547	969,086	969,086	1,028,547	969,086	969,086	100.00	100.00	100.00
熊本市	331,811	311,411	36,850	331,811	311,411	36,850	100.00	100.00	100.00
旭川市	304,670	293,267	293,267	304,670	293,267	293,267	100.00	100.00	100.00
函館市	303,742	285,184	285,184	303,742	285,184	285,184	100.00	100.00	100.00
青森市	207,953	197,907	197,907	207,953	197,907	197,907	100.00	100.00	100.00
盛岡市	105,936	98,865	17,711	105,936	98,865	17,711	100.00	100.00	100.00
秋田市	116,455	109,248	109,248	116,455	109,248	109,248	100.00	100.00	100.00
郡山市	52,911	49,067	49,067	52,911	49,067	49,067	100.00	100.00	100.00
いわき市	98,675	98,675	98,675	98,675	98,675	98,675	100.00	100.00	100.00
宇都宮市	139,924	134,606	134,606	139,924	134,606	111,389	100.00	100.00	82.75
高崎市	54,965	53,638	49,594	54,965	53,638	49,594	100.00	100.00	100.00
前橋市	70,278	64,016	64,016	70,278	64,016	64,016	100.00	100.00	100.00
川越市	77,844	76,070	27,960	77,844	76,070	27,960	100.00	100.00	100.00
船橋市	166,969	158,250	158,250	166,969	158,250	158,250	100.00	100.00	100.00
柏市	68,531	64,630	64,630	68,531	64,630	64,630	100.00	100.00	100.00
横須賀市	117,811	111,433	50,101	117,811	111,433	50,101	100.00	100.00	100.00
富山市	31,002	29,442	29,442	31,002	29,442	29,442	100.00	100.00	100.00
金沢市	72,963	68,973	68,973	72,963	68,973	68,973	100.00	100.00	100.00
長野市	49,302	46,953	46,953	49,302	46,953	46,953	100.00	100.00	100.00
岐阜市	141,966	137,417	137,417	141,966	137,417	137,417	100.00	100.00	100.00
豊橋市	40,090	38,427	38,427	40,090	38,427	38,427	100.00	100.00	100.00
豊田市	41,766	39,242	39,242	41,766	39,242	39,242	100.00	100.00	100.00
岡崎市	38,613	37,694	37,694	38,613	37,694	37,694	100.00	100.00	100.00
大津市	74,024	69,835	30,000	74,024	69,835	30,000	100.00	100.00	100.00
高槻市	121,051	113,112	113,112	121,051	113,112	113,112	100.00	100.00	100.00
豊中市	222,874	208,414	208,414	222,874	208,414	208,414	100.00	100.00	100.00
東大阪市	442,889	417,086	417,086	442,889	417,086	417,086	100.00	100.00	100.00
姫路市	176,478	169,302	169,302	176,478	169,302	169,302	100.00	100.00	100.00
西宮市	179,907	175,414	175,414	179,907	175,414	175,414	100.00	100.00	100.00
尼崎市	414,938	395,809	395,809	414,938	395,809	395,809	100.00	100.00	100.00
奈良市	157,422	148,398	148,398	157,422	148,398	148,398	100.00	100.00	100.00
和歌山市	190,583	184,657	184,657	190,583	184,657	184,657	100.00	100.00	100.00
倉敷市	133,567	124,987	124,987	133,567	124,987	124,987	100.00	100.00	100.00
福山市	155,455	143,826	143,826	155,455	143,826	143,826	100.00	100.00	100.00
下関市	108,256	103,759	103,759	108,256	103,759	103,759	100.00	100.00	100.00
高松市	145,128	139,359	116,571	145,128	139,359	116,571	100.00	100.00	100.00
松山市	250,028	243,438	99,018	250,028	243,438	99,018	100.00	100.00	100.00
高知市	278,312	260,245	260,245	278,312	260,245	260,245	100.00	100.00	100.00
久留米市	136,405	127,358	127,358	136,405	127,358	127,358	100.00	100.00	100.00
長崎市	293,492	279,038	279,038	293,492	279,038	279,038	100.00	100.00	100.00
大分市	192,566	183,357	183,357	192,566	183,357	183,357	100.00	100.00	100.00
宮崎市	203,531	190,896	190,896	203,531	190,896	190,896	100.00	100.00	100.00
鹿児島市	321,835	302,766	220,386	321,835	302,766	220,386	100.00	100.00	100.00
合計	43,924,639	41,963,606	39,458,522	43,923,344	41,962,322	39,417,090	100.00	100.00	99.89

資料：平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

(7) 各都道府県・市別レセプト点検（過誤調整）の状況（平成24年度）

(単位：円)

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額		過誤調整率 (％)			
		資格	内容	(※2)	資格	内容	
	A	B=C+D	C	D	B/A	C/A	D/A
北海道	58,617,465,743	372,173,481	174,006,073	198,167,408	0.63	0.30	0.34
青森県	14,914,698,049	88,515,239	59,912,482	28,602,757	0.59	0.40	0.19
岩手県	6,578,835,063	74,308,563	57,859,561	16,449,002	1.13	0.88	0.25
宮城県	13,183,855,366	94,594,770	76,848,269	17,746,501	0.72	0.58	0.13
秋田県	6,992,009,946	42,075,387	31,336,972	10,738,415	0.60	0.45	0.15
山形県	4,466,993,411	39,688,070	25,251,742	14,436,328	0.89	0.57	0.32
福島県	7,514,568,295	73,473,425	34,010,290	39,463,135	0.98	0.45	0.53
茨城県	20,501,712,895	297,752,871	175,532,970	122,219,901	1.45	0.86	0.60
栃木県	9,742,512,240	131,167,182	78,420,413	52,746,769	1.35	0.80	0.54
群馬県	4,305,481,241	93,351,416	48,567,181	44,784,235	2.17	1.13	1.04
埼玉県	47,697,616,365	549,362,721	319,320,317	230,042,404	1.15	0.67	0.48
千葉県	41,567,764,091	290,919,957	173,330,167	117,589,790	0.70	0.42	0.28
東京都	228,328,804,551	1,192,774,859	685,533,188	507,241,671	0.52	0.30	0.22
神奈川県	23,520,790,468	223,461,616	140,374,092	83,087,524	0.95	0.60	0.35
新潟県	4,894,505,387	60,308,108	32,588,580	27,719,528	1.23	0.67	0.57
富山県	2,686,287,415	11,221,666	7,108,052	4,113,614	0.42	0.26	0.15
石川県	3,056,909,478	18,176,117	13,369,861	4,806,256	0.59	0.44	0.16
福井県	3,487,896,230	62,924,280	57,169,158	5,755,122	1.80	1.64	0.17
山梨県	5,172,423,947	44,222,352	21,339,939	22,882,413	0.85	0.41	0.44
長野県	4,203,537,730	111,625,676	79,598,656	32,027,020	2.66	1.89	0.76
岐阜県	4,248,990,262	36,452,843	22,358,538	14,094,305	0.86	0.53	0.33
静岡県	10,601,752,412	104,797,520	60,371,862	44,425,658	0.99	0.57	0.42
愛知県	36,026,210,101	143,868,529	88,115,008	55,753,521	0.40	0.24	0.15
三重県	14,036,019,936	104,464,815	66,729,905	37,734,910	0.74	0.48	0.27
滋賀県	5,080,322,419	46,725,671	36,629,128	10,096,543	0.92	0.72	0.20
京都府	8,664,088,657	57,549,829	25,025,995	32,523,834	0.66	0.29	0.38
大阪府	89,469,809,745	666,156,377	382,225,722	283,930,655	0.74	0.43	0.32
兵庫県	18,646,723,589	87,054,369	50,288,098	36,766,271	0.47	0.27	0.20
奈良県	9,225,556,743	173,955,791	151,138,866	22,816,925	1.89	1.64	0.25
和歌山県	5,549,093,866	45,727,361	29,900,521	15,826,840	0.82	0.54	0.29
鳥取県	4,686,277,942	27,814,629	16,235,929	11,578,700	0.59	0.35	0.25
島根県	4,792,280,685	77,132,167	42,813,131	34,319,036	1.61	0.89	0.72
岡山県	4,637,141,574	40,725,237	14,180,565	26,544,672	0.88	0.31	0.57
広島県	10,511,613,391	180,546,236	99,591,644	80,954,592	1.72	0.95	0.77
山口県	10,960,203,388	90,228,548	61,101,185	29,127,363	0.82	0.56	0.27
徳島県	13,265,923,463	143,862,232	127,450,181	16,412,051	1.08	0.96	0.12
香川県	3,934,897,712	22,628,257	12,068,867	10,559,390	0.58	0.31	0.27
愛媛県	5,590,923,692	67,504,820	38,352,766	29,152,054	1.21	0.69	0.52
高知県	8,307,546,193	125,748,304	68,126,728	57,621,576	1.51	0.82	0.69
福岡県	52,138,150,888	284,075,325	185,604,960	98,470,365	0.54	0.36	0.19
佐賀県	8,048,837,784	153,762,999	109,715,865	44,047,134	1.91	1.36	0.55
長崎県	14,518,200,736	175,373,338	155,640,588	19,732,750	1.21	1.07	0.14
熊本県	8,122,872,003	174,027,852	110,418,185	63,609,667	2.14	1.36	0.78
大分県	12,293,195,498	151,813,036	104,018,164	47,794,872	1.23	0.85	0.39
宮崎県	8,508,728,692	128,322,913	58,624,805	69,698,108	1.51	0.69	0.82
鹿児島県	16,705,885,971	239,585,063	214,128,139	25,456,924	1.43	1.28	0.15
沖縄県	27,568,555,476	524,335,160	399,368,720	124,966,440	1.90	1.45	0.45

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額		過誤調整率 (%)			
		資格	内容	(※2)	資格	内容	
	A	B=C+D	C	D	B/A	C/A	D/A
札幌市	59,364,245,926	247,398,029	187,917,764	59,480,265	0.42	0.32	0.10
仙台市	10,325,575,687	65,658,074	55,129,822	10,528,252	0.64	0.53	0.10
さいたま市	11,800,334,309	139,166,086	37,047,668	102,118,418	1.18	0.31	0.87
千葉市	11,357,189,848	101,283,980	91,114,726	10,169,254	0.89	0.80	0.09
横浜市	47,822,016,034	547,387,379	422,808,845	124,578,534	1.14	0.88	0.26
川崎市	22,798,598,095	209,067,981	113,258,143	95,809,838	0.92	0.50	0.42
相模原市	8,013,856,365	58,561,487	42,082,612	16,478,875	0.73	0.53	0.21
新潟市	6,995,607,666	72,160,747	57,330,996	14,829,751	1.03	0.82	0.21
静岡市	5,779,648,306	38,009,414	30,323,154	7,686,260	0.66	0.52	0.13
浜松市	4,339,350,034	43,337,708	32,459,684	10,878,024	1.00	0.75	0.25
名古屋市	36,846,145,053	278,020,019	171,695,947	106,324,072	0.75	0.47	0.29
京都市	33,665,070,101	104,794,426	60,671,628	44,122,798	0.31	0.18	0.13
大阪市	132,396,853,973	2,920,576,055	2,408,890,834	511,685,221	2.21	1.82	0.39
堺市	21,850,013,997	158,123,107	70,891,258	87,231,849	0.72	0.32	0.40
神戸市	36,419,675,402	531,435,667	420,042,059	111,393,608	1.46	1.15	0.31
岡山市	10,128,600,242	102,664,880	98,047,590	4,617,290	1.01	0.97	0.05
広島市	18,536,551,777	76,928,254	27,929,276	48,998,978	0.42	0.15	0.26
北九州市	25,105,135,952	54,757,208	21,558,426	33,198,782	0.22	0.09	0.13
福岡市	38,948,284,602	242,452,166	194,082,745	48,369,421	0.62	0.50	0.12
熊本市	13,215,426,152	142,721,727	114,327,064	28,394,663	1.08	0.87	0.21
旭川市	9,969,773,521	76,000,432	23,576,434	52,423,998	0.76	0.24	0.53
函館市	10,164,334,066	65,154,829	41,507,477	23,647,352	0.64	0.41	0.23
青森市	6,147,888,176	52,776,418	43,242,010	9,534,408	0.86	0.70	0.16
盛岡市	3,500,363,922	53,976,799	39,014,144	14,962,655	1.54	1.11	0.43
秋田市	4,488,333,303	33,034,546	26,946,421	6,088,125	0.74	0.60	0.14
郡山市	2,230,207,612	41,658,178	27,336,242	14,321,936	1.87	1.23	0.64
いわき市	3,593,138,438	14,195,406	5,681,682	8,513,724	0.40	0.16	0.24
宇都宮市	5,869,374,105	15,714,158	6,998,109	8,716,049	0.27	0.12	0.15
高崎市	2,226,466,569	41,823,618	31,659,034	10,164,584	1.88	1.42	0.46
前橋市	2,838,699,708	36,403,915	25,398,174	11,005,741	1.28	0.89	0.39
川越市	2,955,690,898	27,919,725	15,757,449	12,162,276	0.94	0.53	0.41
船橋市	6,315,535,023	41,726,758	37,048,193	4,678,565	0.66	0.59	0.07
柏市	2,983,118,199	37,780,979	29,445,924	8,335,055	1.27	0.99	0.28
横須賀市	4,058,956,822	15,598,961	8,027,478	7,571,483	0.38	0.20	0.19
富山市	1,507,282,738	11,629,584	9,601,248	2,028,336	0.77	0.64	0.13
金沢市	3,901,864,669	18,143,582	13,428,352	4,715,230	0.46	0.34	0.12
長野市	2,070,034,955	36,861,564	11,086,889	25,774,675	1.78	0.54	1.25
岐阜市	5,330,483,716	28,148,993	12,134,032	16,014,961	0.53	0.23	0.30
豊橋市	2,206,374,416	42,843,201	34,537,942	8,305,259	1.94	1.57	0.38
豊田市	1,817,600,386	13,800,263	13,606,133	194,130	0.76	0.75	0.01
岡崎市	1,508,340,246	25,660,095	17,897,817	7,762,278	1.70	1.19	0.51
大津市	2,783,763,248	53,294,226	45,129,592	8,164,634	1.91	1.62	0.29
高槻市	4,433,788,768	98,078,855	82,196,751	15,882,104	2.21	1.85	0.36
豊中市	8,018,868,473	32,199,461	15,281,552	16,917,909	0.40	0.19	0.21
東大阪市	15,701,206,864	172,239,589	39,659,898	132,579,691	1.10	0.25	0.84
姫路市	6,418,727,202	28,698,299	20,264,893	8,433,406	0.45	0.32	0.13
西宮市	5,652,947,512	22,268,438	10,763,570	11,504,868	0.39	0.19	0.20
尼崎市	14,089,238,364	339,134,779	284,961,886	54,172,893	2.41	2.02	0.38
奈良市	5,381,303,497	65,516,370	40,467,742	25,048,628	1.22	0.75	0.47
和歌山市	7,898,728,296	45,628,710	39,571,820	6,056,890	0.58	0.50	0.08
倉敷市	5,522,952,912	61,781,381	36,994,624	24,786,757	1.12	0.67	0.45
福山市	5,516,144,603	140,233,894	94,099,536	46,134,358	2.54	1.71	0.84
下関市	4,591,617,513	75,727,519	57,786,125	17,941,394	1.65	1.26	0.39
高松市	5,603,322,622	60,355,212	56,361,942	3,993,270	1.08	1.01	0.07
松山市	9,853,322,049	44,452,498	17,676,750	26,775,748	0.45	0.18	0.27
高知市	10,675,828,676	64,756,397	33,580,658	31,175,739	0.61	0.31	0.29
久留米市	5,439,090,605	21,365,791	3,375,730	17,990,061	0.39	0.06	0.33
長崎市	10,116,988,467	58,652,881	43,563,196	15,089,685	0.58	0.43	0.15
大分市	8,053,551,398	64,817,047	50,037,298	14,779,749	0.80	0.62	0.18
宮崎市	6,337,798,378	49,955,061	26,659,951	23,295,110	0.79	0.42	0.37
鹿児島市	13,327,983,648	180,730,775	172,657,046	8,073,729	1.36	1.30	0.06
合計	1,724,383,684,833	16,491,580,558	11,324,334,013	5,167,246,545	0.96	0.66	0.30

資料：平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

## (8) 介護扶助受給者の状況

(単位：人、億円)

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	施設介護サービス受給者数						
			介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	・	53,023	・	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	・	66,460	・	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	・	83,285	・	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	・	100,524	・	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	・	118,027	・	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	・	132,218	・	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	・	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772	707

資料：福祉行政報告例、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

※各年度の1か月平均人員のため、四捨五入の関係で各施設の足し上げと施設入所者総数が合わない年度がある。

(9) 介護扶助受給者数 (65歳以上) の状況 (平成23年7月末現在)

①人数

在	宅	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	要支援1	要支援1
訪問・通所等	170,315	182,315	10,376	16,775	24,939	39,772	34,889	30,294	37,506	30,294	22,653
訪問・通所等	9,414	9,414	14,976	14,976	21,872	36,693	34,889	30,122	34,889	30,122	22,519
訪問・通所等	360,717	360,717	27,807	39,862	54,352	85,906	69,385	51,889	69,385	51,889	31,516
訪問介護	128,694	128,694	6,883	10,445	15,313	28,634	27,139	23,514	27,139	23,514	16,766
訪問介護	3,434	3,434	1,461	3,434	5,044	4,077	158	46	158	46	24
訪問介護	76,408	76,408	7,128	10,599	13,589	20,412	11,129	9,627	11,129	9,627	3,924
訪問看護	21,316	21,316	2,761	2,954	3,471	5,362	4,311	1,704	4,311	1,704	752
訪問介護	3,143	3,143	402	526	582	810	476	261	476	261	86
訪問介護	75,020	75,020	3,519	6,554	10,480	17,475	16,629	12,570	16,629	12,570	7,793
訪問介護	16,087	16,087	6,787	1,450	2,491	3,970	3,481	2,619	3,481	2,619	1,398
訪問介護	32,337	32,337	4,543	5,803	6,935	7,775	5,229	1,394	5,229	1,394	668
訪問介護	812	812	136	223	223	223	136	23	136	23	17
訪問介護	1,680	1,680	216	311	406	406	306	23	306	23	98
訪問介護	1,786	1,786	122	250	357	432	396	295	396	295	87
訪問介護	10,566	10,566	1,559	2,235	2,714	2,327	1,349	295	1,349	295	76
訪問介護	9,181	9,181	1,310	1,958	2,359	2,028	1,181	269	1,181	269	11
訪問介護	1,385	1,385	249	277	355	299	168	26	168	26	93
訪問介護	17,983	17,983	1,585	2,890	4,683	4,694	3,862	176	3,862	176	87
訪問介護	2,299	2,299	421	450	462	462	408	88	408	88	6
訪問介護	15,590	15,590	1,268	2,453	4,211	4,208	3,356	88	3,356	88	6
訪問介護	94	94	16	22	24	24	16	194	16	194	164
訪問介護	1,309	1,309	93	167	175	320	196	137	196	137	114
訪問介護	705	705	24	64	95	133	138	137	138	137	114
訪問介護	36,467	36,467	9,773	10,808	8,195	5,139	2,552	137	8,195	137	114
訪問介護	19,217	19,217	5,571	6,152	4,471	2,205	818	15	818	15	3
訪問介護	235	235	73	60	56	31	3	7	31	3	3
訪問介護	68	68	14	30	14	7	1,665	2,794	1,665	2,794	2
訪問介護	13,378	13,378	2,176	3,400	3,343	2,794	4	129	4	129	6
訪問介護	55	55	18	19	12	4	61	6	61	6	6
訪問介護	3,759	3,759	1,994	1,220	355	129	7	6	7	6	6
訪問介護	58	58	14	17	14	1	1	1	14	1	1
訪問介護	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訪問介護	1,309	1,309	93	167	175	320	196	137	196	137	114
訪問介護	705	705	24	64	95	133	138	137	138	137	114
訪問介護	36,467	36,467	9,773	10,808	8,195	5,139	2,552	137	8,195	137	114
訪問介護	19,217	19,217	5,571	6,152	4,471	2,205	818	15	818	15	3
訪問介護	235	235	73	60	56	31	3	7	31	3	3
訪問介護	68	68	14	30	14	7	1,665	2,794	1,665	2,794	2
訪問介護	13,378	13,378	2,176	3,400	3,343	2,794	4	129	4	129	6
訪問介護	55	55	18	19	12	4	61	6	61	6	6
訪問介護	3,759	3,759	1,994	1,220	355	129	7	6	7	6	6
訪問介護	58	58	14	17	14	1	1	1	14	1	1
訪問介護	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

②構成比

在	宅	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	要支援1	要支援1
訪問・通所等	100.0	100.0	5.7	9.2	13.7	21.8	20.6	16.6	20.6	16.6	12.4
訪問・通所等	93.5	93.5	5.2	8.2	12.0	20.1	19.1	16.5	19.1	16.5	12.4
訪問・通所等	197.9	197.9	15.3	21.9	29.8	47.1	38.1	28.5	38.1	28.5	17.3
訪問介護	70.6	70.6	3.8	5.7	8.4	15.7	14.9	12.9	14.9	12.9	9.2
訪問介護	1.9	1.9	0.8	0.5	0.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
訪問介護	41.9	41.9	3.9	5.8	7.5	11.2	6.1	5.3	6.1	5.3	2.2
訪問看護	11.7	11.7	1.5	1.6	1.9	2.9	2.4	0.9	2.4	0.9	0.4
訪問介護	1.7	1.7	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	0.1	0.3	0.1	0.0
訪問介護	41.1	41.1	1.9	3.6	5.7	9.6	9.1	6.9	9.1	6.9	4.3
訪問介護	8.8	8.8	0.4	0.8	1.4	2.2	2.2	1.4	2.2	1.4	0.8
訪問介護	17.7	17.7	2.5	3.2	3.8	4.3	2.9	1.4	2.9	1.4	0.8
訪問介護	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
訪問介護	0.9	0.9	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
訪問介護	1.0	1.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
訪問介護	5.8	5.8	0.9	1.2	1.5	1.3	0.7	0.2	0.7	0.2	0.0
訪問介護	5.0	5.0	0.7	1.1	1.3	1.1	0.6	0.1	0.6	0.1	0.0
訪問介護	0.8	0.8	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
訪問介護	9.9	9.9	0.9	1.6	2.6	2.6	2.1	0.1	2.1	0.1	0.1
訪問介護	1.3	1.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
訪問介護	8.6	8.6	0.7	1.3	2.3	2.3	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0
訪問介護	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問介護	0.7	0.7	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訪問介護	0.4	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訪問介護	100.0	100.0	26.8	29.6	22.5	14.1	7.0	6.0	2.2	6.0	0.1
訪問介護	52.7	52.7	15.3	16.9	12.3	6.0	2.2	0.0	2.2	0.0	0.0
訪問介護	0.6	0.6	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問介護	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問介護	36.7	36.7	6.0	9.3	9.2	7.7	4.6	0.0	4.6	0.0	0.0
訪問介護	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問介護	10.3	10.3	5.5	3.3	1.0	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
訪問介護	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：平成23年福祉保健課全庁一斉調査  
※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。

(1.0) 介護扶助受給者数(40歳以上65歳未満)の状況(平成23年7月末現在)

〔単位：人〕

在	施設	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
訪問・通所等	短期入所 小計	19,782	1,280	1,915	2,927	5,080	3,983	3,128	1,449
訪問・通所等	訪問・通所等 累計	19,031	1,210	1,824	2,752	4,902	3,776	3,128	1,439
訪問介護	訪問介護	39,544	3,413	4,621	6,524	10,789	7,172	4,991	2,034
訪問介護	訪問介護	9,617	555	896	1,337	2,423	2,131	1,411	864
訪問介護	訪問介護	4,470	201	113	63	62	26	4	1
訪問介護	訪問介護	10,563	3,977	1,394	1,971	3,235	1,482	1,230	294
訪問介護	訪問介護	3,229	397	426	525	879	580	307	115
訪問介護	訪問介護	949	113	128	168	262	143	116	19
訪問介護	訪問介護	7,155	399	691	1,099	1,871	1,511	1,129	455
訪問介護	訪問介護	3,486	149	281	520	994	718	1,625	209
訪問介護	訪問介護	3,661	582	619	755	969	508	160	68
訪問介護	訪問介護	131	30	26	38	38	9	-	-
訪問介護	訪問介護	129	25	22	30	22	26	9	9
訪問介護	訪問介護	144	5	21	28	34	38	18	6
訪問介護	訪問介護	839	151	207	230	144	83	13	5
訪問介護	訪問介護	672	115	171	181	113	74	13	6
訪問介護	訪問介護	167	36	36	49	31	9	5	1
訪問介護	訪問介護	1,088	95	141	267	270	284	25	6
訪問介護	訪問介護	817	60	103	206	210	227	14	6
訪問介護	訪問介護	4	-	-	1	2	1	11	-
訪問介護	訪問介護	163	11	17	26	46	30	24	9
訪問介護	訪問介護	68	3	7	11	17	14	10	6
施設	指定介護老人福祉施設 合計	2,735	704	680	634	466	251	38	-
施設	指定介護老人福祉施設 (再掲)旧措置	770	232	237	171	92	38	1	-
施設	指定介護老人福祉施設 (再掲)ユニット型	8	3	2	-	-	-	-	-
施設	介護老人保健施設	1,493	221	305	416	349	202	2	-
施設	介護療養型老人保健施設	16	6	1	6	2	2	2	-
施設	介護療養型医療施設	449	244	133	39	24	9	9	-
施設	地域密着型介護老人福祉施設 (再掲)ユニット型	7	1	4	2	-	-	-	-

〔単位：％〕

在	施設	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
訪問・通所等	短期入所 小計	100.0	6.5	9.7	14.8	25.7	20.1	15.9	7.3
訪問・通所等	訪問・通所等 累計	96.2	6.1	9.2	13.9	24.8	19.1	15.8	7.3
訪問介護	訪問介護	199.9	17.3	23.4	33.0	54.5	36.3	25.2	10.3
訪問介護	訪問介護	48.6	2.8	4.5	6.8	12.2	10.8	7.1	4.4
訪問介護	訪問介護	2.4	1.0	0.6	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0
訪問介護	訪問介護	53.4	4.8	7.0	10.0	16.4	7.5	6.2	1.5
訪問介護	訪問介護	16.3	2.0	2.2	2.7	4.4	2.9	1.6	0.6
訪問介護	訪問介護	4.8	0.6	0.6	0.8	1.3	0.7	0.6	0.1
訪問介護	訪問介護	36.2	2.0	3.5	5.6	9.5	7.6	5.7	2.3
訪問介護	訪問介護	17.7	0.8	1.4	2.6	5.0	3.6	3.2	1.1
訪問介護	訪問介護	18.5	2.9	3.1	3.8	4.9	2.6	2.6	0.8
訪問介護	訪問介護	0.7	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	-
訪問介護	訪問介護	0.7	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	0.7	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.0
訪問介護	訪問介護	4.2	0.8	1.0	1.2	0.7	0.4	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	3.4	0.6	0.9	0.9	0.6	0.4	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0
訪問介護	訪問介護	5.5	0.5	0.7	1.3	1.4	1.4	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	1.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	4.1	0.3	0.5	1.0	1.1	1.1	0.1	-
訪問介護	訪問介護	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-
訪問介護	訪問介護	0.8	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0
訪問介護	訪問介護	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
施設	指定介護老人福祉施設 合計	100.0	25.7	24.9	23.2	17.0	9.2	3.4	0.0
施設	指定介護老人福祉施設 (再掲)旧措置	28.2	8.5	8.7	6.3	3.4	1.4	0.0	-
施設	指定介護老人福祉施設 (再掲)ユニット型	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	-	-
施設	介護老人保健施設	54.6	8.1	11.2	15.2	12.8	7.4	0.1	-
施設	介護療養型老人保健施設	0.6	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	-
施設	介護療養型医療施設	16.4	8.9	4.9	1.4	0.9	0.3	0.3	-
施設	地域密着型介護老人福祉施設 (再掲)ユニット型	0.3	0.0	0.1	0.1	-	-	-	-

資料：平成23年福祉厚生調査全国一斉調査  
※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。